

【子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等
業務室関係】

1. 放課後児童対策について

(1) 新・放課後子ども総合プランの推進について

放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところである。平成30年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった。また、利用できなかった児童（待機児童）数は109人増加し、17,279人（うち小学1年生～3年生8,796人、小学4年生～6年生8,483人）となったところである。

（関連資料2、3参照）

- | |
|--|
| 1. 放課後児童クラブ数：前年比755か所増加
24,573か所（29年） → 25,328か所（30年） |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数：前年比1,640支援の単位増加
30,003支援の単位（29年） → 31,643支援の単位（30年） |
| 3. 登録児童数：前年比63,204人増加
1,171,162人（29年） → 1,234,366人（30年） |
| 4. 利用できなかった児童数：前年比109人増加
17,170人（29年） → 17,279人（30年）
うち、小学1年生～3年生：前年比669人減少
9,465人（29年） → 8,796人（30年）
小学4年生～6年生：前年比778人増加
7,705人（29年） → 8,483人（30年） |

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を解消する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきたところである。

平成30年9月には、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉、教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進するため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童）の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。

① 国全体の目標達成に向けた整備について

「新・放課後子ども総合プラン」では、

- (i) 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率の更なる上昇に対応できる整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る
- (ii) 全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す
- (iii) 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
- (iv) 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

こととしている。引き続き、市町村（特別区含む。以下同じ）においては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進めていただきたい。なお、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出にあたっては、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」（平成30年8月24日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方について」（平成30年12月27日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）を参考に適切に行っていただきたい。

また、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。加えて、「一体型」の取組を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び

備品の購入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているため、積極的にご活用いただきたい。（関連資料4参照）

② 一体型の推進について

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては「新・放課後子ども総合プラン」において、2023年度末までに、1万か所の一体型事業の実施を目指している。同一学校内で両事業を実施する場合など、どのように共通プログラムを実施できるか検討いただき、できる部分から取り組んでいただきたい。

「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。

③ 放課後児童クラブのソフト面（運営費）について（別冊資料参照）

2019(平成31)年度予算案においては、受入児童数の更なる拡大を促すため、

ア 受入児童数の拡大 [約8.5万人増]

イ 121.7万人（平成30年度）→130.2万人（2019(平成31)年度）

を予定している。

また、人材確保や職員の処遇改善等の観点から「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を引き続き実施することとしている。本事業については、自治体での実施率が低い状況であるが、人材確保や職員の処遇改善等の観点から積極的な事業実施をお願いしたい。

（関連資料5、6参照）

④ 放課後児童クラブのハード面（整備費）について（別冊資料参照）

2019(平成31)年度予算案の内容としては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

イ 放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施

- 公立の場合の国庫補助率 1 / 3 → 2 / 3
 - 私立の場合の国庫補助率 2 / 9 → 1 / 2
- を予定している。

⑤ 10人未満の放課後児童クラブについて

受入児童数が10人未満の放課後児童クラブのうち、山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合は、平成27年度から国庫補助対象としている。

また、国庫補助対象となる10人未満クラブについては、毎年、厚生労働大臣への協議を実施している。なお、前年度において結果的に10人未満となったクラブについての遡りの協議は受け付けないので、協議時点で受入児童数が10人以上の場合でも、年度を通じて10人未満となる可能性がある場合には、協議を行っていただきたい。

⑥ 放課後児童対策の推進について（別冊資料参照）

放課後児童対策の推進を図るため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として児童館、公民館等の既存の社会資源の活用による放課後の子どもの居場所の提供や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進するための事業を創設することとしている。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、先進事例の普及・展開を図るための調査研究や、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業の実施、放課後児童支援員を保育士・保育園支援センターにおける支援対象とした場合の国庫補助の加算、市区町村において放課後児童支援員に対し就職相談等の支援を行う場合の国庫補助を実施することとしている。

（関連資料 5 参照）

⑦ 放課後児童クラブ等におけるICT化の推進について

平成30年度第2次補正予算に「放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業」を計上しており、当該事業は放課後児童クラブにおけるICT化（パソコン及びその周辺機器やソフトウェア等の導入）に活用できるため、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

（関連資料 5 参照）

（2）社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会について

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が

増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会において、今後の放課後児童クラブのあり方を含め放課後児童対策について検討を行い、平成30年7月27日に中間とりまとめを行った。

本中間とりまとめでは、子どもたちの放課後生活の重要性や放課後児童クラブの量的拡充、質の確保などについてとりまとめたところである。各自治体においては、本中間とりまとめについてご承知おきいただくとともに、今後の放課後児童対策の施策を検討する上でご参考にしていただきたい。
(関連資料7参照)

(3) 地方からの提案等に関する対応方針について

①平成30年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、以下のような内容の閣議決定がされている。なお、閣議決定文にあるように、厚生労働省として現行の基準は変更せず、その性格を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変えるものであり、最低基準としての考え方に違いはないものである。各自治体においては、この基準を十分参酌した上で、地域の実情に応じ、適切に対応いただきたい。

【閣議決定文】

放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

②平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

昨年度より周知しているように、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、以下のような内容の閣議決定がされており、必要な改正を年度内に行う予定である。

なお、研修実施にあたっては、都道府県と指定都市で協議をしていただき、地域によって研修が受講できないといったことが起きないように、地域の実情に応じた適切な対応をお願いしたい。

【閣議決定文】

放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業

の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項）の事務・権限については、2019(平成31)年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。

（関連資料8参照）

（４）規制改革推進に関する第４次答申について

「規制改革推進に関する第４次答申」（平成30年11月19日）において、児童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）という観点から、子どもにふさわしい場所の確保、多様な人材（担い手）の活用、質の確保等といった内容の答申がされたことから、自治体においては、その内容についてご承知おきいただきたい。（関連資料9参照）

（５）放課後児童クラブの設備運営基準関係について

① 都道府県等認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成30年度においては、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県認定資格研修講師養成研修を実施したところであるが、2019(平成31)年度も引き続き本研修を実施することとしており、開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、市町村担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県等認定資格研修の実施

認定資格研修については、平成27年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識していただくことを目的として実施するも

のである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであり、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員」を設けているが、当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、研修を委託により実施するに当たっては、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

都道府県等認定資格研修については、放課後児童クラブの設備運営基準において、2019(平成31)年度末までに当該研修を修了することを予定している者についても放課後児童支援員の資格を満たしているものと取り扱う経過措置を設けているところであるが、平成30年5月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、58.5%であった。認定資格研修は、より多くの方に受講していただくことが重要であるとともに、1クラブで最低1名以上は受講していることが望ましい。そのことから、受講希望者が多い自治体においては、受講人数枠及び研修回数を拡大することが望まれる。また、支援員の受講が進んでいない放課後児童クラブがある場合には、当該クラブからの申請者を優先する等、地域の実情に応じた適切な研修実施に努めていただきたい。なお、先述(2.(3)②平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について)のとおり、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)に基づき、2019(平成31)年度より実施主体に指定都市を加える予定であるので、ご承知おきいただきたい。

昨年度に引き続き、各都道府県における実施方法、実施内容等を把握するため、認定資格研修の取組状況等を調査することとし、追って正式に依頼するので、ご協力をお願いしたい。(関連資料10参照)

③ 放課後児童支援員等資質向上研修の実施

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後

児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしているため、当該研修事業を活用するなどして、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、当該研修事業は、講師がクラブを訪れ職員に対し講習等を行う形式の研修や通信形態による研修も対象であるので、地域の実情に応じて対象者が容易に研修受講できるようご検討いただきたい。

④ 放課後児童支援員の基礎資格（教員）について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第46号）において、基準第10条第3項第4号を改正し、放課後児童支援員の基礎資格のうち、教員に係るものについて、これまで幼稚園、小学校等の教諭となる資格を有する者としていたところ、これに代えて「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」とした（2019（平成31）年4月1日施行）。これは、教員免許更新制が導入されたことに伴う措置であるが、放課後児童支援員の基礎資格の認定に当たっては、教員免許を取得する過程で得た知識・経験を評価するものであり、当該教員免許が有効か否かは問わないものである点にご留意いただくとともに、基準の解釈については、厚生労働省又は都道府県等の児童福祉主管部局に照会いただくよう周知をお願いします。

⑤ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用について

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して放課後児童健全育成事業に従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成しているため、関係者に周知いただくとともに、都道府県等認定資格研修のテキストとしてご活用いただきたい。

なお、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当者におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただき、子どもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準に加えて、運営指針及び解説書を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針及び解説書の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい旨、管内市町村への周知徹底をお願いしたい。

⑥ 放課後児童クラブの運営内容の評価等について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第5条において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとしている。また、「放課後児童対策に関する専門委員会」では、質の確保のためには第三者評価、自己評価の仕組みをどのように作っていくべきか、評価項目等をどのように考えるか、検討する必要があるとされている。一方で、平成30年放課後児童健全育成事業の実施状況調査結果では、「自己評価の実施あり」のクラブ数は約50%となっている。

このような状況を踏まえ、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、放課後児童クラブにおける評価の実施状況の把握、自己評価チェックリスト案の作成、第三者評価の実施に向けた課題や方向性の検討を行っており、2019(平成31)年度も評価に関する調査研究を実施する予定であるのでご承知おきいただきたい。

⑦ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出しているため、ご了知願いたい。また、行政手続きコストの削減の観点から、事業者からの届出等については郵送やメールでの申請を受け付けるなど、事業者が申請に要する時間の削減を図れるよう検討いただきたい。

ア 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、子どもの受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放

課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」(以下「専門委員会報告書」という。)においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき子どもの考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 子どもが障害を有する場合
- ・ 低学年の子どもなど、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる子ども
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹(多胎で生まれた者を含む。)についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

イ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を的確に把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要

請を行うことができるような実施体制を構築することが求められているので、ご対応をいただきたい。

⑧ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議院及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生の子どもの保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

（参考）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日 衆議院法務委員会）

（6）放課後児童クラブにおける安全確保について

①放課後児童クラブにおける事故防止について

運営指針第6章等において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、子どもが安全に安心して過ごせるためにクラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導をお願いしたい。また、平成30年7月11日付で「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」通知を发出しており、本安全点検リストを参考に、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における児童の安全確保に努めていただくようお願いしたい。

なお、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとさ

れており、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

について報告をお願いしているところである。

集約した情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了解願いたい。

②放課後児童支援員等の採用にあたっての留意事項について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第12条において、「利用者に対し、児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」としている。児童福祉法33条の10各号に掲げる行為等は、どのような理由があっても許されるものではなく各クラブにおいても、研修等の実施や採用時のチェックなどを十分に行っていただくことが必要である。

また、放課後児童支援員等の採用にあたっては、面接の実施や履歴書等で上記に該当する者でないかを十分に確認することが望ましい。

なお、「放課後児童クラブ運営指針」において、以下のようなことを規定していることから、放課後児童支援員等の採用にあたって参考にさせていただくとともに、適切な人材の採用及び人材育成に努めていただきたい。

【「放課後児童クラブ運営指針」の抜粋】

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

(1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

○子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとり

の人格を尊重する。

- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 利用者支援事業について

(1) 利用者支援事業の推進について（関連資料11、12参照）

① 利用者支援事業の取組について

子ども・子育て支援法第2条第1項第3号には、「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」と規定されている。

これを受けて市町村には、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、その計画において潜在的なニーズも含め、地域の子育て家庭や妊産婦等（以下「利用者」という。）の多様なニーズを把握し、需要の見込みを立てるとともに、これに応えるべく、多様な子育て支援に関する施設や事業等を組み合わせ、計画的に供給体制を整備していくこととなっている。

しかしながら、子育て支援に関する施設や事業等を実際利用する利用者が、自らのニーズを把握し、多種多様な施設や事業等の中からどれを利用するのが適当なのか自ら判断・選択することは必ずしも容易でなく、また自らのニーズ自体を的確に認識できない場合も多く見受けられる。

利用者支援事業は、こうした状況において適切に対応することを目的に「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与する」という大きな目標の下、

ア 利用者支援

利用者にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する。

イ 地域連携

このような機能を果たすために、日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、状況に応じて不足している社会資源を開発していく。

の2つの取組を基本として実施する事業である。

市町村におかれては、子育て支援に関する多様な施設や事業等の体制整備とともに、それらの体制を効率よく活用するために極めて重要な利用者支援事業について、積極的な活用をお願いしたい。

なお、利用者支援事業の実施に当たっては、本事業の普及と円滑な実施に資するため、主として基本型及び特定型の事業の目的や基本的な内容、実施方法等について整理した「利用者支援事業ガイドライ

ン」(平成26年10月6日府政共政第950号、26文科初第704号、雇児発1006第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)を発出しているので参考としていただきたい。特に、実施主体である市町村におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容等を十分ご理解いただき、子育て家庭にとって、適切な施設や事業等の円滑な利用につなぐ支援や、地域の子育て支援の更なる向上を図る必要があるため、本ガイドラインを必ず熟読していただくことが求められる。さらに、本事業を委託等により実施している市町村におかれては、委託事業者に対し、本事業の趣旨を正確に理解されるよう学習会を開催するなど、委託事業者の資質向上に努め、本事業が適切に実施されるよう継続的な指導をお願いしたい。

各都道府県におかれては、本ガイドラインの重要性を再度認識し、管内市町村に周知徹底するとともに、市町村担当者におかれては、必ず熟読し理解するようお願いしたい。

また、平成30年度第2次補正予算に「放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業」を計上しており、当該事業は利用者支援事業所におけるICT化(パソコン及びその周辺機器やソフトウェア等の導入)に活用できるため、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

② 利用者支援事業の事業類型について

利用者支援事業は、支援の対象や目的により「基本型」・「特定型」・「母子保健型」の3つの事業類型に分類されており、利用者支援事業を実施する際は、支援の対象や目的、地域の特性などを総合的に考慮した上で、最適な事業類型を選択し実施するようお願いしたい。

なお、それぞれの事業類型の特色は以下のとおりである。

ア 基本型

「利用者支援」の取組として、身近な立場である利用者支援専門員が利用者の目線に立って、利用者の個別ニーズを的確に把握した上で、子育て支援に関する施設や事業等のみならず、医療・保健等の隣接する他の領域のフォーマルな事業や、近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルな取組も含め、その利用者に最もふさわしい支援のあり方を提示し、最適な子育て支援に関する施設や事業等の円滑な利用につなげていくよう支援する。

また、「地域連携」の取組として、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整・連携・協働の体制づくりや、子育て支援に関する施設や事業等のほか、隣接する他の領域のフォーマルな事業、あるいは地域のインフォーマルな

取組も含め、地域の子育て支援に関わる社会資源について必要な情報を収集・蓄積し整理するものである。

なお、利用者の目線に立った寄り添い型の支援が重要となるため、地域子育て支援拠点や保育所など利用者が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所を実施することが有効と考えられる。

また、一定の場所での実施のみならず、両親（母親・父親）学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向いて、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供、保育に関する相談や情報提供等の取組を併用することも有効な手段である。

【具体的な相談内容例】

- ・ 子育て全般に関すること。
- ・ 突発な事情等による子どもの預かりに関すること。
- ・ 子どもの発達状況に関すること
- ・ 保育所や保育サービスに関すること

イ 特定型

待機児童の解消等を図ることを主たる目的として実施するため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう「利用者支援」を実施することとしている。なお、「地域連携」については、行政が地域連携の機能を果たすことを前提としているため、行政職員によるサポートが可能となる行政の窓口等が主たる実施場所になると想定される。

特定型の実施に当たり、行政における利用者支援事業の担当職員は、こうした特定型の特徴・意義を十分理解し、利用者の個別ニーズを引き出しやすい相談姿勢と寄り添い型の支援を心がけるとともに、一般の子育て支援に関する相談など特定型の守備範囲外の施設・事業等の利用が適当と思われる場合には、速やかにこれらの施設・事業等の担当部署につなぐ必要があることにご留意願いたい。

【具体的な相談内容例】

- ・ 保育所の入所に関すること
- ・ 保育サービスに関すること

ウ 母子保健型

市町村保健センター等の母子保健に関する相談機能を有する施設を実施場所として、保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談支援や情報提供等を実施するものであり、利用者支援事業（基本型）等との連携により子育て世代

包括支援センターとしての位置づけを有することも可能となるものである。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は本事業に基づく支援のみならず、妊娠・出産包括支援事業などの様々な母子保健施策による支援等も必要であるため、関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦への支援を整備するための体制作りを行うこととなっている。

【具体的な相談内容例】

- ・ 妊娠・出産・子育てに関すること
- ・ 母子保健サービスに関すること

なお、平成29年度の交付決定ベースによる実施箇所数は、基本型が611箇所、特定型が371箇所、母子保健型が915箇所となっており、実施市町村数は、775市町村（44.5%）と利用者支援事業の実施割合が低いため、積極的な事業の推進が必要となっている。

また、基本型・特定型については、少子化社会対策大綱において、2019（平成31）度末までに1,800か所の設置を目指すこととされており、市町村におかれては、母子保健型を含めて、積極的な活用をお願いしたい。

③ 相談等の記録及び管理について

相談を受けた際には、相談内容や個別ニーズの把握内容、支援等の事例経過について記録し管理しておくことが重要である。

これらの記録は、継続的な支援の資料とするほか、関係機関や関係者等との適切な情報共有や、継続的な支援を受けている利用者の状態に合わせた適切な支援内容の見直しの資料とするなど、幅広く活用するようお願いしたい。

なお、利用者とその家族への対応に十分配慮することが大切であるため、相談支援の記録の作成、関係機関や関係者等への閲覧等に関しては、前もって利用者の承諾を得ることが原則となる。

また、業務上知り得た個人情報適切に管理するため、保管方法、保管場所、閲覧権限、保存年限、個人情報に留意した廃棄方法等の記録の管理方法について、各自治体の条例や規則等に基づき実施するようお願いしたい。

さらに、本事業を委託等により実施する場合、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等について一定の規程を設けるなど、委託等に係る業務上知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じるとともに、委託先の職員に対して、個人情報保護

や守秘義務に関する研修を受講させるよう努めていただきたい。

(2) 加算事業について（関連資料11、13参照）

利用者の置かれた状況やニーズは多様であり、就労している利用者への対応や、身近な場所であっても実施場所に出向くこと自体に困難が伴う利用者への対応など、個別の家庭状況に即した支援が必要となる。

市町村におかれては、利用者の視点に立った機能強化の推進を進める必要があるため、以下の加算事業について積極的な活用をお願いしたい。

① 夜間・休日の時間外相談加算

基本型と特定型において、就労している利用者など、通常の開設時間帯に相談できない利用者などを主として、夜間や休日の相談支援を実施し、きめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげる場合に加算することとしている。

実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、冒頭にも記載した利用者支援事業の目的を踏まえ、次年度の保育所等入所申込時期（期間）などの繁忙期のみの実施についても補助の対象としたので、市町村におかれては積極的な活用をお願いしたい。

【実施か所数：136か所（平成30年度交付決定ベース）】

② 出張相談支援加算

平成29年度より基本型と特定型において、様々なニーズに対応するため、一定の場所での実施のみならず、状況に応じて、両親（母親・父親）学級や乳幼児健診、地域で開催されている交流の場など様々な場所に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育て支援の情報提供、地域の保育所や保育の利用に向けた相談支援を実施した場合や、身近な場所であっても実施場所に出向くこと自体に困難が伴う利用者への戸別訪問相談支援を実施した場合に加算することとしている。

特に戸別訪問相談支援については、困難な事情を抱えた子育て家庭のニーズや状況をいち早く把握することで、予防的な働きかけを行い、状態の更なる悪化の防止となるため、これらを積極的に活用し、早期発見・早期対応に努めていただきたい。

実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、出張相談支援が必要と判断した時期（年度当初や乳幼児健診実施日等）に限った実施や、出張相談支援が必要と判断した家庭

への不定期的な実施についても補助の対象としたので、市町村におかれては積極的な活用をお願いしたい。

【実施か所数：93か所（平成30年度交付決定ベース）】

③ 機能強化のための取組加算

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（平成28年4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村が、継続した支援を実施するため、平成29年度より、基本型と特定型において、夜間・休日の相談支援の実施や様々な場所への出張相談等を実施した上で、基本事業に従事する専任職員を2名以上配置し、利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための相談支援機能を強化した場合に加算することとしている。

なお、本加算の実施に当たっては、①又は②の加算事業の実施が要件となっているため、①又は②の加算事業を実施しない月は対象外となるためご留意願いたい。

【実施か所数：20か所（平成30年度交付決定ベース）】

④ 多言語化のための取組加算の創設について（関連資料11参照）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日関係閣僚会議決定）において、「外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語化対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。」とされていることから、2019年（平成31年）度予算案において、利用者支援事業で、通訳者の配置や通訳タブレットサービス等の利用により外国人子育て家庭等に対してもきめ細やかな支援を行う場合の加算（1ヶ所あたり80万円）を計上しているので、本加算を活用した取組をお願いしたい。

（3）整備費について（関連資料14参照）

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕
- ・ 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

において実施しているところであり、それぞれの特色は次のとおりである。

① 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行うものであり、建物の新設や大規模な改修、増改築などを実施する場合に活用できる。

これまで、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

② 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

開設準備経費の簡易な修繕とは、あらかじめ相談機能等を有する既存施設を活用して利用者支援事業を実施する場合に必要な

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

実施に当たっては、予定している改修工事等が次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕に該当するか、子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕に該当するかを適宜判断し実施するようご留意願いたい。

また、各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

（４）多機能型支援の取組について

利用者支援事業は、「子ども及びその保護者の身近な場所」を実施場所としているが、これは、利用者の個別ニーズは、何気ない日常の会話（相談）から把握されることが多く、そうした会話（相談）を行うためには利用者が日常的・継続的に利用できる地域子育て支援拠点や保育所

などの敷居の低い場所が有効と考えられるためである。

こうした地域子育て支援拠点や保育所等において利用者支援事業を一体的に実施するとともに、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）なども併せて実施する子育て支援（以下「多機能型支援」という。）の取組について、以下のような効果が確認されている。

- ・ 地域子育て支援拠点に子どもと遊びに来たついでに、利用者支援相談員と会話することで、少し気になっていたことを聞くことができるため、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決が図られ、子育て家庭に対して予防的な関わりを持つことができる。
- ・ 地域子育て支援拠点で併せて利用者支援事業を実施する場合、利用者にとって地域子育て支援拠点が通い慣れた日常的な場所であるため、利用者が感じる相談に対する抵抗感が軽減されている。

また、特別な相談窓口等に行くわけではなく、顔見知りの利用者支援相談員が対応してくれるため、利用者の相談に対する精神的負担が軽減されている。

- ・ 地域子育て支援拠点において実施されている一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用した「子どもを預けての相談」ができるため、利用者は子どもに気をとられることなく、相談に集中し、時間をかけてじっくりと話すことができる。
- ・ 「多機能型支援」を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる

なお、地域子育て支援拠点において利用者支援事業を併せて実施する場合は、利用者支援専門員と、地域子育て支援拠点等に従事する者が守秘義務等に留意しつつ、相互に協力し合うとともに、事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築することが必要である。

各自治体におかれては、「多機能型支援」を活用した利用者支援事業の積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

3. 地域子育て支援拠点事業について

(1) 地域子育て支援点事業の実施について

① 地域子育て支援拠点事業について（関連資料15、16参照）

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約6～7割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親とその子ども（以下、「子育て親子」という。）が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っている。

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、2019（平成31）年度末までに8,000か所の設置を目指すこととされており、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

また、平成30年度第2次補正予算に「放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業」を計上しており、当該事業は地域子育て支援拠点事業所におけるICT化（パソコン及びその周辺機器やソフトウェア等の導入）に活用できるため、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

② 地域子育て支援拠点事業の実施について（関連資料17、18参照）

ア 地域子育て支援拠点事業の実施について

地域子育て支援拠点事業は、以下の4つの基本事業を実施した上で、事業の実施状況により「一般型」と「連携型」の2つの事業類型に分けて実施している。

- ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

このうち、月1回以上開催する講習の内容については、原則地域

子育て支援拠点を利用する子育て親子を対象とした子育て支援に関する講習等が主となるが、子どもとの時間を確保するための効率よい家事のテクニックや効果的な収納に関する講習、歯科（歯磨き）指導や栄養指導などの専門的な講習など、子育て親子のニーズや要望を幅広く取り入れて柔軟に対応しながら実施していただきたい。

また、講師については、地域子育て支援拠点に従事する職員が対応することも想定されるが、謝金等により講師を招いて実施することも差し支えないので、実施主体である市町村においては、子育て親子にとって有意義な講習を常に検討し積極的な実施をお願いしたい。

イ 専任職員の配置要件について

地域子育て支援拠点事業の職員配置要件について、実施要綱による一般型の職員配置要件は、専任職員を2名以上配置することとなっている。専任職員とは、地域子育て支援拠点を開所している時間帯を通して必ず配置されるものであり、配置された専任職員は、地域子育て支援拠点の開設時間帯は地域子育て支援拠点事業以外の業務に従事できないため十分ご留意願いたい。

また、連携型は専任職員を1名以上配置することとなっているが、これは連携型の実施場所である児童館等の児童福祉施設等に従事している職員等のバックアップ（協力）を受ける体制を整えることが要件となっているので、こちらも十分ご留意願いたい。

ウ 出張ひろばについて

出張ひろばは、平成19年度に策定された「地域子育て支援拠点事業実施要綱」において、「出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。」と要件が記載され、本格的な地域子育て支援拠点事業を実施するための準備期間として実施するための加算事業として位置づけられた。

この要件は、平成22年度の実施要綱から削除されたが、これまで出張ひろばの開催場所や開設日数等の要件は、原則年間を通して同じ場所で実施することと運用してきた。

しかしながら、子育て親子を取り巻く環境は大きく変化し、特に人口減少や少子化が加速している地域などにおいては、地域子育て支援拠点の必要性を感じてはいるが、人材不足や利用親子数が少ないことなどにより常設の地域子育て支援拠点の設置が難しく、出張ひろばで対応せざるを得ない状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成30年度より、これまでの実施要件

に加え、実施元である地域子育て支援拠点が複数の場所において出張ひろばを週1～2日、かつ1日5時間以上実施する場合も加算の対象とする運用の見直しを行ったので、市町村におかれては、出張ひろばの実施について、積極的な活用にあつていただきたい。

エ 子ども・子育て支援交付金交付要綱における国庫補助基準額の月割りについて

これまで、交付要綱のうち地域子育て支援拠点事業における対象経費の実支出額と比較する国庫補助基準額については、年額のみとしていたが、平成30年度より、事業実施月数が12月に満たない場合の国庫補助基準額は、各基準額ごとに算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じて算出された月割り額となったので、ご留意願いたい。

なお、年度途中に開設日数の変更等により比較する基準額が複数となる場合は、それぞれの事業実施月数に応じて算出された基準額（月割り額）と比較するようお願いしたい。

オ 子ども・子育て支援交付金交付要綱における常勤職員の取り扱いについて

交付要綱における「常勤職員を配置する場合」の常勤職員とは、原則として地域子育て支援拠点事業に「週40時間程度従事する者」を想定している。

しかしながら、「常勤」は法令等による定義がないため、最終的には、実施主体である市町村が、地域性や地域における雇用環境、勤務体系などを考慮した上で、条例等により「常勤職員」の定義を定めている場合を含め、「常勤職員」について柔軟に判断することが必要となる。

このため、判断に当たっては、対外的な第三者に対する的確に「常勤職員」の考え方を説明できるように論拠を整理しておくようご留意願いたい。

カ 子ども・子育て支援交付金交付要綱における子育て親子の安全確保について

地域子育て支援拠点を利用する子育て親子の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各市町村におかれては、事故等の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう引き続き子育て親子の安全・安心な居場所づくりを進めていただきたい。

さらに、利用親子の入退館を管理・記録し、利用親子の状態を見

極めた予防的な関わりに努めるとともに、安全な利用環境の確保に努めていただきたい。

(2) 整備費について（関連資料19参照）

地域子育て支援拠点事業の実施場所の整備に対する支援は、

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕
- ・ 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業〔統合補助金〕

において実施しているところであり、それぞれの特色は次のとおりである。

① 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行うものであり、建物の新設や大規模な改修、増改築などの改修工事を実施する場合に活用できる。

これまで、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

② 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

地域子育て支援拠点を新たに開設する場合に必要となる簡易な修繕や備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

開設準備経費の簡易な修繕とは、あらかじめ相談機能等を有する既存施設を活用して地域子育て支援拠点事業を実施する場合に必要となる

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

③ 児童虐待・DV対策等総合支援事業〔統合補助金〕

既に実施している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

児童虐待・DV対策等総合支援事業の簡易な修繕とは、これまで実施している施設の改修及び、移転に伴う既存施設の改修により地域子育て支援拠点事業を実施する場合に必要なとなる

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

なお、②又は③の選択に当たっては、地域子育て支援拠点事業が新規か継続かを確認した上で、改修等の規模を判断し実施するようご留意願いたい。

また、各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

（3）指導者養成等研修（地域の子育て支援機能等強化事業）の実施について

地域子育て支援拠点事業の従事者等を対象として、平成27年度から厚生労働省の委託事業により「地域の人材による子育て支援活動強化研修」を実施しているところである。本研修は、地域で実施されている子ども・子育てに関する先駆的・創意工夫のある取組等について知識の習得、情報共有等を行い、受講者の知見や支援技術の向上を図るとともに、各受講者が地域の指導者的立場に立ち、その地域の実践者等に対して、研修で得た情報や事例等を周知し、効果的な実践につなげていくことで、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として実施しているものである。【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。平成30年度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託）】

平成30年度においては、全国セミナーを1か所（岐阜市）、ブロック研修を4か所（札幌市、熊本市、大阪市、東京都渋谷区）で開催し、地域子育て支援拠点において取り組むべき4つの基本事業の再確認や利用者支援事業や一時預かり事業等他の子育て支援事業との連携の必要性や

効果的な実践方法等を主な研修内容として実施したところである。

地域の子育て支援の強化には、こうした研修を通じて、各地域での取組の経験・ノウハウの共有、普段の活動内容の評価などを行うことが必要であり、2019(平成31)年度も引き続き本研修を実施することとしているので、平成30年度同様、自治体担当者を含め積極的な受講をお願いしたい。

なお、2019(平成31)年度における本研修の開催地は今後決定することとなるが、開催地となられた場合にはご協力をお願いしたい。

(4) 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業について

(関連資料20参照)

これまで、地域子育て支援拠点事業の職員研修については、(3)の指導者養成等研修のほか、

- ・ 新たに地域子育て支援拠点に従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修(地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業)」【実施主体：都道府県、市町村】

の実施に係る費用に対して必要な予算を計上してきたところであるが、平成30年度より、

- ・ 中堅職員に必要となる知識・技能等の習得等資質の向上を図るために、「地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業」【実施主体：都道府県、市町村】

を新たに創設し、都道府県や市町村において専門的な研修を実施するために必要な費用を補助することとした。地域子育て支援拠点において、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただきたい。

また、一部の自治体におかれては、すでに独自の研修事業として、地域子育て支援拠点事業の資質向上のための職員研修を実施していると承知しているが、本研修事業をご活用いただき、受講対象者枠を広げる、研修回数を増やすなど、職員の質の向上にご尽力いただきたい。

各都道府県におかれては、積極的に管内市町村に周知いただくとともに、市町村が本研修事業を実施する際に、地域子育て支援拠点事業に精通した者や大学の教職員等を講師として紹介するなど、職員の資質向上に向けた積極的な事業の推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

(5) 多機能型支援の取組について

地域子育て支援拠点において、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、利用者支援事業などを併せて実施する子育て支援の取組（以下「多機能型支援」という。）に対しては、地域における総合的な子育てに関する支援拠点として多様かつ複合的な支援効果が期待できるとして、多機能型支援を実施する市町村が増えつつある。

多機能型支援の取組状況等に関する調査研究（平成28・29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によると、

- ・ 地域子育て支援拠点での交流支援を中心として、子育て援助活動支援事業の登録や必要に応じて他の子育て支援サービスにつなぐことができるため、無理なく子育て支援事業の活用が図られ、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決に向けた支援の予防的な機能が発揮される。
- ・ 子育て親子にとって日常的な場所である地域子育て支援拠点において利用者支援事業を利用できるため、相談に対する抵抗感や精神的負担が軽減される。
- ・ 多機能型支援を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる。
- ・ 訪問支援によりつながった、心配な家庭を地域子育て支援拠点や利用者支援事業につなぐことで、親子の見守り（モニタリング）機能を果たせる。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業を入り口として、地域子育て支援拠点や利用者支援事業の利用に結びつくことで、より幅広い利用者層をカバーできる。

などの支援効果が見込まれるため、子育て支援の有効な取組であると考えられる。

このため、各自治体におかれては、地域における総合的な子育て支援拠点としての役割が益々期待される「多機能型支援」の必要性・有効性について十分了知いただくとともに、積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

(6) 地域子育て支援拠点と関係機関との連携について

① 乳幼児触れ合い体験の推進について

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）及びニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）において、学校・家

庭・地域で、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること及び中学校、高等学校学習指導要領に記載されていることを踏まえ、実施に当たっては、子育て親子を支援している地域子育て支援拠点と連携を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））を活用して、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いする。また、管内市町村においても、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

② 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の一部が改正され、平成30年4月1日に施行された。地域子育て支援拠点に係るポイントとしては、

- ・ 相談支援を担う事業者（地域子育て支援事業者）が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたこと（法第106条の2）
- ・ 地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う体制の整備を市町村の努力義務としたこと（法第106条の3第2項）。同規定に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）において、市町村に対して、地域住民の相談を包括的に受け止める場として、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点等の福祉制度に基づく相談支援機関等、社会福祉法人、NPO法人等を例に挙げ、地域の実情に応じて協議し、適切に設置する必要があることを示していることが挙げられる。

地域子育て支援拠点を既に設置している、これから設置する予定のある管内市町村に対して、上記のポイントを周知していただくようお願いしたい。

③ ペアレントプログラムの推進について

平成28年に発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）の一部が改正され、第13条において、発達障害者の家族が地域から孤立してしまったり、その結果児童虐待につながってしまったりということがないように、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族とその関係者に対し支援するよう努めることとなり、これを踏まえ、「ペアレントプログラムの導入促進について」（平成29年9月22日付け事務連絡）を発出し、保護者に対して楽しく子育てに臨める自信を持たせる取組であるペアレントプログラムの実施につき、周知を図ったところである。

ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものであり、育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを親子で実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにするすることで、虐待予防としての効果も期待できるものであるため、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな子育てに関する悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

このため、地域子育て支援拠点での講習等においてペアレントプログラムを実施することにより、子育て親子が抱える子育てに関する悩みや不安を軽減するとともに、地域子育て支援拠点の職員が子育てに関する理解を深め、職員の資質向上につながるため、市町村におかれては、積極的に活用いただくようお願いしたい。

（7）会計検査院の实地検査における指摘事項について

会計検査院が平成29年度に実施した实地検査において、地域子育て支援拠点事業に係る執行について、以下のとおり、国庫補助金等の過大交付の指摘等を受けたところである。

① 専任職員の配置不足に係る指摘について

一般型の地域子育て支援拠点事業の実施要件に、事業の実施に当たり専任職員を2名以上配置することとなっているが、開設期間中の一部の期間や時間において、専任職員を2名配置せず実施していたため、実施要件を満たすことができず、国庫補助金等が過大に交付される事態が見受けられた。なお、過去の实地検査においても、同様の理由で複数回返還が生じている。

このような事態が発生した原因の一つとして、市町村担当者の実施

要綱への理解が不十分であったことが考えられる。市町村においては、担当者をはじめとした地域子育て支援拠点事業に関わる職員等を対象に実施要綱の理解促進に努めていただきたい。

なお、地域子育て支援事業を委託等により実施する場合は、委託事業者に対する市町村の指導等が不十分であったことが考えられるため、市町村においては、委託事業者からの報告書類等に対する審査や実施状況の確認を厳格に行うとともに、委託事業者を対象として、実施要綱に対する理解促進を図るための説明会を開催するなど具体的な対応をお願いしたい。

② 地域子育て支援拠点の利用者向け周知内容の不備について

国庫補助金等の過大交付の返還には至らなかったものの、会計検査院の検査の過程で、事業者が作成しているパンフレット等の周知資料において、開設時間等の表示が実態と異なっているといった事例も散見された。各市町村及び各事業者が作成する周知資料については、正確な情報を記載する等、適切な対応をお願いしたい。

上記①の指摘事項については、平成28年度及び平成29年度の全国児童福祉主管課長会議でも周知しており、各都道府県におかれては、積極的に管内市町村に周知いただくとともに、市町村におかれては、適正な補助金の執行について努めていただきたい。

4. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

（1）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（関連資料1参照）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、地域における育児の相互援助活動を推進するため、乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者等を会員として、子どもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業である。

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）においては、2019（平成31）年度までに950市町村での実施を目指すこととされている。

また、平成30年度第2次補正予算に「放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業」を計上しており、当該事業は子育て援助活動支援事業所におけるICT化（パソコン及びその周辺機器やソフトウェア等の導入）に活用できるため、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

（2）幼児教育・保育の無償化について

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園の費用が無償化される。これらに加え、保育の必要性を認定された者が、認可保育所等を利用できないことによる代替措置としてファミリー・サポート・センター事業を利用する場合には、預かり及び預かりと一体的に行われる送迎（送迎単体は対象外）について、無償化の対象となる方向で検討が進められている。

ファミリー・サポート・センター事業の利用料が無償化の対象となるためには、援助を行う会員の一定の質の担保を必要とする方向で検討を進めており、その要件については現在検討中であるので、決まり次第お伝えする。

また、利用者に償還払いを行うに当たり、活動報告書等で金額及び援助内容が明示されたものを提出頂くことを検討している。2019（平成31）年10月から施行予定であるため、会員に向けての周知等ご協力をお願いする。

(3) 援助を行う会員の人材育成及びアドバイザーの資質向上について

預かり中の子どもの安全対策等のため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）に規定する講習、又は子育て支援員研修の専門研修等を全て修了した会員が活動を行うことが望ましいとしているところであるが、このうち、緊急救命講習については平成29年度より受講を必須としている。

今般、より一層の安全の確保のため、必須講習として、事故予防にかかる項目を追加する予定である。よって、来年度からは、緊急救命・事故予防の2項目を盛り込んだ講習を実施していただくこととなる。

新規に会員になる者だけでなく、現在活動している提供会員・両方会員で、過去に緊急救命・事故予防の講習を一度も受講していない者も対象として実施するようお願いする。

このため、2019年（平成31年）度予算案では、これまで本事業のアドバイザー向け研修経費の助成を行ってきた子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費において、提供会員等への講習経費も新たに助成対象とし、実施主体も都道府県・市町村へ拡大することとしているので、ご活用いただきたい。

更に、問題を抱えた親や障害児、ひとり親家庭などの配慮が必要なケースの増加、依頼内容の多様化等に伴い、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーの役割に関して重要性・専門性が増してきていることから、アドバイザーの資質向上を図り、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資するため、アドバイザー研修事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

更に、子育て支援員研修の地域保育コースのファミリー・サポート・センター事業専門研修については、今年度の交付申請件数が39自治体に止まっている状況であり、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

(4) 加算事業について

2019年（平成31年）度予算案において、提供会員等の預かり手を確保するため、候補者に対し個別のアプローチを行い、会員数を一定増やした場合の加算を計上しているため、これらを活用し、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

また、平成29年度より実施している土日実施加算については、平日働いている方等が、会員登録の際に参加する事業説明会や、実際に援助を

受ける際に事前に行うアドバイザー等の立ち会いによる会員同士の顔合わせに参加できる機会を増やすために設けているものであり、2019年(平成31年)度予算案にも引き続き計上しているもので、ファミリー・サポート・センター事業による援助を必要とする方が適切に利用できる環境を整備するため、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

(5) 事故報告等について

平成29年11月10日付けで児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行され、市町村に対して、本事業に関わる事故の把握及び事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ都道府県知事へ報告することが義務づけられた。

また、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当及び認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び健康教育・食育課長並びに厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長及び家庭福祉課長連名通知)において、重大事故については、都道府県等を経由して国へ報告を行うこととしているので、ご了知の上、管内市町村及び事業者に対し、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるよう周知をお願いする。

○重大事故の内容

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

なお、集約した重大事故に係る報告の情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了知願いたい。

また、児童福祉法施行規則に、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されているため、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いする。

また、事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにし、提供会員が日頃から注意すべきポイントをチェックリスト形式でまとめたリストを作成し、これを活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行うこと

についても、2019(平成31)年度実施要綱に定める予定であるため、併せてお願いする。

(6) 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)において、地方公共団体からの提案を踏まえ、

- ・ 子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成30年4月に改正する。
- ・ 会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる

こととされたところである。

子どもの預かり場所に関しては、平成30年度に実施要綱の改正を行った。

また、会員数要件に関しては、20人以上に引き下げるための予算措置を平成31年(2019年)度予算案に計上しており、予算成立後に別冊資料の実施要綱案のとおり改正する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

5. 児童厚生施設について

(1) 児童館ガイドラインの改正について（関連資料22・23）

児童館については、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」（平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性を提示している。

児童館ガイドラインについては、策定から7年が経過し、この間、改正・施行された児童福祉法などの子どもの健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた「児童館ガイドライン」の見直しが課題となり、「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（後述）において、見直しについて検討を行ってきた。これを受けて、2018年（平成30年）10月、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、改正「児童館ガイドライン」を自治体あてに通知した。

改正の方向性としては、昨今の児童福祉法改正や、子どもの福祉的な課題への対応、子育て支援に対する児童館が持つ機能への期待を踏まえたものであり、次の点を新たに示した。

- ・「第1章総則」を新設し、児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見を尊重すること、子どもの最善の利益を優先すること等について示した。
- ・「第1章総則」に、児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。
- ・「第2章子ども理解」を新設し、子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。
- ・「第4章児童館の活動内容 4 配慮を必要とする子どもへの対応」において、児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めた。
- ・「第4章児童館の活動内容 5 子育て支援の実施」において、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を追加した。
- ・「第9章大型児童館の機能・役割」を新設し、その機能・役割について示した。

各都道府県等におかれては、今般のガイドラインの改正及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館の運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して周知を図られたい。また、各都道府県・市町村におかれては、新たなガイドラインの内容に沿った機能の充実や体制整備等を検討いただくようお願いしたい。

(2) 児童館の運営について

児童館ガイドラインにおいては、下記の通り具体的な活動内容を示している。

< 児童館の活動内容 >

- | | |
|------------------|------------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③子どもが意見を述べる場の提供 | ④配慮を必要とする子どもへの対応 |
| ⑤子育て支援の実施 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| ⑦ボランティア等の育成と活動支援 | ⑧放課後児童クラブの実施と連携 |

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参加が期待される場所であるが、現状では、全国で357市区町村（20.6%）（2017年（平成29年）要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査）に止まっており、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の

居場所の確保を図っていただきたい。

(3) 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

① 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。2017年度（平成29年度）において、児童館における実施が987か所となっており、このうち、「連携型」については、児童館等が主な実施場所とされているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

② 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

③ 乳幼児触れ合い体験の推進について

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の一つとして、乳幼児触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。改正した「児童館ガイドライン」の「第4章児童館の活動内容 5 子育て支援の実施」においても、今回新規の項目として「(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」を示した。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていることを踏まえ、地域少子化対策重点推

進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））等を活用して、乳幼児親子と中・高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただき、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

（４）児童館等に従事する者の人材育成について

① 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取り組みを進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、2019年（平成31年）2月2日（土）及び3日（日）に開催し、来年度においても同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

② 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として子どもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

本年度の国への協議件数は、19県・市に止まっており、実施状況の低調さが目立っている。今般、児童館ガイドラインを改正したところであり、改正した児童館ガイドラインの普及啓発も含め、すべての子どもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

（５）社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について（関連資料23）

社会保障審議会児童部会に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置（2015年（平成27年）5月18日）し、14回にわたって、遊びのプログラム等の普及啓発や開発に向けた検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行ってきた。また、本専門委員会の下に、当該委員と外部有識者で構成する「今後の地域の児童館等のあ

り方検討ワーキンググループ」を設置（2017年（平成29年）2月10日）し、児童館運営の指針となる児童館ガイドライン（平成23年3月31日雇児発0331第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の改正のための検討に当たった。

これらの検討結果は、「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について」（2018年（平成30年）9月20日）としてまとめられたので、ご一読いただきたい。（URL； <https://www.mhlw.go.jp/content/000359262.pdf>）同専門委員会は今後も継続し、本報告書で示された課題等も踏まえ、遊びのプログラム等の普及啓発や開発、今後の地域の児童館のあり方等について引き続き検討していく予定である。

関連して、2018年（平成30）年度も『児童館等における「遊びのプログラム等」の開発・普及』に係る委託事業を実施した。本事業の中で、大型児童館が地域の小型児童館とともに、児童館ガイドラインと関連づけた「遊びのプログラム」を開発し、それらを紹介した実践マニュアルを作成している。同マニュアルは、事業の委託団体（一般財団法人児童健全育成推進財団）のホームページ上で公開予定であるので、行政担当者、児童館関係者等に周知いただき、事業の参考としてご一読いただきたい。また、2019年（平成31年）度予算案においても、引き続き『児童館等における「遊びのプログラム等」の開発・普及』に係る経費を計上し、2018年（平成30年）度までの成果を踏まえ、地域の児童館等において遊びのプログラム等を実施し、その検証・分析を行うこととしている。

（6）平成30年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、以下のような内容で閣議決定されたので、ご承知おきいただきたい。

なお、児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）の配置について2名以上の配置を求めているのは、児童館の設置運営要綱（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）であり、地方自治体の裁量により、児童厚生員を1名配置とし、その他の者を児童厚生員の補助的な役割を持つものとすることは可能であり、この旨を年度内に明確化する予定である。ただし、厚生労働省として児童館の設置運営に当たり適切な児童厚生員の配置数としては、2名以上であると考えていることは従前通り変更はない。

【閣議決定文】

児童館（40条）における児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の

設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）38条2項）の員数については、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを2018年度中に明確化する。

（7）民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、2010年（平成22年）度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、2011年（平成23年）度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

6 児童委員・主任児童委員について

(1) 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

(関連資料24参照)

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行、子どもの自殺や貧困等が後を絶たない状況にあり、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している。また、地域社会においても都市化、核家族化に伴う地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。こうした中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動している児童委員・主任児童委員の必要性は高まっているが、一方地域によっては、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民への周知や関係機関における理解・浸透の不十分さが課題として挙げられている。

各自治体におかれては、児童委員・主任児童委員が乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役として活躍できるように、活動環境の整備に向けた取組の一層のご協力をお願いしたい。

なお、児童委員・主任児童委員制度の活用に当たっては、関連資料24に活動事例を紹介しているので参考としていただきたい。

(2) 関係機関との連携について

児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動の他、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所等）との連携、子どもの健全育成のための地域活動（児童館、子育てサークル、子ども会等）の援助・協力など、情報の共有を含めた関係づくりが必要である。児童委員の中から指名される主任児童委員は、関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整や援助・協力などの活動が求められている。児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生防止・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

特に、虐待を受けている子どもを始めとする要支援児童等（児童福

祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、市区町村の要保護児童対策地域協議会の構成員として積極的に参加させることが求められる。児童委員・主任児童委員が要保護児童対策地域協議会の構成員となることで、児童福祉法第25条の5に基づく守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方策に係る協議・対応の円滑化が期待できる。また、児童福祉法第25条の3に基づく情報の提供や必要な協力は、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当し、法令違反には当たらないのでご留意いただきたい。

地方自治体におかれては、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定（児童福祉法第61条の3）に関すること、子ども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を計画的かつ積極的に企画・実施していただくようお願いする。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことのできる環境づくりに努めていただくようお願いする。

（3）児童委員・主任児童委員の一斉改選について

児童委員・主任児童委員の任期は、民生委員法（昭和23年法律第198号）で3年と定められており、2019年12月1日にその一斉改選を迎える。そのため、各自治体においては、定数に関する市区町村に対する意見徴収、定数の見直し、定数条例の改正、次期候補者の推薦事務、委嘱・解嘱、特別表彰に係る事務等の事務処理が必要となる。各自治体におかれては、関係通知を踏まえつつ、一斉改選の事務に遺漏のないよう準備をすすめていただきたい。

(参考)2019年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール(案)

業務内容	平成31年 改選日程	平成28年 改選実績
① 物品発送時期・発送先に係る事務連絡 (厚生労働省⇒自治体)	7月下旬	8月24日
② 定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体⇒厚生局)	8月30日	8月30日
③ 民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦 名簿の提出(自治体⇒厚生局)	9月30日	9月30日
④ 委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚生労働省⇒自治体)	10月上旬	11月上旬
⑤ 徽章発送 (厚生労働省⇒自治体)	10月下旬	11月中旬
⑥ 一斉改選	12月1日	12月1日
⑦ 改選結果報告 (厚生局⇒厚生労働省)	12月中旬	12月9日
⑧ プレスリリース (厚生労働省)	12月下旬	1月16日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任(一斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成25年2月27日雇児育発0227第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

7. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織においては、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、各地域で多様な子育て支援活動を実施している。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に「乳幼児触れ合い体験」に関する内容が盛り込まれているが、「乳幼児触れ合い体験」の実施に当たり、地域の乳幼児親子と関わりのある母親クラブや子育てNPO等の地域組織と中学校や高等学校等との協力関係・連携が図られるよう、管内市町村への情報提供及び助言等をお願いする。なお、「乳幼児触れ合い体験」を実施する際は、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））の活用が見込めるので、積極的に実施していただくようお願いする

また、行政が地域組織と積極的に連携し、子どもの健全育成や子育て支援に効果的に取り組んでいる例をとりまとめた「行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～」（平成23年10月20日雇児育発1020第1号）を厚生労働省ホームページに掲載しているので、地域組織活動の推進のための参考資料として周知いただきたい。

なお、母親クラブ等の活動費の助成については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

8. 児童福祉週間について（関連資料25参照）

（1）趣旨について

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間で「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定め、国、都道府県、市区町村が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

（2）児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（2018年（平成30）年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき御礼申し上げます。当該期間中、11,961作品の応募があり、選考の結果、次の作品を2019年度児童福祉週間の標語に決定した。

<2019年度児童福祉週間標語>

その気持ち 誰かを笑顔にさせる種

よしむら ゆい
吉村 唯さん 14歳 山口県

この標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知するとともに、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

9 児童福祉文化財について（関連資料26参照）

（1）推薦について

児童福祉文化財とは、子どもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、平成29年度は、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で57作品が推薦された。

（2）広報・啓発について

厚生労働省は、推薦された児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」としてまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介するため「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。平成30年度においても、子ども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館、放課後児童クラブ、児童福祉施設等に広く周知していただくようお願いしたい。

（3）文化芸術推進基本計画に関する施策の推進について

平成29年6月に改正された文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」を定めなければならないとされた。

平成30年3月6日に閣議決定された「文化芸術推進基本計画」では、期間を2018年（平成30年）度から2022年度までの5年間（第1期）とし、4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）と6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定め、この6つの戦略に対応する基本的な施策（「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」）の中に、児童福祉文化財の広報・啓発等が盛り込まれている。地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌（参考に）して、地方文化芸術推進基本計画を策定することなどが法律上努力義務とされたところであり、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることが求められることになるので、広報・啓発に協力して、取り

組んでいただきたい。

文化芸術推進基本計画（平成30年3月6日閣議決定）（抜粋）

第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

4 戦略4 関連

- 子供の道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子供の健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果をもつ児童福祉文化財について、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行う。
- 優れた児童福祉文化財のポスター・年報等を作成し、地方自治体等と連携して、広報・啓発に取り組む。
- 子供の健やかな成長、子供や家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、地方自治体等と連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子供を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る。

10. 子ども・子育て支援のための研修・調査研究の推進について（関連資料27参照）

（1）子ども・子育て支援を担う人材に対する研修の充実について

① 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について

子ども・子育て支援の充実のためには、保育や地域子ども・子育て支援事業を担う現任職員の資質の向上を図るとともに、更なる人材確保を行うことが重要である。このため、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施しているところであり、各自治体におかれては、本事業のより積極的な活用をお願いしたい。

2019(平成31)年度予算案では、職員の資質向上・人材確保等研修事業において、放課後児童支援員認定資格研修事業の実施主体を従来の「都道府県」から「都道府県、指定都市」に拡大することとしている。また、ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業の対象者を従来の「アドバイザー」から「アドバイザー、預かり・送迎の援助を行う会員」に拡大し、ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業として実施すること、及び当該事業の実施主体を従来の「都道府県、指定都市」から「都道府県、市町村」に拡大することとしているので、積極的な取組をお願いする。

なお、追って事前協議を実施するので予めご承知置き願いたい。

② 子育て支援員研修の充実について

子育て支援員研修については、平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」により、研修科目やその内容を定めている。また、平成27年5月21日事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」においては、各研修科目毎のシラバスを定め、研修実施者間での研修内容の標準化を図っているところである。

さらに、子育て支援員研修に係る研修内容の更なる充実及び標準化を図るためシラバスをより詳細にした「標準的な履修・指導内容」を作成し、厚生労働省ホームページに掲載（※）しているので、実情に応じて活用いただき、引き続き本研修事業への積極的な取組をお願いする。

（※）掲載先

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp160510-01.html

③ 子育て支援員研修の積極的実施について

子育て支援員は、子ども・子育て分野の各事業における従事が期待されているところであり、各自治体におかれては、子育て支援の各分野において、必要な養成者数等を把握した上で子育て支援員研修を積極的に実施いただき、多様な人材の確保に努めていただきたい。

特に、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後の、女性就業率の更なる上昇に対応できる整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図ることとしており、その担い手となる放課後児童支援員及び補助員を確保する必要がある。補助員については、子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修（放課後児童コース）の修了を推奨しているため、人材の確保に苦慮している自治体におかれては、活用いただきたい。

④ 子育て支援員研修等に係る公開プロセスへの対応

厚生労働省において実施された平成29年度の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業に係る行政事業レビュー公開プロセスにおいて、研修の受講方式及び修了評価の方法について以下のコメントが出されている。

<コメント抜粋>

できるだけ受講しやすい環境を整備するため、研修の実施方式として、e-ラーニングなどの受講方式を活用するとともに、小規模自治体については広域での開催を促進することなどを検討する必要がある。また、研修効果の評価方法についても工夫すべきである。

これを受け、平成30年度に子ども・子育て支援推進調査研究事業により、「子育て支援員研修におけるe-ラーニングの受講方式の活用等に関する調査研究」を実施しており、e-ラーニングを活用した研修の先行事例と修了評価を含めた実施方法の把握、子育て支援員研修においてe-ラーニングを活用する場合の課題や修了評価に関する課題等の整理、それらを踏まえた映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版（1科目分）の作成等を行っているため、その報告書等について、事業の実施主体のホームページに公表され次第、掲載されているURLをお知らせするので、活用いただきたい。

さらに、2019(平成31)年度においては、同調査研究事業により、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、e-ラーニングで実施可能と考えられる研修の具体的な科目、e-ラーニングを実施する際の修了評価のあり方等や、小規模自治体等における研修の広域開催

の促進策、その他研修効果を高めるための工夫等について検討する予定であるので、ご了承ください。

(2) 子ども・子育て支援推進調査研究について

子ども・子育て支援に関する課題や問題点等について検討・検証するための調査研究事業を実施している。現在、2019(平成31)年度の公募テーマの詳細は検討中であるが、追って公募を行う予定であるので、御承知おきいただくとともに、公募が行われた際には管内市町村及び関係法人に周知をお願いします。

1 1. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(関連資料 1 参照)

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じているところである。

去年は、平成30年7月豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。

このことを踏まえ、政府においては、国民の生活・経済に欠かせない重要インフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、昨年、重要インフラ等の機能維持の観点から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)を取りまとめている。(官邸ホームページ：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html>参照)

この緊急対策において、児童福祉施設等を含む社会福祉施設等については、建物・ブロック塀の倒壊や大規模停電等の発生リスクを踏まえ、緊急的に耐震化整備・ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を行うこととし、平成30年度第2次補正予算及び2019(平成31)年度当初予算(案)において、所要の財源を確保したところである。

以上を踏まえ、各都道府県等におかれては、これらの予算等を有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災の強化を着実に進めて頂きたい。

また、これに加え、以下のとおりその内容等を充実する予定であることから積極的に活用いただきたい。

- 新たに児童相談所設置市になる中核市及び特別区が一時保護所を設置する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような、施設整備を行う場合の補助の加算単価の引上げを行うとともに中核市及び特別区以外の都道府県・指定都市・児童相談所設置市が、同様の施設整備を行う場合の補助の加算を創設する
- 離島(奄美群島振興開発特別措置法のほか、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域)にて施設や事業所を整備する際の補助の加算を創設する。
- 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のため、児童自立支援施設等における冷暖房設備の新規設置工事について補助を行う。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

2019(平成31)年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単

価については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、3.4%増の改定を行う予定（注）であるのでご了承くださいとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

③ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（平成28年5月13日）が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について、社会福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これらの制度等を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

④ 木材利用の推進及びCLTの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等に

における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に基づき、木材の利用の促進を図ることとされているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT(Cross Laminated Timber:直交集成板)の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、CLT活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」(平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただきたい。

また、2019(平成31)年版の公共建築工事標準仕様書(建築工事編)において、「漆喰(しっくい)塗り仕上げ」等左官の主要な仕様が盛り込まれる見込みから、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となる予定であり、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑤ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策(とりわけ低炭素社会づくり)は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備に当たっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑥ PFI手法を活用した施設整備の推進について

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等に資するPFI事業については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)等に基づき、政府として取組を推進しているところである。

厚生労働省としても、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、PFI手法を活用した施設整備を推進している

ところであり、次世代育成支援対策施設整備交付金等においても、財政支援の対象としているので、PFI手法の積極的活用についてご検討いただくとともに、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いする。

(参考) 内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/pfi/>

⑦ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、2019(平成31)年度も引き続き実施する予定であり、平成30年度末で実施期限を迎える以下の事業についても、2019(平成31)年度末まで延長することとしているので、ご了知願いたい。

(実施期限を2019(平成31)年度末まで延長する事業)

ア 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置

イ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置

ウ 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置

エ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

⑧ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号)
- ・ 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号) など

⑨ 財産処分について

厚生労働省子ども家庭局所管の一般会計補助金等を受けて整備した児童福祉施設等を補助目的以外に転用等の財産処分を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」や「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分につい

て」(平成20年4月17日雇児発第0417001号)等に基づき、厚生労働大臣又は地方厚生(支)局長の承認を得る必要があるが、これらの承認を得ることなく財産処分を行う等の事例が見られるところである。

この財産処分の対象となる一般会計等の補助金等には、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金だけでなく、少子化対策臨時特例交付金や子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)等により取得し又は効用の増加した児童福祉施設等も含まれるものであり、管内市町村や社会福祉法人等への周知・指導を含め、財産処分の適切な事務手続を徹底していただきたい。

⑩ インフラ老朽化対策の推進について

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。)において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出され、これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定しているところである。

また、各地方自治体においても、基本計画において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」(=「公共施設等総合管理計画」)を平成28年度までに策定するとともに、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を2020年度までに策定することとなっている。

公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところであるが、公立の児童福祉施設等においては、2018年4月1日時点の調査によれば、策定率は23%と低調な状況にある。

計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、児童福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につなげていくことは重要であり、都道府県等においては、個別施設計画の策定について積極的な取組をお願いします。

《参照資料》

- ・インフラ長寿命化基本計画(内閣官房HP内)

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html

- ・厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（厚生労働省HP内）
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>

（２）児童福祉施設等の防災対策等について

① 児童福祉施設等の耐震化等の推進について

ア 児童福祉施設等の耐震化状況については、昨年９月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html参照）によれば、平成29年３月時点の耐震化率88.8%（5.7万棟／6.4万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

特に、自力避難が困難な乳幼児等の利用する施設など、子どもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、計画的な取組の推進をお願いする。

※ 「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化率を2020年度までに約95%まで向上することを達成目標としている。

また、耐震診断費用（公立保育所を除く。）については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金において実施）により、国が費用の1/3を助成することとしているので、これら国の助成制度を積極的に活用し、計画的に耐震化整備を推進していただくとともに、管内市町村や社会福祉法人等に対する積極的な働きかけをお願いする。

この他、津波による被害が想定される施設の高台への移転整備についても、引き続き推進していただくようお願いする。

イ 児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況について大

阪府北部を震源とする地震により女子児童が亡くなる事故が発生したことを受け、「児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）」（平成30年7月23日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）により、各施設における安全点検等の状況について調査を依頼し、その結果、平成30年6月19日時点において、7.0%（5,120か所）の施設で安全性に問題のあるブロック塀等を有していたことが判明している。

平成30年度の次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金では、ブロック塀等の改修等に係る協議を重点的に募集し、2019（平成31）年度においても引き続きブロック塀等の改修等に係る協議を募集することとしていることから、未だ安全性に問題のあるブロック塀等を有する施設がある場合には、子どもの安全な環境を確保する観点から、早急に対策を講じるようお願いする。

ウ 民間社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生危険性が大きいものなど、入所者の防災対策上、万全を期し難い民間社会福祉施設について、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取扱いについては、その事業の重要性に鑑み、2019（平成31）年度においても継続することとしているので、各都道府県市におかれてはこれらの施設について速やかな対応をお願いする。

② 児童福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防火対策について

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努めていただきたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあつては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、水害・土砂災害、地震など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめているので管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いする。

イ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）の協議について」（平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）金」により国庫負担（補助）してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

ウ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成27年8月20日付け27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知)により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているところである。

今般、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」(2019(平成31)年2月1日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)において、各都道府県の非常災害対策計画の策定状況等を踏まえ、改めて指導・助言の徹底をお願いしているところであるので、

各都道府県等におかれては、管内市町村への周知及び未だ計画が策定されていない施設に対して、速やかな計画策定を促す等適切な対応をお願いします。

エ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いします。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入等を積極的に行っていただくようお願いする。

③ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく財政支援について

平成25年より施行されている「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助単価の引き上げ（通常単価の1.32倍）や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95%に引き上げ、二重ローン対策）を実施しているところである。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、引き続き必要な周知・助言等をお願いします。

④ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測される場所。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただく

ようお願いする。

なお、平成28年熊本地震において、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所、平成30年大阪北部地震において68か所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- ・ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について（依頼）（2019(平成31)年2月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室）

（3）児童福祉施設等の運営について

① 苦情処理・第三者評価等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導いただきたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）においては、その処遇について入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその

適正な実施について指導をお願いする。

ウ 児童福祉行政指導監査については、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努めていただきたい。

特に、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年1回以上の実地検査を行うこととされていることを踏まえた適切な対応をお願いしたい。

なお、保育所等における指導監査については、平成29年度予算から、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の監査部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について立入調査を実施するなど、巡回支援指導員と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地検査の実施につなげていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」(平成29年9月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第1号、社援発0926第1号、老発0926第1号)を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

② 感染症の予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導していただきたい。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成29年12月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・ 「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000187294.pdf>
- ・ 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・ 「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・ 「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
- ・ 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・ 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

③ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了知いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いします。

《参照通知》

- ・ 「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いします。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、2019(平成31)年度予算案では、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としているところであり、本交付金の積極的な活用をお願いします。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭

局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連盟通知)

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」(平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)により対応をお願いしているところである。

この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成28年5月27日雇児保発0527第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)
- ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)
- ・ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日府子本第191号、27文科初第1788号、雇児総発0331第6号、雇児職発0331第1号、雇児福発0331第2号、雇児保発0331第2号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、職業家庭両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知)
- ・ 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ・ 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

⑤ 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了解いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。

また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

《児童福祉施設等のうち報告対象となる施設》

助産施設及び乳児院及のうち、以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）を建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

- ・ 当該用途が3階以上の階にある場合
- ・ 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
- ・ 当該用途が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能である。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

⑥ 消費者事故等が発生した場合の通知について

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、「消費者安全法」（平成21年法律第71号）第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いする。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡、平成27年5月29日事務連絡（再周知））

12. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について (関連資料28参照)

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」(復興庁所管)において実施している。

都道府県等におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いする。

なお、「保育料等減免事業」については、2019年10月より、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用が無償化されることに伴い、本事業の対象を「生活保護世帯と住民税非課税世帯を除いた世帯の0歳から2歳までの子ども」とするので、ご承知おき願いたい。

(被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業)

- ① 子ども健やか訪問事業 (避難生活をしている子育て家庭や、長期避難から自宅に戻った子育て家庭を訪問し、子どもの心身の健康に関する相談・支援を行う)
- ② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③ 遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥ 保育料等減免事業

1 3. 平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について (関連資料1参照)

平成30年7月豪雨等への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するため、平成30年度第1次補正予算において、被災施設の施設復旧及び設備復旧に要する費用29.6億円を計上したので活用をお願いする。

[関連資料：子育て支援課・健全育成推進室・
施設調整等業務室]

2019年度（平成31年度） 予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局
子育て支援課

放課後児童対策について

放課後児童クラブの拡充等

(平成30年度当初予算額) (平成31年度予算案)

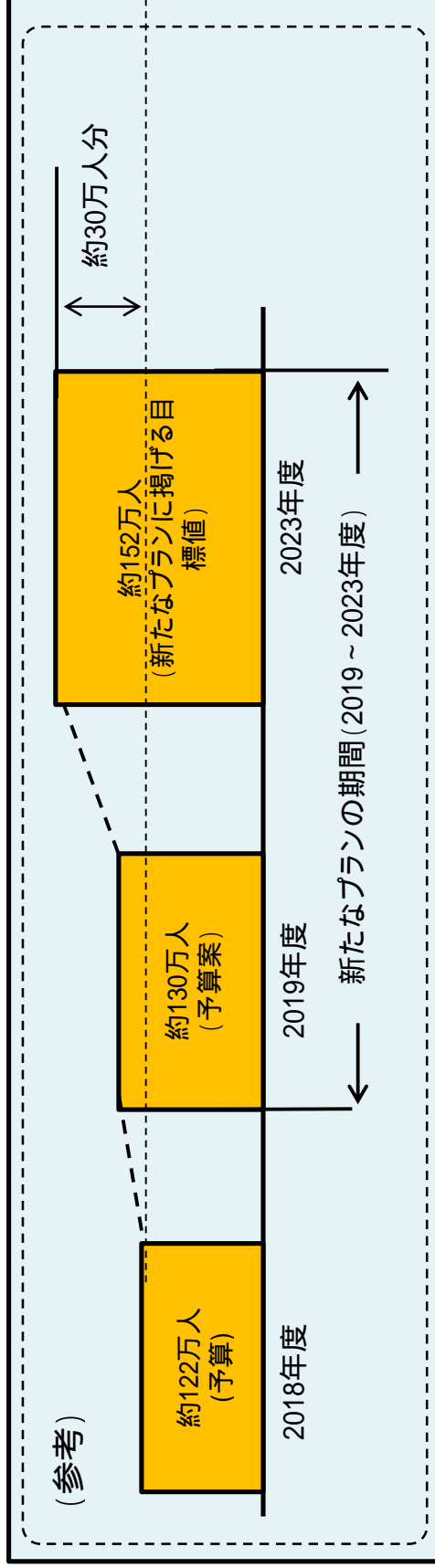
799.7億円

887.8億円【内閣府予算】

— 億円

19.6億円の内数【厚労省予算】

- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、施設整備費の補助率高上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。(内閣府予算)
- ・ 放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子ども居場所の確保を促進する。(厚労省予算)
- ・ 放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。(厚労省予算)



(注)金額は平成31年度予算案()内は30年度予算額)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,304億円の内数(1,188億円の内数)

1. 運営費等 730.7億円(655.7億円)

補助率:国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【平成31年度予算案の主な内容】

(1) 量的拡充

放課後児童健全育成事業(運営費)

(ア) 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切に遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 4,484千円 児童数36~45人の場合

└ 431 ─

放課後子ども環境整備事業

ア 放課後児童クラブ設置促進事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 12,000千円

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進

(ア) 事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[() 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ) 補助基準(加算)額(案): 1,000千円

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

(ア)事業内容

幼稚園・認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

[()次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額(案):5,000千円

放課後児童クラブ障害児受入推進事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,847千円

放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

[()次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額(案):2,996千円

イ 移転関連費用補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,500千円

ウ 土地借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案):6,100千円

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

放課後児童クラブ送迎支援事業

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うための必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):479千円

(2)質の向上

放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア)事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

()家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

()または、()に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):()1,575千円 ()3,012千円

障害児受入強化推進事業

(ア) 事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 1,847千円

医療的ケア児がいる場合の支援 3,847千円

小規模放課後児童クラブ支援事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 575千円

(3) その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

() 放課後児童支援員を対象に年額12万8千円(月額約1万円)

() 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に()と合わせて年額25万6千円(月額約2万円)

() () の条件を満たす経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に()と合わせて年額38万4千円(月額約3万円)

(イ)補助基準額(案):()128千円(125千円)[1人当たり年額]

()256千円(251千円)[1人当たり年額]

()384千円(377千円)[1人当たり年額]

1支援の単位あたりの基準額は、896千円を上限とする。

2. 放課後児童クラブ施設整備費 157.0億円(143.9億円)

子ども・子育て支援整備交付金(内閣府所管):
170億円の内数(168億円の内数)

【平成31年度予算案の内容】

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

実施主体：市区町村

補助対象事業者：市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

補助基準額(案)：

ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 55,386千円(53,124千円)

イ () 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

ウ 上記以外の場合：27,693千円(26,562千円)

土地借料加算：6,100千円(6,100千円)

補助率：

[〔公立の場合〕国：1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

[〔民立の場合〕国：2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等1/3

注：放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の高上げを実施(平成28年度～)

[〔公立の場合〕国：2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

[〔民立の場合〕国：1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等1/4

3. 放課後児童対策の推進 19.6億円の内数(一億円)

・保育対策総合支援事業費補助金(放課後関連)
・子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(こども・子育て支援推進調査研究)
:19.6億円の内数(一億円)

放課後の子ども居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子ども居場所を提供する。 実施主体:市区町村 補助基準額(案):998千円 補助率:1/3

2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

実施主体:市区町村 補助基準額(案):998千円 補助率:1/3

育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童クラブの質の向上[「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業」の対象拡大]

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。 実施主体:都道府県、市区町村 補助基準額(案):4,064千円 補助率:1/2

2. 放課後児童支援員の人材確保[「保育士・保育園支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の対象拡大]

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育園支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。 実施主体:都道府県、市区町村 補助基準額(案):1,161千円 補助率:1/2

この他、放課後児童クラブの先進事例の普及・展開を図るため、先駆的な取組の把握やモデル事業の実施・検証等を行う調査研究を実施。(子ども・子育て支援推進調査研究)

4. 放課後児童支援員等研修関係

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資
質向上・人材確保等研修) :

30.9億円の内数(22.1億円の内数)

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 放課後児童支援員認定資格研修事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：都道府県、指定都市 (一部委託可)

(ウ) 補助基準額(案)：厚生労働大臣が認めた額

(エ) 補助率：国1/2、都道府県1/2

(オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

放課後児童支援員等資質向上研修事業

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額(案)：厚生労働大臣が認めた額

(エ) 補助率：国1/2、都道府県・市区町村1/2

(オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成等研修事業):
1.4億円の内数(1.3億円の内数)

(2) 指導者養成等研修事業
都道府県認定資格研修講師養成研修

(ア) 事業内容

都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をプロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体: 国(民間団体に委託して実施)

利用者支援事業について

(注)金額は平成31年度予算案(()内は30年度予算額)

少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、2019年度末までの目標値(1,800か所(基本型・特定型))を踏まえ、必要なか所数を確保する。

【参考】か所数の推移(基本型・特定型)
323か所

平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	812 か所 【実績】	982 か所 【実績】	1,206 か所 (予算)	1,331 か所 (予算案)
		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)

運営費【拡充】

(1)夜間・休日加算(基本型・特定型)
事業内容

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、夜間・休日の時間外相談を実施する。

②補助基準額(案):夜間加算:1,324千円 休日加算: 713千円

(2)出張相談支援加算(基本型・特定型)

事業内容

両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスの情報提供、地域の保育所や保育サービスの利用に向けた相談支援などを実施する。

②補助基準額(案):1,055千円

(3)機能強化のための取組加算(基本型・特定型)

事業内容

開所時間の延長や様々な場所へ出張相談等を実施し、更に利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための機能の強化を実施する。

②補助基準額(案):1,765千円

(4)多言語化のための取組加算(基本型・特定型・母子保健型) 【新設】

事業内容

生活者としての外国人に対する円滑なコミュニケーションを図るため、子育て支援サービスに対する多言語化を実施する。

②補助基準額(案):800千円

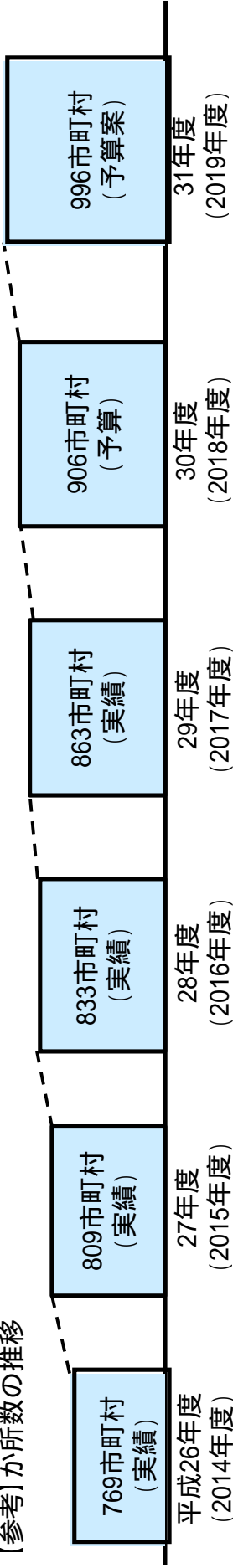
上記各事業の補助率:国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

子ども子育て支援交付金(内閣府所管):
1,304億円の内数(1,188億円の内数)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について

少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、2019年度末までに950市町村での実施を目指す。
 (注)金額は平成31年度予算案()内は30年度予算額)

【参考】か所数の推移



【平成31年度予算案の内容】

4-2 運営費【拡充】

事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

補助基準額(案)：<基本分>会員数20～49人【新設】：1,000千円 会員数100～299人の場合：2,000千円

<加算分>預かり手増加加算【新設】：1,000千円

補助率：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)：

1,304億円の内数(1,188億円の内数)

2. 担当職員の資質向上に向けた取組

アドバイザー・提供会員等研修事業【拡充】

事業内容

ファミリー・サポート・センターにおいてアドバイザーの業務を行っている者に加えて、提供会員・両方会員を研修の対象とすることにより、本事業の効果的な運営及び資質の向上を図る。

実施主体：都道府県、市区町村(委託可)

補助率：国1/2、都道府県・市区町村1/2

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金
 (職員の資質向上・人材確保等研修)：

30.9億円の内数(22.1億円の内数)

子育て支援員研修等

(注)金額は平成31年度予算案()内は30年度予算額)

子ども・子育て支援新制度における子育て支援分野の各事業の人材確保等のための子育て支援員研修の実施を推進する。

子育て支援員研修の実施

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(子育て支援員研修):
5.1億円(4.6億円)

事業内容

地域において子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関する必要な知識や技術等を習得するための研修を実施する。

実施主体:都道府県、市区町村

補助基準額:厚生労働大臣の定める額

補助率:国1/2、都道府県(市区町村)1/2

(参考)平成30年度第二次補正予算案

放課後児童クラブ等のICT化の推進

放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業におけるICT化を推進することで、利用状況の記録・管理等に関する業務効率化による負担軽減や利用児童の安全確保を図る。

児童健全育成対策費補助金:3.5億円

児童福祉施設等に係る施設整備

(注)金額は平成31年度予算案()内は30年度予算額)

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県又は市区町村が策定する整備計画に基づき施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実に、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」における児童福祉施設等の耐震整備を実施する。

< 拡充内容 >

次世代育成支援対策施設整備交付金: 157.4億円(71.3億円)

1. 児童相談所一時保護所の設置促進のための加算の単価引き上げ等【拡充】

個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるよう、中核市及び特別区が施設整備を行う際の加算補助単価を引き上げるとともに、中核市及び特別区以外の都道府県等が同様の施設整備を行う際の加算単価を創設する。

12. 奄美群島等の離島にて施設等を整備する際の加算の創設【拡充】

離島のため建設コストが割高になることに対応するため、奄美群島振興開発特別措置法のほか、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域の補助単価の8%加算を創設する。

補助率: 定額(国1/2相当(児童館・児童センターは国1/3相当))

(参考1) 平成30年度第一次補正予算

大阪北部地震、7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などの被災地の復旧

児童福祉施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。また、被災状況等に応じて国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

(参考2) 平成30年度第二次補正予算

児童福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等

児童福祉施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に加え、大規模停電時に施設入所児童等の安全な生活環境を確保するための非常用自家発電設備の整備等に必要経費を補助する。

次世代育成支援対策施設整備交付金: 28.5億円

(施設) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 : 26.9億円

(設備) 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 2.7億円

児童館・児童センターの整備及び質の向上について

(注)金額は平成31年度予算案()内は30年度予算額)

児童館・児童センターの整備を図るとともに、児童館に従事する児童厚生員等の研修の実施等により、質の向上を図る。

1. 児童館・児童センターの整備

次世代育成支援対策施設整備交付金：157.4億円の内数
(71.3億円の内数)

児童の健全な遊びを確保し、健康の増進や情操を高めるため、地域における児童の健全育成の拠点である児童館・児童センターの整備に必要な費用の一部を支援する。

補助率：定額(国1/3相当)

12. 児童館職員に対する研修等

4451 児童館長資質向上研修

事業内容

地域における子ども安全・安心な居場所や環境を整備するため、児童館長に対し、資質の向上を図るための研修を実施する。

実施主体：国(民間団体に委託して実施)

(2) 児童厚生員等研修事業

事業内容

全国の放課後児童クラブの実施場所の一つである児童館は、総合的な放課後対策として児童の健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村がその児童館に従事する児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

実施主体：都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)

補助基準額：厚生労働大臣が認めた額

補助率：国1/2、都道府県・市区町村1/2

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成等研修事業)：

1.4億円の内数(1.3億円の内数)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金
(職員の資質向上・人材確保等研修)：

30.9億円の内数(22.1億円の内数)

(3) 児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に関する研究

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(子ども・子育て支援推進委託調査研究):
1.1億円の内数(1.0億円の内数)

事業内容

平成28年度から開発、分析、普及等を行ってきた「遊びのプログラム」や「プログラム実施のためのマニュアル(教科書)」を活用した児童館での実践事例やその成果等について、検討委員会において検証・評価を行うとともに、実践事例集を作成する。

実施主体: 国(民間団体に委託して実施)

東日本大震災からの復旧・復興への支援

(注)金額は平成31年度予算案()内は30年度予算額)

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1. 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援

東日本大震災復興特別会計(復興庁計上)

社会福祉施設等災害復旧費補助金:1.5億円(1.3億円)

社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金:3百万円(0百万円)

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成31年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

補助率: 激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など) 国1/2 1/2に加え一定率()を高上げ

(自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算)

予算措置による高上げ(激甚法の対象施設以外) 国1/2 2/3に高上げ、国1/3 1/2に高上げ

定額

1447

2. 被災した子どもへの支援

東日本大震災復興特別会計(復興庁計上)

被災者支援総合交付金:177億円の内数(190億円の内数)

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どもがいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもと体のケアなど、総合的な支援を行う。

補助率: 定額

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の3第2項：平成10年4月施行)

平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童とした(平成27年4月施行)」

【現状】(平成30年5月現在)

クラブ数 25,328か所
 (参考：全国の小学校19,428校)
 支援の単位数 31,643単位(平成27年より調査)
 登録児童数 1,234,366人
 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,279人

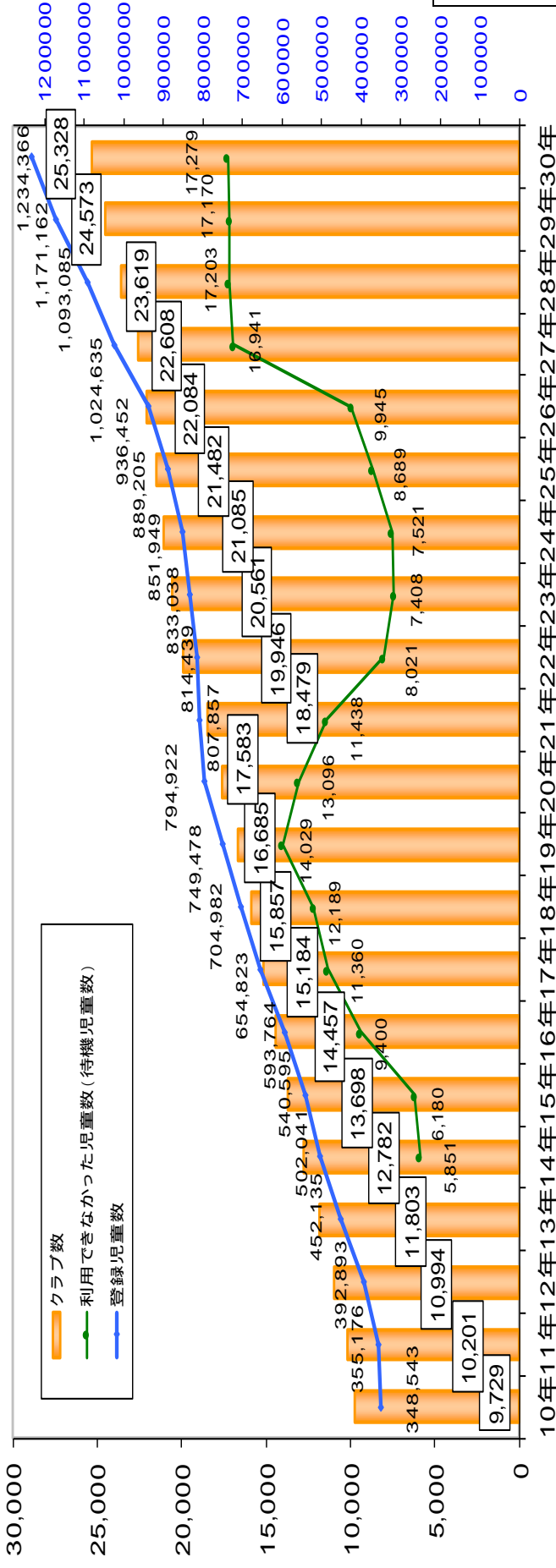
【今後の展開】

「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

(か所)

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】

(人)

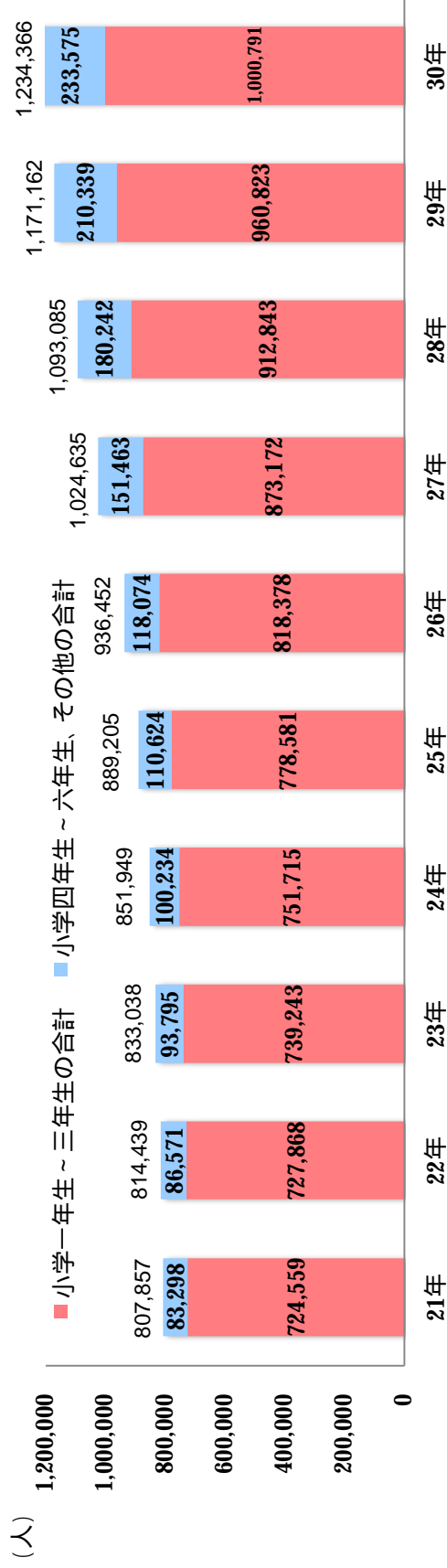


放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移について

平成30年5月1日現在(厚生労働省調)

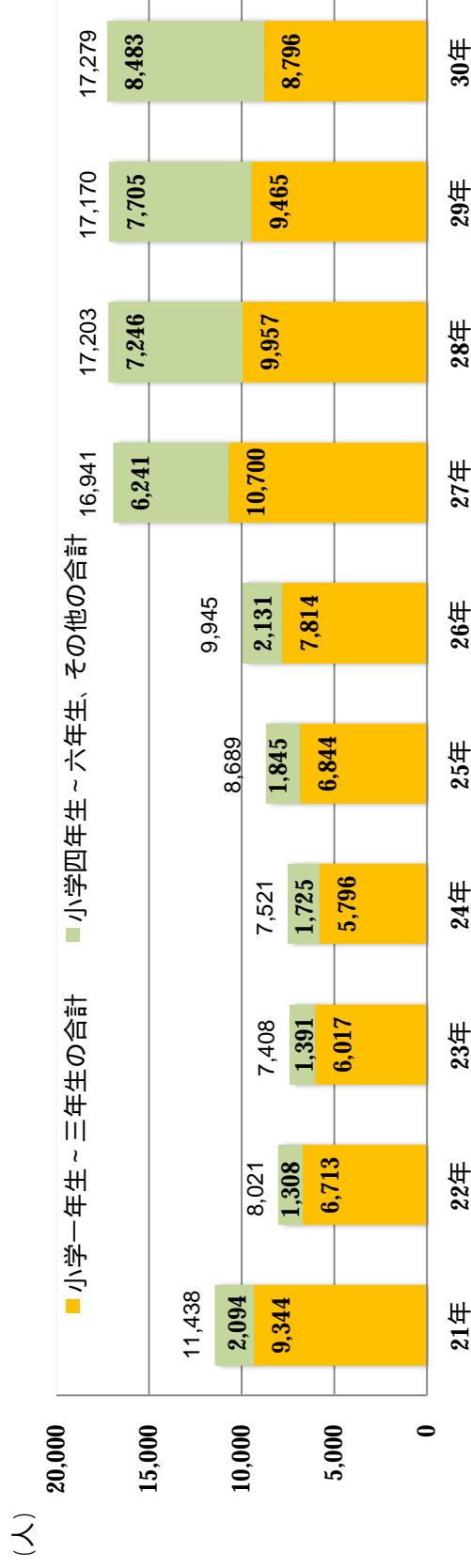
【登録児童数の低学年・高学年別の推移】

低学年・高学年児童ともに年々増加傾向にあるが、特に平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年児童等の数は平成29年度は対前年17%増、平成30年度は11%増と大幅に増加している。



【利用できなかった児童数(待機児童数)の低学年・高学年別の推移】

平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年等の待機児童数が平成27年度から大幅に増加している。

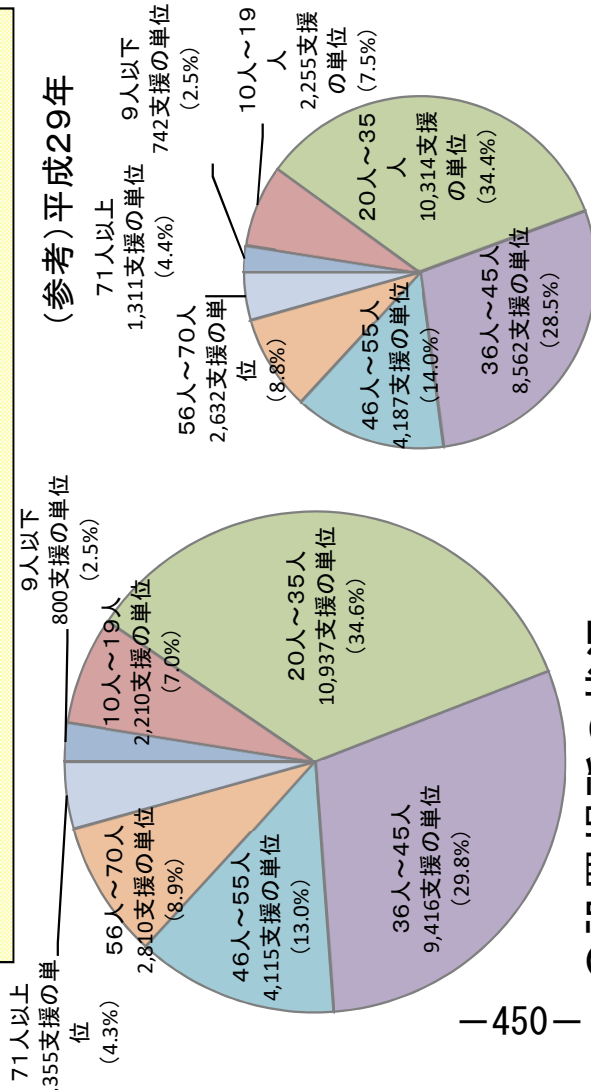


放課後児童クラブの現状①

※平成30年5月1日現在
(厚生労働省調)

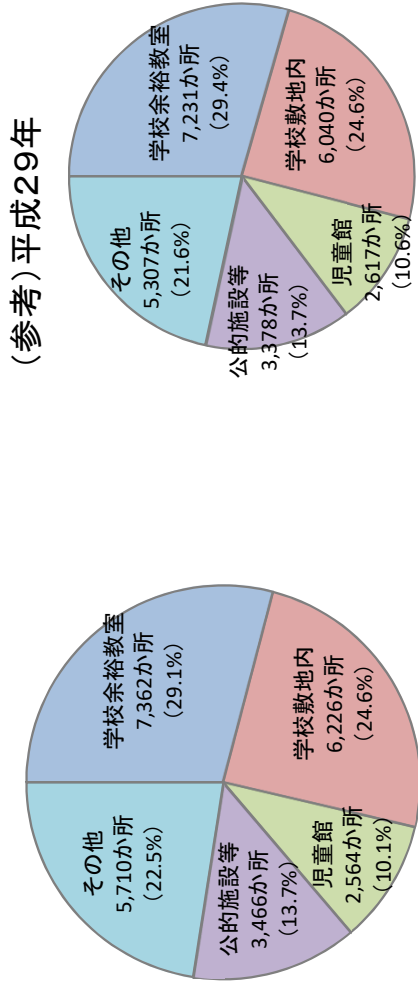
○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約74%を占めている。



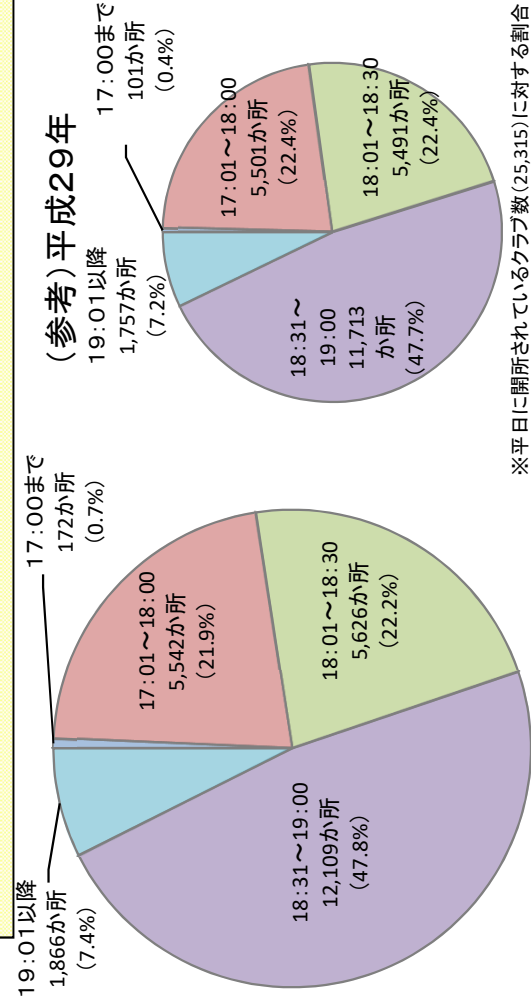
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約10%であり、これらで全体の約64%を占めている。



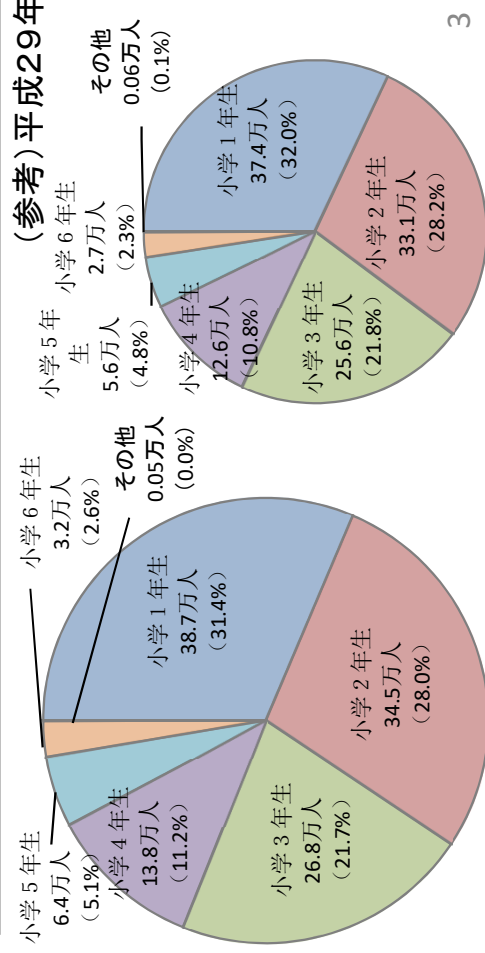
○終了時刻の状況(平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約55%を占めており、増加傾向にある。



○学年別登録児童数の状況

小学1年生から3年生までで全体の約81%を占めている。また、小学4年生から6年生の占める割合は約18%から約19%と増加傾向にある。

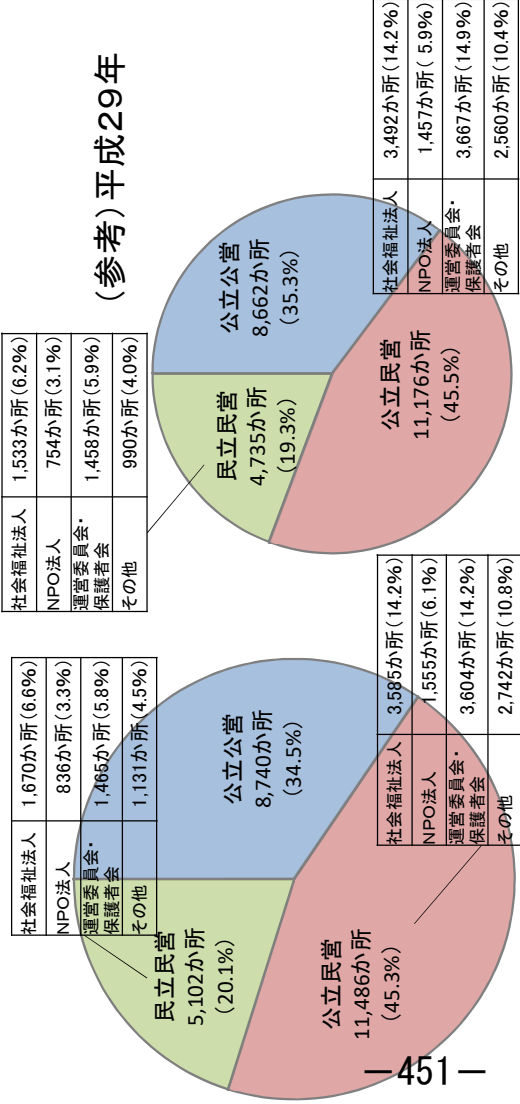


放課後児童クラブの現状②

※平成30年5月1日現在
(厚生労働省調)

○設置・運営主体別実施状況

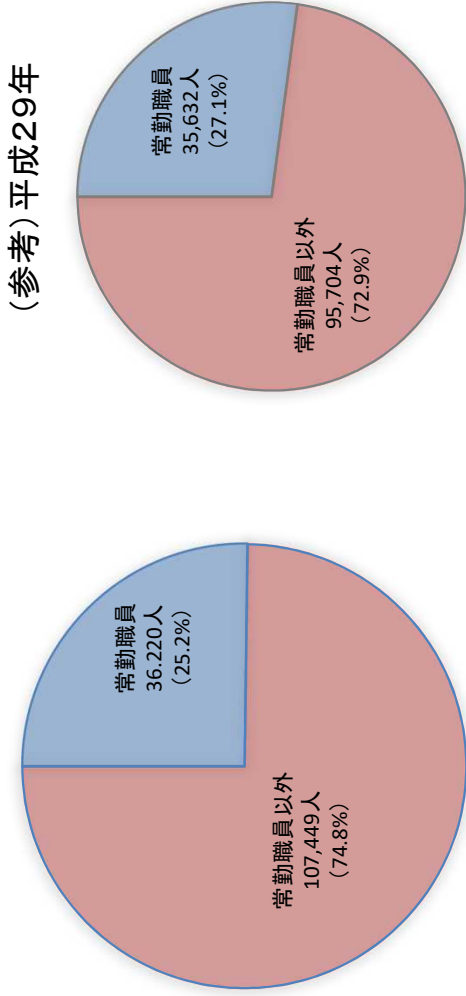
設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約35%、公立民営のクラブが約45%、公立民営が約20%を占めている。



○放課後児童支援員等の状況

①雇用形態別の人数

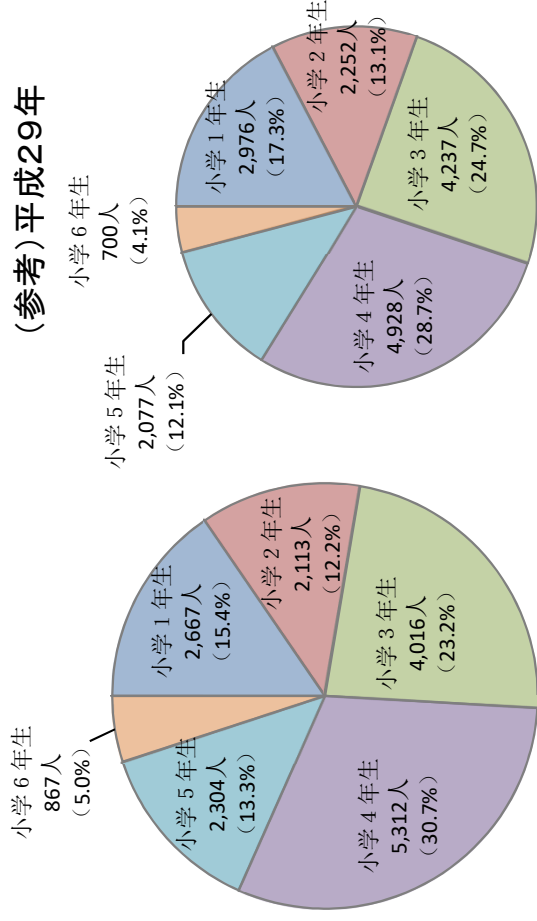
常勤職員が全体の約25%を占める。



(参考)平成29年

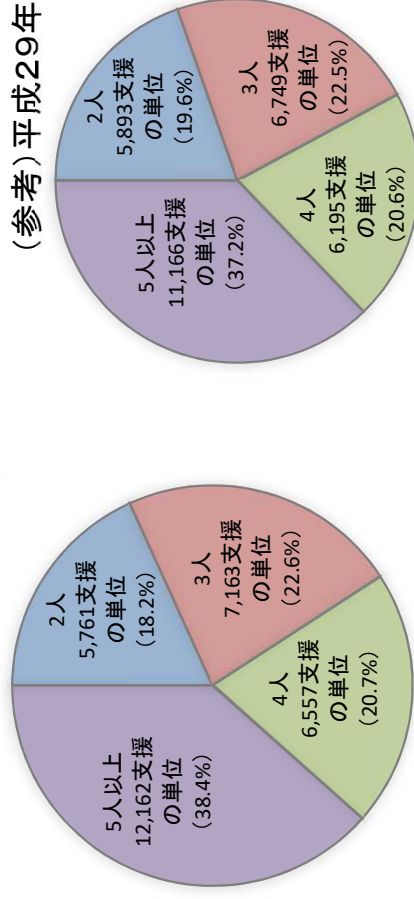
○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況でみると、小学4年生以上の占める割合は約45%から約49%へと増加している。(小学1～3年生の各学年は、前年より減少)



②支援の単位あたりの人数

5人以上従事しているところが全体の約38%を占める。



(参考)平成29年

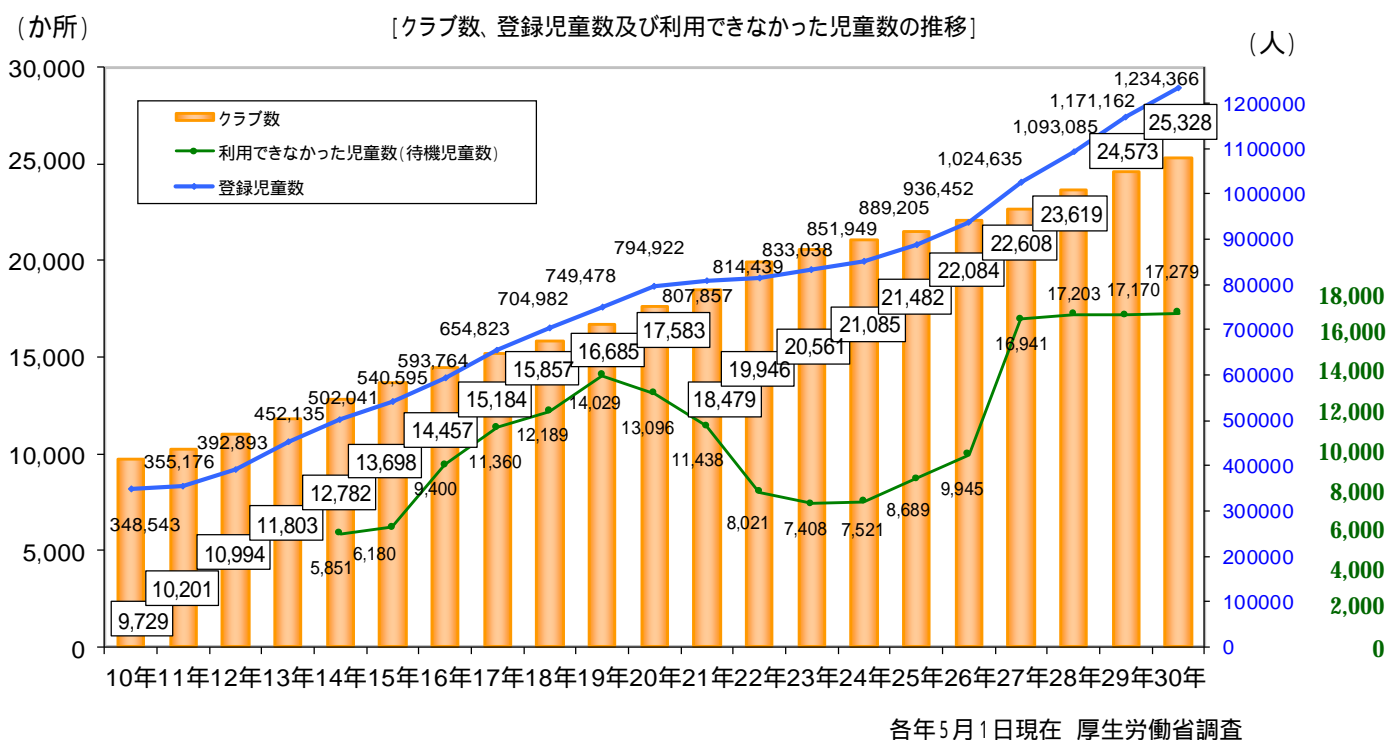
1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、

- ・登録児童数は、対前年63,204人増の1,234,366人、
- ・クラブ数は、対前年755か所増の25,328か所、

となっている。

また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、小学1年生から小学3年生までは対前年669人減の8,796人となっている。一方で、平成27年4月より対象としている小学4年生から小学6年生は対前年778人増の8,483人となっており、合計で対前年109人増の17,279人となっている。



2. 放課後子ども総合プランの達成状況

「放課後子ども総合プラン」において示した目標と達成状況は以下のとおり。

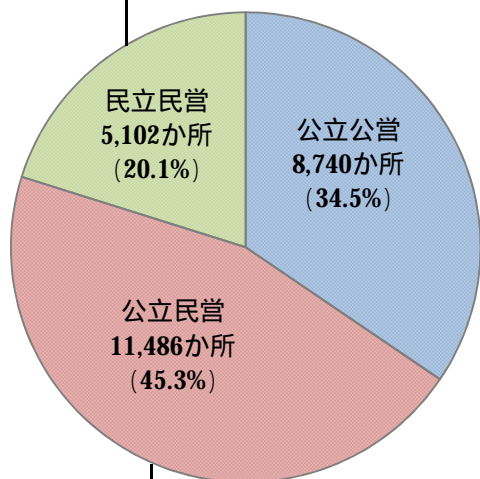
放課後児童クラブの約30万人分の受け皿整備の目標に対し、約29.8万人分の登録児童数が増加しており、目標は達成。

	平成26年5月	平成30年5月	目標
登録児童数	936,452	1,234,366	+ 約300,000

3. 設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約35%、公立民営のクラブが約45%、民立民営が約20%を占めている。

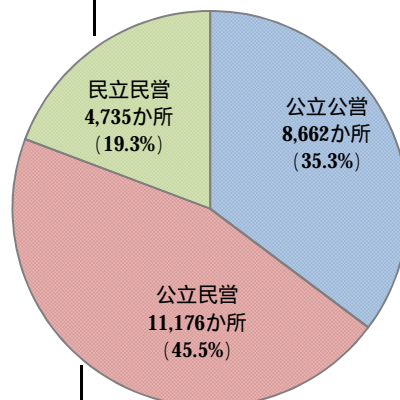
社会福祉法人	1,670か所	(6.6%)
NPO法人	836か所	(3.3%)
運営委員会	1,465か所	(5.8%)
保護者会		
その他	1,131か所	(4.5%)



社会福祉法人	3,585か所	(14.2%)
NPO法人	1,555か所	(6.1%)
運営委員会	3,604か所	(14.2%)
保護者会		
その他	2,742か所	(10.8%)

(参考)平成29年

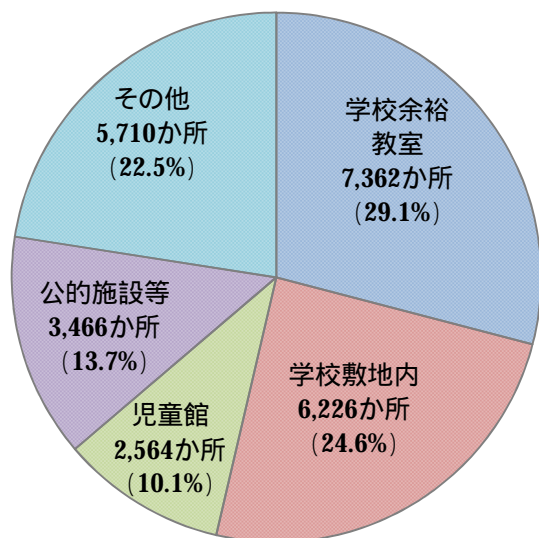
社会福祉法人	1,533か所	(6.2%)
NPO法人	754か所	(3.1%)
運営委員会	1,458か所	(5.9%)
保護者会		
その他	990か所	(4.0%)



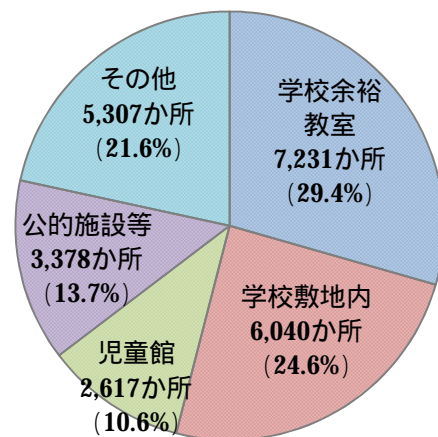
社会福祉法人	3,492か所	(14.2%)
NPO法人	1,457か所	(5.9%)
運営委員会	3,667か所	(14.9%)
保護者会		
その他	2,560か所	(10.4%)

4. 設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約10%であり、これらで全体の約64%を占めている。

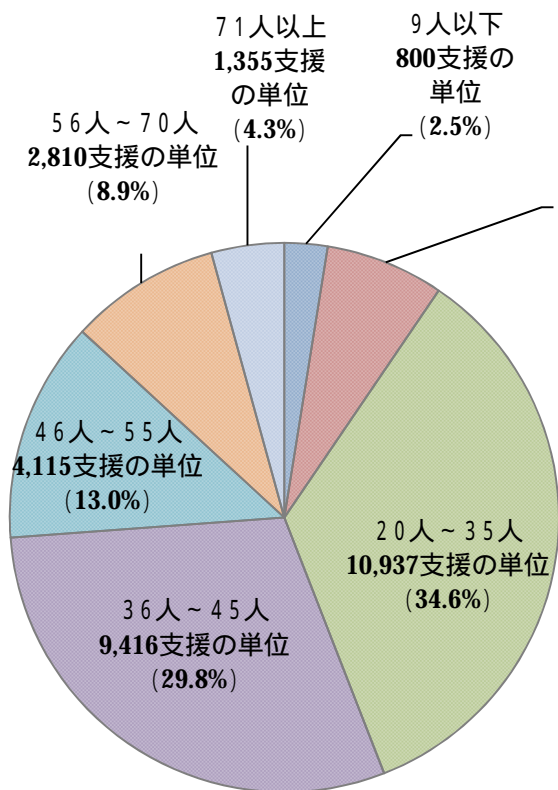


(参考)平成29年

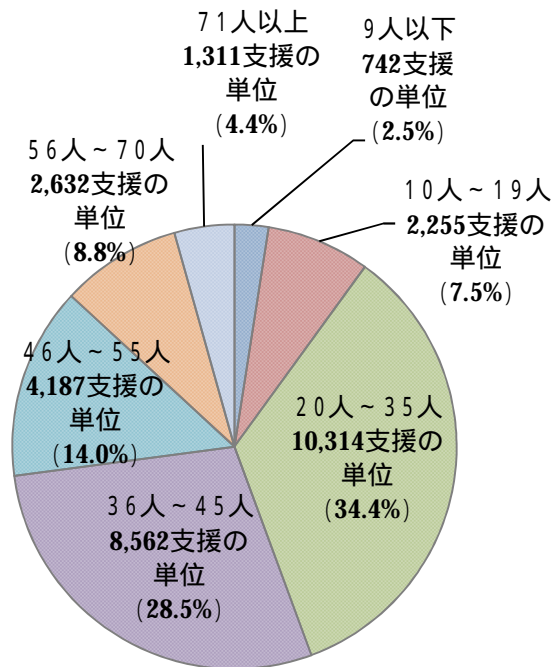


5. 登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約74%を占めている。

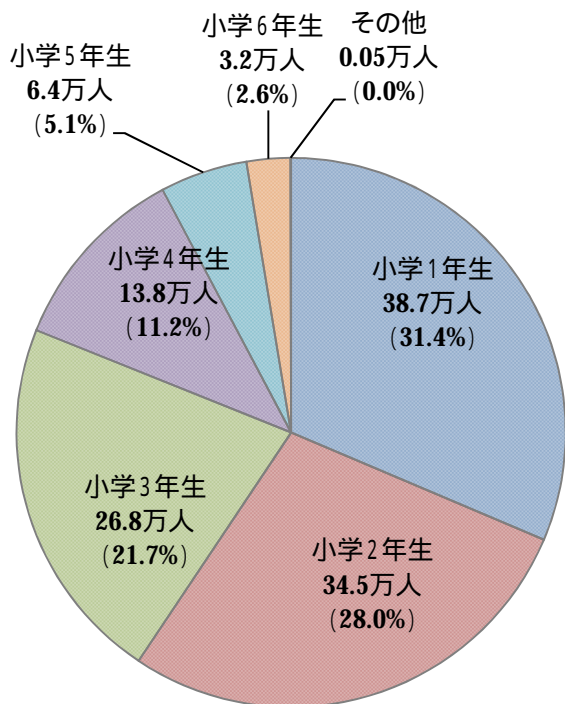


(参考)平成29年

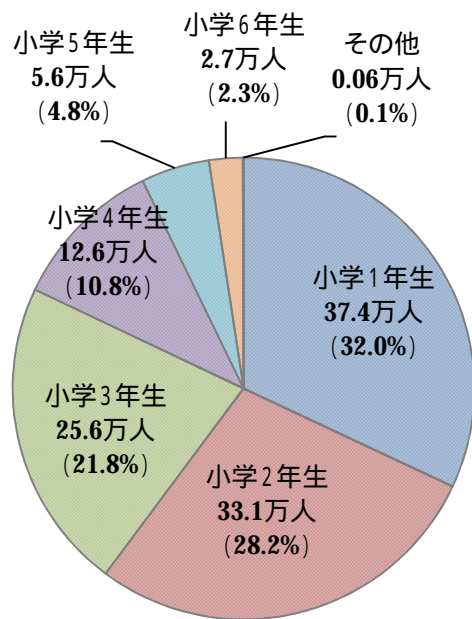


6. 学年別登録児童数の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約81%を占めている。また、小学4年生から小学6年生の登録児童数は対前年度比約11%と小学1年生から小学3年生の対前年比約4%よりも高い伸び率となっている。

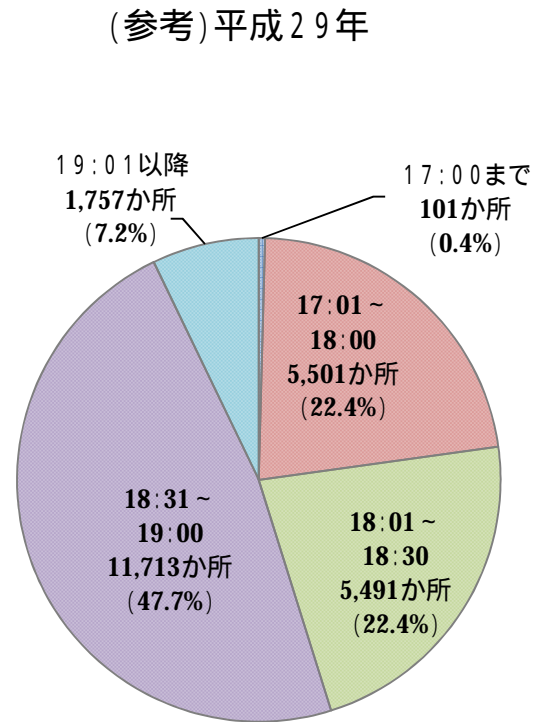
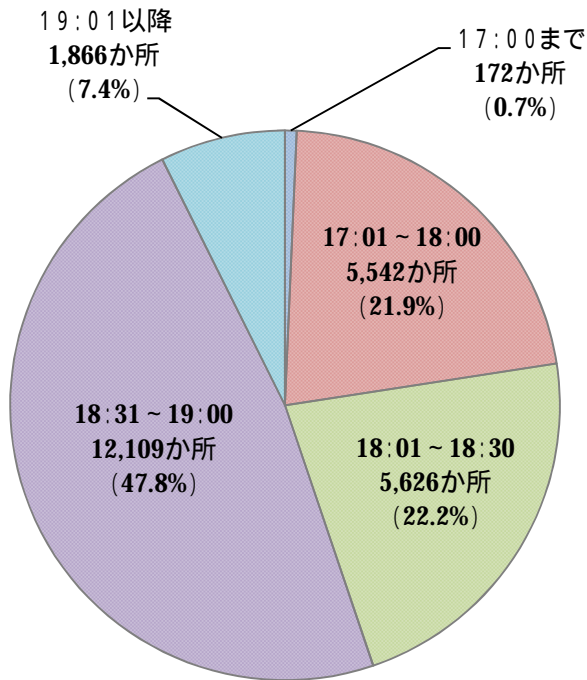


(参考)平成29年



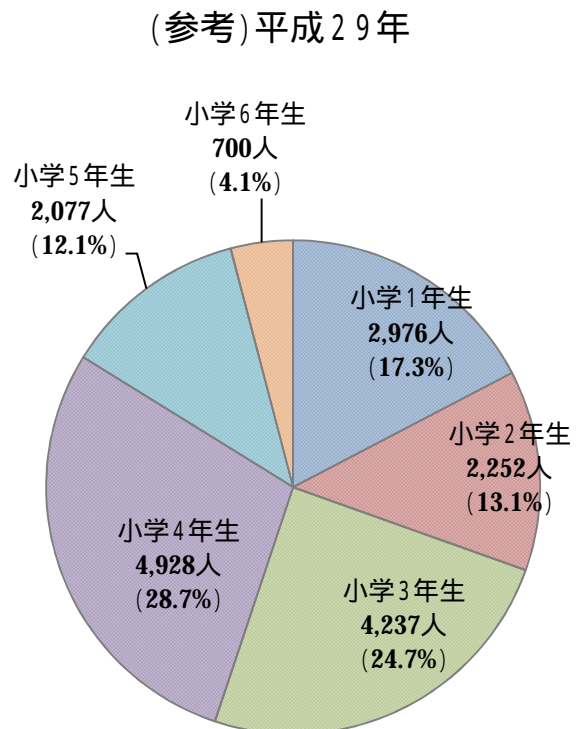
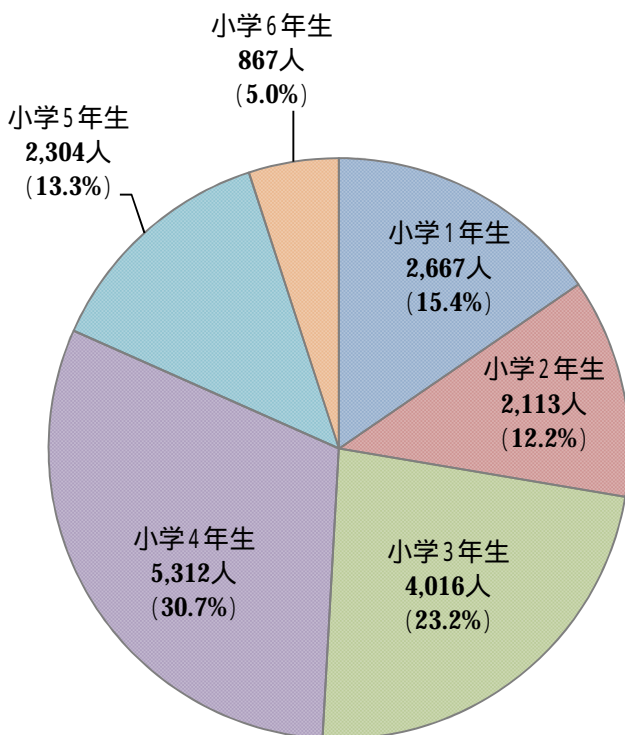
7. 終了時刻の状況(平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約55%を占めており、増加傾向にある。



8. 待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況でみると、小学1年生から小学3年生は前年比で669人減少した。一方で、小学4年生から小学6年生は前年比で778人増加した。



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 各年5月1日現在 厚生労働省調査

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	平成30年	平成29年	増減
クラブ数	25,328か所	24,573か所	755か所
支援の単位数	31,643支援の単位	30,003支援の単位	1,640支援の単位
利用定員数	1,320,297人	1,254,714人	65,583人
登録児童数	1,234,366人	1,171,162人	63,204人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,619市町村(93.0%) [1,741市町村]	1,619市町村(93.0%) [1,741市町村]	0市町村 [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,551小学校区(85.2%) [19,428小学校区]	16,651小学校区(84.8%) [19,628小学校区]	100小学校区 [200小学校区]

注1: 実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2: 全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校を除く)である。

注3: 「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

(参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年
クラブ数(か所)	24,573	23,619	22,608	22,084	21,482
増減	954	1,011	524	602	397
登録児童数(人)	1,171,162	1,093,085	1,024,635	936,452	889,205
増減	78,077	68,450	88,183	47,247	37,256
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,619(93.0%) [1,741]	1,606(92.2%) [1,741]	1,603(92.1%) [1,741]	1,598(91.8%) [1,741]	1,595(91.6%) [1,742]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成30年	平成29年	増減
公立公営	8,740 (34.5%)	8,662 (35.3%)	78
公立民営(合計)	11,486 (45.3%)	11,176 (45.5%)	310
社会福祉法人	3,585 (14.2%)	3,492 (14.2%)	93
民法34条法人	1,013 (4.0%)	966 (3.9%)	47
NPO法人	1,555 (6.1%)	1,457 (5.9%)	98
運営委員会・保護者会	3,604 (14.2%)	3,667 (14.9%)	63
任意団体	320 (1.3%)	355 (1.4%)	35
株式会社	1,088 (4.3%)	895 (3.6%)	193
学校法人	174 (0.7%)	187 (0.8%)	13
その他	147 (0.6%)	157 (0.6%)	10
民立民営(合計)	5,102 (20.1%)	4,735 (19.3%)	367
社会福祉法人	1,670 (6.6%)	1,533 (6.2%)	137
民法34条法人	237 (0.9%)	171 (0.7%)	66
NPO法人	836 (3.3%)	754 (3.1%)	82
運営委員会・保護者会	1,465 (5.8%)	1,458 (5.9%)	7
任意団体	74 (0.3%)	57 (0.2%)	17
株式会社	209 (0.8%)	204 (0.8%)	5
学校法人	267 (1.1%)	235 (1.0%)	32
その他	344 (1.4%)	323 (1.3%)	21
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注1: ()内は全クラブ数(30年: 25,328、29年: 24,573)に対する割合である。

注2: 公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 30 年	平成 29 年	増減
小学校	13,588 (53.6%)	13,271 (54.0%)	317
:学校の余裕教室	7,362 (29.1%)	7,231 (29.4%)	131
:学校敷地内専用施設	6,226 (24.6%)	6,040 (24.6%)	186
児童館・児童センター	2,564 (10.1%)	2,617 (10.6%)	53
公的施設利用	1,632 (6.4%)	1,631 (6.6%)	1
民家・アパート	1,451 (5.7%)	1,374 (5.6%)	77
保育所	834 (3.3%)	859 (3.5%)	25
公有地専用施設	1,834 (7.2%)	1,747 (7.1%)	87
民有地専用施設	1,483 (5.9%)	1,370 (5.6%)	113
幼稚園	292 (1.2%)	324 (1.3%)	32
団地集会室	114 (0.5%)	106 (0.4%)	8
商店街空き店舗	601 (2.4%)	483 (2.0%)	118
認定こども園	408 (1.6%)	326 (1.3%)	82
その他	527 (2.1%)	465 (1.9%)	62
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 30 年	平成 29 年	増減
9人以下	800 (2.5%)	742 (2.5%)	58
10人～19人	2,210 (7.0%)	2,255 (7.5%)	45
20人～35人	10,937 (34.6%)	10,314 (34.4%)	623
36人～45人	9,416 (29.8%)	8,562 (28.5%)	854
46人～55人	4,115 (13.0%)	4,187 (14.0%)	72
56人～70人	2,810 (8.9%)	2,632 (8.8%)	178
71人以上	1,355 (4.3%)	1,311 (4.4%)	44
計	31,643 (100.0%)	30,003 (100.0%)	1,640

注:()内は全支援の単位数(30年:31,643、29年:30,003)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 30 年	平成 29 年	増減
9人以下	581 (2.3%)	542 (2.2%)	39
10人～19人	1,821 (7.2%)	1,910 (7.8%)	89
20人～35人	6,341 (25.0%)	6,273 (25.5%)	68
36人～45人	5,891 (23.3%)	5,529 (22.5%)	362
46人～55人	3,376 (13.3%)	3,522 (14.3%)	146
56人～70人	3,295 (13.0%)	3,155 (12.8%)	140
71人以上	4,023 (15.9%)	3,642 (14.8%)	381
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	平成30年	平成29年	増減
9人以下	78 (0.2%)	74 (0.2%)	4
10人～19人	843 (2.7%)	839 (2.8%)	4
20人～35人	9,163 (29.0%)	8,823 (29.4%)	340
36人～45人	12,915 (40.8%)	11,920 (39.7%)	995
46人～55人	3,862 (12.2%)	3,666 (12.2%)	196
56人～70人	3,210 (10.1%)	3,218 (10.7%)	8
71人以上	1,303 (4.1%)	1,209 (4.0%)	94
設定していない	269 (0.9%)	254 (0.8%)	15
計	31,643 (100.0%)	30,003 (100.0%)	1,640

注:()内は全支援の単位数(30年:31,643、29年:30,003)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	平成30年	平成29年	増減
9人以下	53 (0.2%)	55 (0.2%)	2
10人～19人	594 (2.3%)	632 (2.6%)	38
20人～35人	5,055 (20.0%)	5,001 (20.4%)	54
36人～45人	8,543 (33.7%)	8,280 (33.7%)	263
46人～55人	2,986 (11.8%)	2,942 (12.0%)	44
56人～70人	3,676 (14.5%)	3,708 (15.1%)	32
71人以上	4,203 (16.6%)	3,747 (15.2%)	456
設定していない	218 (0.9%)	208 (0.8%)	10
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成30年	平成29年	増減
小学1年生	387,335 (31.4%)	374,436 (32.0%)	12,899
小学2年生	345,455 (28.0%)	330,514 (28.2%)	14,941
小学3年生	268,001 (21.7%)	255,873 (21.8%)	12,128
小学4年生	137,875 (11.2%)	125,971 (10.8%)	11,904
小学5年生	63,517 (5.1%)	56,223 (4.8%)	7,294
小学6年生	31,690 (2.6%)	27,497 (2.3%)	4,193
その他	493 (0.0%)	648 (0.1%)	155
計	1,234,366 (100.0%)	1,171,162 (100.0%)	63,204

注:()内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	平成30年	平成29年	増減
199日以下	48 (0.2%)	49 (0.2%)	1
200日～249日	1,520 (6.0%)	1,453 (5.9%)	67
250日～279日	5,827 (23.0%)	5,430 (22.1%)	397
280日～299日	17,691 (69.8%)	17,320 (70.5%)	371
300日以上	242 (1.0%)	321 (1.3%)	79
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 30 年	平成 29 年	増減
11:00以前	2,912 (11.5%)	2,881 (11.7%)	31
11:01 ~ 12:00	2,548 (10.1%)	2,369 (9.6%)	179
12:01 ~ 13:00	7,490 (29.6%)	7,509 (30.6%)	19
13:01 ~ 14:00	8,659 (34.2%)	8,222 (33.5%)	437
14:01以降	3,706 (14.6%)	3,582 (14.6%)	124
計	25,315 (100.0%)	24,563 (100.0%)	752

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[30年:25,315]、[29年:24,563]は、平日に開所しているクラブ数。

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 30 年	平成 29 年	増減
17:00まで	172 (0.7%)	101 (0.4%)	71
17:01 ~ 18:00	5,542 (21.9%)	5,501 (22.4%)	41
18:01 ~ 18:30	5,626 (22.2%)	5,491 (22.4%)	135
18:31 ~ 19:00	12,109 (47.8%)	11,713 (47.7%)	396
19:01以降	1,866 (7.4%)	1,757 (7.2%)	109
計	25,315 (100.0%)	24,563 (100.0%)	752

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[30年:25,315]、[29年:24,563]は、平日に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 30 年	平成 29 年	増減
6:59以前	14 (0.1%)	33 (0.1%)	19
7:00 ~ 7:59	7,581 (30.0%)	7,116 (29.1%)	465
8:00 ~ 8:59	17,201 (68.2%)	16,890 (69.1%)	311
9:00 ~ 9:59	371 (1.5%)	358 (1.5%)	13
10:00以降	66 (0.3%)	50 (0.2%)	16
計	25,233 (100.0%)	24,447 (100.0%)	786

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[30年:25,233]、[29年:24,447]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 30 年	平成 29 年	増減
17:00まで	442 (1.8%)	206 (0.8%)	236
17:01 ~ 18:00	5,661 (22.4%)	5,563 (22.8%)	98
18:01 ~ 18:30	5,479 (21.7%)	5,428 (22.2%)	51
18:31 ~ 19:00	11,930 (47.3%)	11,620 (47.5%)	310
19:01以降	1,721 (6.8%)	1,630 (6.7%)	91
計	25,233 (100.0%)	24,447 (100.0%)	786

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[30年:25,233]、[29年:24,447]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	平成 30 年	平成 29 年	増減
土曜日 〔毎週開所以外〕	23,599 (93.2%) 〔5,414〕	22,849 (93.0%) 〔5,338〕	750 〔76〕
日曜日	1,774 (7.0%)	1,722 (7.0%)	52
夏休み等	24,986 (98.6%)	24,152 (98.3%)	834

注1: ()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

注2: []内は毎週開所以外のクラブ数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 30 年	平成 29 年	増減
1人	5,219 (36.9%)	5,228 (38.3%)	9
2人	3,327 (23.5%)	3,240 (23.7%)	87
3人	2,068 (14.6%)	1,929 (14.1%)	139
4人	1,277 (9.0%)	1,208 (8.9%)	69
5人以上	2,258 (16.0%)	2,043 (15.0%)	215
計	14,149 (100.0%)	13,648 (100.0%)	501

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: 全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、30年:55.9%、29年:55.5%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	平成 30 年	平成 29 年	増減
障害児受入の 定員無し	10,079 (71.2%)	9,887 (72.4%)	192
障害児受入の 定員有り	4,070 (28.8%)	3,761 (27.6%)	309
計	14,149 (100.0%)	13,648 (100.0%)	501

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: [30年:14,149]、[29年:13,648]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 30 年	平成 29 年	増減
小学1年生	9,034 (23.0%)	8,385 (23.0%)	649
小学2年生	9,631 (24.5%)	9,364 (25.7%)	267
小学3年生	8,703 (22.2%)	8,120 (22.3%)	583
小学4年生	5,851 (14.9%)	5,311 (14.6%)	540
小学5年生	3,629 (9.3%)	3,229 (8.8%)	400
小学6年生	2,290 (5.8%)	2,049 (5.6%)	241
その他	93 (0.2%)	35 (0.1%)	58
計	39,231 (100.0%)	36,493 (100.0%)	2,738

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: 全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、30年:3.2%、29年:3.1%である。

16 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
小学1年生	2,667 (15.4%) [55]	2,976 (17.3%) [58]	309 [3]
小学2年生	2,113 (12.2%) [19]	2,252 (13.1%) [25]	139 [6]
小学3年生	4,016 (23.2%) [33]	4,237 (24.7%) [55]	221 [22]
小学4年生	5,312 (30.7%) [45]	4,928 (28.7%) [44]	384 [1]
小学5年生	2,304 (13.3%) [36]	2,077 (12.1%) [31]	227 [5]
小学6年生	867 (5.0%) [23]	700 (4.1%) [18]	167 [5]
計	17,279 (100.0%) [211]	17,170 (100.0%) [231]	109 [20]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
4月1日より受入	24,777 (97.8%)	24,038 (97.8%)	739

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

18 専用区画の有無の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
専用区画有り	25,025 (98.8%)	24,276 (98.8%)	749

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
1.65㎡以上	18,893 (74.6%)	18,095 (73.6%)	798

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

20 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
専用区画に 静養スペース有り	16,244 (64.1%)	15,628 (63.6%)	616
専用区画とは別に 静養スペース有り	3,479 (13.7%)	3,303 (13.4%)	176
計	19,723 (77.9%)	18,931 (77.0%)	792

注1:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

21 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
常勤職員	36,220 (25.2%)	35,632 (27.1%)	588
常勤職員以外	107,449 (74.8%)	95,704 (72.9%)	11,745
計	143,669 (100.0%)	131,336 (100.0%)	12,333

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

22 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
1人	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
2人	5,761 (18.2%)	5,893 (19.6%)	132
3人	7,163 (22.6%)	6,749 (22.5%)	414
4人	6,557 (20.7%)	6,195 (20.6%)	362
5人以上	12,162 (38.4%)	11,166 (37.2%)	996
計	31,643 (100.0%)	30,003 (100.0%)	1,640

注:()内は全支援の単位数(30年:31,643、29年:30,003)に対する割合である。

23 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
放課後児童支援員等が兼 務しているクラブ	184 (7.7%)	201 (8.2%)	17

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(30年:2,402、29年:2,452)に対する割合である。

24 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
基準第10条第3項一号	23,010 (25.4%)	22,862 (26.3%)	148
基準第10条第3項二号	607 (0.7%)	521 (0.6%)	86
基準第10条第3項三号	30,198 (33.3%)	27,367 (31.5%)	2,831
基準第10条第3項四号	25,825 (28.5%)	25,139 (29.0%)	686
基準第10条第3項五号	1,728 (1.9%)	1,572 (1.8%)	156
基準第10条第3項六号	148 (0.2%)	116 (0.1%)	32
基準第10条第3項七号	86 (0.1%)	72 (0.1%)	14
基準第10条第3項八号	48 (0.1%)	27 (0.0%)	21
基準第10条第3項九号	8,019 (8.8%)	9,153 (10.5%)	1,134
基準第10条第3項十号	1,100 (1.2%)	— (0.0%)	1,100
計	90,769 (100.0%)	86,829 (100.0%)	3,940

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤等を区別しない。

注2: 基準第10条第3項

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

25 認定資格研修を受講した者の数

(人)

	平成 30 年	平成 29 年
受講者数	53,132 (58.5%)	34,220 (39.4%)

注:()内は放課後児童支援員の人数(30年:90,769、29年:86,829)に対する割合である。

26 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	平成 30 年	平成 29 年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	12,793 (50.5%)	11,782 (47.9%)	1,011
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	8,254 (32.6%)	7,717 (31.4%)	537
うち同一小学校内で実施	4,913 (36.2%)	4,554 (34.3%)	359
学校の余裕教室	2,726 (20.1%)	2,551 (19.2%)	175
学校敷地内専用施設	2,187 (16.1%)	2,003 (15.1%)	184

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(30年:13,588、29年:13,271)に対する割合である。

27 放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
制定済み	1,691 (97.1%)	1,671 (96.0%)	20
条例案を検討中	4 (0.2%)	4 (0.2%)	0
制定していない	46 (2.6%)	66 (3.8%)	20
計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	0

注:()内は全市町村数(30年:1,741、29年:1,741)に対する割合である。

28 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
点検・確認有り	1,462 (84.0%)	1,439 (82.7%)	23

注:()内は全市町村数(30年:1,741、29年:1,741)に対する割合である。

29 市町村における対象児童の範囲

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	67 (4.1%)	79 (4.9%)	12
小学校4年生まで	51 (3.2%)	60 (3.7%)	9
小学校5年生まで	8 (0.5%)	8 (0.5%)	0
小学校6年生まで	1,493 (92.2%)	1,472 (90.9%)	21
計	1,619 (100.0%)	1,619 (100.0%)	0

注1:()内はクラブ実施市町村数(30年1,619、29年1,619)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

30 対象としていない児童への対応

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
放課後子供教室により対応している	34 (27.0%)	38 (25.9%)	4
自治体独自の放課後児童対策により対応している	4 (3.2%)	3 (2.0%)	1
児童館により対応している	21 (16.7%)	23 (15.6%)	2
その他	21 (16.7%)	20 (13.6%)	1
特に対応していない	46 (36.5%)	63 (42.9%)	17
計	126 (100.0%)	147 (100.0%)	21

注:()内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(30年:126、29年:147)に対する割合である。

31 市町村における運営指針(ガイドライン)の策定状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
策定済み	373 (21.4%)	357 (20.5%)	16
都道府県の運営指針を活用	354 (20.3%)	355 (20.4%)	1
国の運営指針を活用	886 (50.9%)	899 (51.6%)	13
対応無し	128 (7.4%)	130 (7.5%)	2
計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	0

注:()内は全市町村数(30年:1,741、29年:1,741)に対する割合である。

32 運営指針に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
点検・確認有り	1,330 (76.4%)	1,284 (73.8%)	46

注:()内は全市町村数(30年:1,741、29年:1,741)に対する割合である。

33 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村数)

利用申込み	平成 30 年	平成 29 年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	16 (1.0%)	15 (0.9%)	1
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	289 (17.9%)	298 (18.4%)	9
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,314 (81.2%)	1,306 (80.7%)	8
計	1,619 (100.0%)	1,619 (100.0%)	0

注:()内はクラブ実施市町村数(30年1,619、29年1,619)に対する割合である。

(市町村数)

利用決定	平成 30 年	平成 29 年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	16 (1.0%)	13 (0.8%)	3
クラブのみで利用決定を行っている	280 (17.3%)	280 (17.3%)	0
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,323 (81.7%)	1,326 (81.9%)	3
計	1,619 (100.0%)	1,619 (100.0%)	0

注:()内はクラブ実施市町村数(30年1,619、29年1,619)に対する割合である。

34 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	783 (48.4%)	753 (46.5%)	30

注:()内はクラブ実施市町村数(30年1,619、29年:1,619)に対する割合である。

(市町村数)

利用に係る優先的な取扱いの対象	平成 30 年			平成 29 年			増減
ひとり親家庭	594	(36.7%)	[75.9%]	562	(34.7%)	[74.6%]	32
生活保護世帯	309	(19.1%)	[39.5%]	292	(18.0%)	[38.8%]	17
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	151	(9.3%)	[19.3%]	143	(8.8%)	[19.0%]	8
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	384	(23.7%)	[49.0%]	344	(21.2%)	[45.7%]	40
子どもが障害を有する場合	351	(21.7%)	[44.8%]	328	(20.3%)	[43.6%]	23
低学年の児童など、発達の程度から観点から配慮が必要と考えられる児童	621	(38.4%)	[79.3%]	590	(36.4%)	[78.4%]	31
育児休業を終了した場合	119	(7.4%)	[15.2%]	111	(6.9%)	[14.7%]	8
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	218	(13.5%)	[27.8%]	211	(13.0%)	[28.0%]	7
その他市町村が定める事由	208	(12.8%)	[26.6%]	190	(11.7%)	[25.2%]	18

注:()内はクラブ実施市町村数(30年1,619、29年:1,619)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(30年:783、29年:753)に対する割合である。

35 市町村における利用料の減免等の状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用料の徴収を行っている	1,454 (89.8%)	1,418 (87.6%)	36
利用料の減免を行っている	1,243 [85.5%]	1,199 [84.6%]	44

注1:()内はクラブ実施市町村数(30年:1,619、29年:1,619)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っている市町村数(30年:1,454、29年:1,418)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 30 年	平成 29 年	増減
生活保護受給世帯	940 (58.1%) [75.6%]	893 (55.2%) [74.5%]	47
市町村民税非課税世帯	459 (28.4%) [36.9%]	438 (27.1%) [36.5%]	21
所得税非課税・市町村民税 課税世帯	122 (7.5%) [9.8%]	122 (7.5%) [10.2%]	0
就学援助受給世帯	315 (19.5%) [25.3%]	301 (18.6%) [25.1%]	14
ひとり親世帯	437 (27.0%) [35.2%]	409 (25.3%) [34.1%]	28
兄弟姉妹利用世帯	692 (42.7%) [55.7%]	664 (41.0%) [55.4%]	28
その他市町村が定める場合	487 (30.1%) [39.2%]	465 (28.7%) [38.8%]	22
その他クラブが定める場合	109 (6.7%) [8.8%]	92 (5.7%) [7.7%]	17

注:()内はクラブ実施市町村数(30年:1,619、29年:1,619)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数

(30年:1,243、29年:1,199)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	855 (52.8%) [68.8%]	824 (50.9%) [68.7%]	31
利用料の半額のみ徴収 所得に応じて複数段階で 減額	621 (38.4%) [50.0%]	600 (37.1%) [50.0%]	21
その他	71 (4.4%) [5.7%]	77 (4.8%) [6.4%]	6
	697 (43.1%) [56.1%]	648 (40.0%) [54.0%]	49

注:()内はクラブ実施市町村数(30年:1,619、29年:1,619)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数

(30年:1,243、29年:1,199)に対する割合である。

(市町村数)

利用料の加算	平成 30 年	平成 29 年	増減
一定水準以上の所得のある 世帯等について、利用料の 加算を行っている	85 (5.3%)	63 (3.9%)	22

注:()内はクラブ実施市町村数(30年:1,619、29年:1,619)に対する割合である。

36 放課後児童クラブにおける利用料の徴収の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用料の徴収を行っている	22,416 (88.5%)	20,736 (84.4%)	1,680

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

注:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む

(か所)

利用料の月額	平成 30 年	平成 29 年	増減
2,000円未満	373 (1.7%)	537 (2.6%)	164
2,000～4,000円未満	3,915 (17.5%)	4,034 (19.5%)	119
4,000～6,000円未満	6,076 (27.1%)	5,832 (28.1%)	244
6,000～8,000円未満	4,738 (21.1%)	4,688 (22.6%)	50
8,000～10,000円未満	3,234 (14.4%)	2,676 (12.9%)	558
10,000～12,000円未満	1,661 (7.4%)	1,566 (7.6%)	95
12,000～14,000円未満	599 (2.7%)	514 (2.5%)	85
14,000～16,000円未満	369 (1.6%)	334 (1.6%)	35
16,000円以上	519 (2.3%)	555 (2.7%)	36
おやつ代等のみ徴収	932 (4.2%)	—	932
計	22,416 (100.0%)	20,736 (100.0%)	1,680

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(30年:22,416、29年:20,736)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	平成 30 年	平成 29 年	増減
実費徴収なし	10,208 (40.3%)	10,979 (44.7%)	771
500円未満	433 (1.7%)	424 (1.7%)	9
500～1,000円未満	1,325 (5.2%)	1,289 (5.2%)	36
1,000～1,500円未満	3,034 (12.0%)	2,759 (11.2%)	275
1,500～2,000円未満	3,866 (15.3%)	3,998 (16.3%)	132
2,000～2,500円未満	4,567 (18.0%)	3,539 (14.4%)	1,028
2,500～3,000円未満	783 (3.1%)	748 (3.0%)	35
3,000～3,500円未満	587 (2.3%)	471 (1.9%)	116
3,500円以上	525 (2.1%)	366 (1.5%)	159
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

37 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用料の減免を行っている	18,391 (82.0%)	17,016 (82.1%)	1,375

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(30年:22,416、29年:20,736)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 30 年			平成 29 年			増減
生活保護受給世帯	13,387	(52.9%)	[72.8%]	12,222	(49.7%)	[71.8%]	1,165
市町村民税非課税世帯	8,218	(32.4%)	[44.7%]	7,616	(31.0%)	[44.8%]	602
所得税非課税・市町村民税 課税世帯	2,163	(8.5%)	[11.8%]	1,997	(8.1%)	[11.7%]	166
就学援助受給世帯	5,054	(20.0%)	[27.5%]	4,700	(19.1%)	[27.6%]	354
ひとり親世帯	5,551	(21.9%)	[30.2%]	5,265	(21.4%)	[30.9%]	286
兄弟姉妹利用世帯	11,092	(43.8%)	[60.3%]	9,952	(40.5%)	[58.5%]	1,140
その他市町村が定める場合	7,662	(30.3%)	[41.7%]	6,929	(28.2%)	[40.7%]	733
その他クラブが定める場合	910	(3.6%)	[4.9%]	925	(3.8%)	[5.4%]	15

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合、

[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(30年:18,391、29年:17,016)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 30 年			平成 29 年			増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	11,692	(46.2%)	[63.6%]	10,888	(44.3%)	[64.0%]	804
利用料の半額のみ徴収	8,288	(32.7%)	[45.1%]	7,853	(32.0%)	[46.2%]	435
所得に応じて複数段階で 減額	1,195	(4.7%)	[6.5%]	1,170	(4.8%)	[6.9%]	25
その他	10,858	(42.9%)	[59.0%]	10,199	(41.5%)	[59.9%]	659

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合、

[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(30年:18,391、29年:17,016)に対する割合である。

(か所)

利用料の加算	平成 30 年	平成 29 年	増減
一定水準以上の所得のある 世帯等について、利用料の 加算を行っている	845 (3.3%)	724 (2.9%)	121

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

38 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
実施している	3,350 (29.2%)	3,155 (28.2%)	195
実施していない	8,136 (70.8%)	8,021 (71.8%)	115

注:()内は公立民営クラブ数(30年:11,486、29年:11,176)に対する割合である。

39 おやつ提供の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
おやつ提供有り	23,172 (91.5%)	22,386 (91.1%)	786
おやつ提供無し	2,156 (8.5%)	2,187 (8.9%)	31
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	平成 30 年	平成 29 年	増減
13:00以前	1 (0.0%)	2 (0.0%)	1
13:00 ~ 13:30	10 (0.0%)	7 (0.0%)	3
13:31 ~ 14:00	64 (0.3%)	39 (0.2%)	25
14:01 ~ 14:30	71 (0.3%)	47 (0.2%)	24
14:31 ~ 15:00	1,707 (7.4%)	1,740 (7.8%)	33
15:01 ~ 15:30	8,066 (34.8%)	7,621 (34.0%)	445
15:31 ~ 16:00	7,955 (34.3%)	7,712 (34.5%)	243
16:01 ~ 16:30	4,221 (18.2%)	4,242 (18.9%)	21
16:31 ~ 17:00	516 (2.2%)	465 (2.1%)	51
17:00以降	561 (2.4%)	511 (2.3%)	50
計	23,172 (100.0%)	22,386 (100.0%)	786

注:()内はおやつ提供有りのクラブ数(30年:23,172、29年:22,386)に対する割合である。

40 保護者との連携の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
子どもの出欠席等の把握	25,214 (99.5%)	24,447 (99.5%)	767
保護者からの相談への対応	25,253 (99.7%)	24,487 (99.7%)	766
保護者との連絡	25,202 (99.5%)	24,448 (99.5%)	754

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

41 育成支援の記録の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
育成支援の内容を記録している	21,882 (86.4%)	21,003 (85.5%)	879

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

42 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	25,104 (99.1%)	24,347 (99.1%)	757
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	23,427 (92.5%)	22,816 (92.8%)	611

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

43 運営規程の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
運営規程を定めている	24,047 (94.9%)	23,329 (94.9%)	718
運営規程を定めていない	1,281 (5.1%)	1,244 (5.1%)	37
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

(か所)

運営規程に定めている事項	平成 30 年		平成 29 年		増減
事業の目的及び運営の方針	23,985	(94.7%) [99.7%]	23,252	(94.6%) [99.7%]	733
職員の職種、員数及び職務の内容	23,333	(92.1%) [97.0%]	22,384	(91.1%) [95.9%]	949
開所している日及び時間	23,979	(94.7%) [99.7%]	23,222	(94.5%) [99.5%]	757
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	23,534	(92.9%) [97.9%]	22,931	(93.3%) [98.3%]	603
利用定員	21,782	(86.0%) [90.6%]	21,004	(85.5%) [90.0%]	778
通常の事業の実施地域	23,076	(91.1%) [96.0%]	22,250	(90.5%) [95.4%]	826
事業の利用に当たったの留意事項	23,188	(91.6%) [96.4%]	22,382	(91.1%) [95.9%]	806
緊急時等における対応方法	22,941	(90.6%) [95.4%]	22,129	(90.1%) [94.9%]	812
非常災害対策	22,548	(89.0%) [93.8%]	21,768	(88.6%) [93.3%]	780
虐待の防止のための措置に関する事項	21,070	(83.2%) [87.6%]	20,184	(82.1%) [86.5%]	886
その他事業の運営に関する重要事項	10,625	(41.9%) [44.2%]	9,982	(40.6%) [42.8%]	643

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合、[]内は運営規程を定めているクラブ数(30年:24,047、29年:23,329)に対する割合である。

44 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
帳簿を整備している	24,570 (97.0%)	23,875 (97.2%)	695

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

45 放課後児童支援員等を対象とした健康診断の実施状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
健康診断を実施している	22,009 (86.9%)	21,109 (85.9%)	900

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

46 労災保険等への加入状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
労災保険等への加入などを行っている	25,097 (99.1%)	23,470 (95.5%)	1,627

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

47 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	24,292 (95.9%)	23,665 (96.3%)	627
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	20,503 (80.9%)	20,065 (81.7%)	438

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

48 学校との連携状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
学校との情報交換を行っている	24,963 (98.6%)	24,235 (98.6%)	728
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	19,846 (78.4%)	19,090 (77.7%)	756

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

49 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	15,478 (61.1%)	14,440 (58.8%)	1,038

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

50 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	18,778 (74.1%)	17,987 (73.2%)	791
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	14,280 (56.4%)	13,784 (56.1%)	496
医療・保健・福祉等機関と連携している	17,005 (67.1%)	16,431 (66.9%)	574

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

51 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

		平成 30 年	平成 29 年	増減
衛生管理・感染症対応を行っている		23,304 (92.0%)	22,698 (92.4%)	606
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	24,677 (97.4%)	23,934 (97.4%)	743
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	22,752 (89.8%)	21,792 (88.7%)	960
	損害賠償保険に加入している	23,447 (92.6%)	22,481 (91.5%)	966
	傷害保険に加入している	24,838 (98.1%)	23,998 (97.7%)	840
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	22,555 (89.1%)	21,566 (87.8%)	989
	定期的な避難訓練を行っている	22,738 (89.8%)	21,702 (88.3%)	1,036
	緊急時の連絡体制を整備している	24,184 (95.5%)	23,417 (95.3%)	767
来所・帰宅時の安全確保を行っている		21,322 (84.2%)	20,708 (84.3%)	614

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

52 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	24,356 (96.2%)	23,515 (95.7%)	841

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

53 要望・苦情への対応状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	23,188 (91.6%)	22,544 (91.7%)	644
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	22,166 (87.5%)	21,486 (87.4%)	680

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

54 事業内容の向上を目指す職員集団の形成の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
職員集団を形成している	23,265 (91.9%)	22,715 (92.4%)	550

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

55 研修受講機会の提供状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
資質向上のための研修を実施している	24,675 (97.4%)	23,944 (97.4%)	731
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	19,767 (78.0%)	19,181 (78.1%)	586
障害児受入のための研修を実施している	21,972 (86.7%)	21,214 (86.3%)	758

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

(か所)

職員 1 人あたりの研修受講回数	平成 30 年	平成 29 年	増減
1 回未満	1,736 (6.9%)	1,670 (6.8%)	66
1 回以上 5 回未満	13,507 (53.3%)	13,062 (53.2%)	445
5 回以上 10 回未満	5,820 (23.0%)	5,502 (22.4%)	318
10 回以上	4,265 (16.8%)	4,339 (17.7%)	74
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

(か所)

職員 1 人あたりの研修受講日数	平成 30 年	平成 29 年	増減
1 日未満	1,757 (6.9%)	1,678 (6.8%)	79
1 日以上 5 日未満	13,047 (51.5%)	12,714 (51.7%)	333
5 日以上 10 日未満	5,832 (23.0%)	5,714 (23.3%)	118
10 日以上	4,692 (18.5%)	4,467 (18.2%)	225
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

56 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
自己評価の実施有り	12,867 (50.8%)	12,462 (50.7%)	405
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	11,425 (45.1%)	10,830 (44.1%)	595

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

57 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
第三者評価の実施有り	6,800 (26.8%)	6,230 (25.4%)	570

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	648	28,384
2	青森県	188	9,338
3	岩手県	294	12,077
4	宮城県	273	14,504
5	秋田県	195	9,571
6	山形県	316	14,501
7	福島県	247	12,726
8	茨城県	750	38,539
9	栃木県	470	18,747
10	群馬県	332	15,523
11	埼玉県	1,041	46,702
12	千葉県	851	37,876
13	東京都	1,695	99,682
14	神奈川県	445	21,161
15	新潟県	333	15,092
16	富山県	162	6,452
17	石川県	235	9,570
18	福井県	249	10,653
19	山梨県	267	11,314
20	長野県	334	21,072
21	岐阜県	303	13,635
22	静岡県	446	19,677
23	愛知県	730	39,900
24	三重県	386	15,509
25	滋賀県	277	13,666
26	京都府	265	13,555
27	大阪府	592	32,669
28	兵庫県	517	22,307
29	奈良県	212	11,772
30	和歌山県	132	5,776
31	鳥取県	113	4,981
32	島根県	165	5,724
33	岡山県	222	8,303
34	広島県	276	11,657
35	山口県	298	13,494
36	徳島県	174	7,834
37	香川県	162	6,495
38	愛媛県	208	8,574
39	高知県	81	3,078
40	福岡県	449	28,320
41	佐賀県	259	10,909
42	長崎県	215	9,042
43	熊本県	307	12,590
44	大分県	231	9,203
45	宮崎県	204	7,767
46	鹿児島県	362	13,904
47	沖縄県	366	14,721
	都道府県合計	17,277	818,546

	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	254	19,357
49	仙台市	229	12,373
50	さいたま市	247	10,621
51	千葉市	172	10,051
52	横浜市	490	17,133
53	川崎市	132	9,649
54	相模原市	109	6,475
55	新潟市	158	10,188
56	静岡市	87	5,252
57	浜松市	134	6,029
58	名古屋市	227	8,011
59	京都市	187	14,112
60	大阪市	187	5,893
61	堺市	92	8,901
62	神戸市	218	14,288
63	岡山市	182	7,445
64	広島市	290	10,462
65	北九州市	134	12,347
66	福岡市	138	16,125
67	熊本市	144	5,036
	指定都市合計	3,811	209,748

	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	58	2,265
69	旭川市	88	2,997
70	青森市	55	2,835
71	八戸市	49	1,932
72	盛岡市	57	2,477
73	秋田市	43	1,592
74	福島市	78	2,977
75	郡山市	54	2,566
76	いわき市	65	2,797
77	宇都宮市	159	5,583
78	前橋市	71	3,904
79	高崎市	98	4,166
80	川越市	65	2,731
81	川口市	128	5,163
82	越谷市	49	2,861
83	船橋市	97	5,293
84	柏市	58	3,239
85	八王子市	126	6,123
86	横須賀市	67	1,942
87	富山市	110	7,525
88	金沢市	95	5,050
89	長野市	90	6,452
90	岐阜市	46	3,056
91	豊橋市	86	3,480
92	岡崎市	44	2,825
93	豊田市	66	3,565
94	大津市	50	3,375
95	豊中市	41	3,975
96	高槻市	68	3,029
97	枚方市	116	4,677
98	八尾市	74	3,455
99	東大阪市	60	3,911
100	姫路市	110	4,460
101	尼崎市	69	2,791
102	西宮市	70	3,540
103	明石市	29	3,047
104	奈良市	48	3,476
105	和歌山市	105	3,572
106	鳥取市	62	2,682
107	松江市	65	2,774
108	倉敷市	134	4,966
109	福山市	74	5,093
110	呉市	56	2,832
111	下関市	41	2,243
112	高松市	115	4,453
113	松山市	114	5,568
114	高知市	92	4,127
115	久留米市	96	4,340
116	長崎市	94	5,656
117	佐世保市	68	2,499
118	大分市	62	4,779
119	宮崎市	50	3,642
120	鹿児島市	189	7,111
121	那覇市	86	4,603
	中核市合計	4,240	206,072
	総合計	25,328	1,234,366

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

	都道府県名	30年度	29年度	増減
1	北海道	648	640	8
2	青森県	188	205	17
3	岩手県	294	290	4
4	宮城県	273	271	2
5	秋田県	195	193	2
6	山形県	316	308	8
7	福島県	247	242	5
8	茨城県	750	775	25
9	栃木県	470	461	9
10	群馬県	332	323	9
11	埼玉県	1,041	1,003	38
12	千葉県	851	821	30
13	東京都	1,695	1,663	32
14	神奈川県	445	426	19
15	新潟県	333	338	5
16	富山県	162	160	2
17	石川県	235	226	9
18	福井県	249	247	2
19	山梨県	267	256	11
20	長野県	334	328	6
21	岐阜県	303	311	8
22	静岡県	446	426	20
23	愛知県	730	733	3
24	三重県	386	377	9
25	滋賀県	277	265	12
26	京都府	265	262	3
27	大阪府	592	585	7
28	兵庫県	517	491	26
29	奈良県	212	203	9
30	和歌山県	132	129	3
31	鳥取県	113	108	5
32	島根県	165	154	11
33	岡山県	222	218	4
34	広島県	276	269	7
35	山口県	298	290	8
36	徳島県	174	168	6
37	香川県	162	156	6
38	愛媛県	208	200	8
39	高知県	81	78	3
40	福岡県	449	459	10
41	佐賀県	259	248	11
42	長崎県	215	205	10
43	熊本県	307	294	13
44	大分県	231	223	8
45	宮崎県	204	198	6
46	鹿児島県	362	345	17
47	沖縄県	366	322	44
	都道府県合計	17,277	16,893	384

平成30年度から「福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市」が中核市となったため、平成29年度公表データ「福島県、埼玉県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県」から当該中核市のクラブ数（福島市74、川口市126、八尾市64、明石市29、鳥取市56、松江市64）を減算している。

	指定都市名	30年度	29年度	増減
48	札幌市	254	253	1
49	仙台市	229	207	22
50	さいたま市	247	234	13
51	千葉市	172	163	9
52	横浜市	490	439	51
53	川崎市	132	130	2
54	相模原市	109	102	7
55	新潟市	158	154	4
56	静岡市	87	124	37
57	浜松市	134	132	2
58	名古屋市	227	219	8
59	京都市	187	181	6
60	大阪市	187	167	20
61	堺市	92	94	2
62	神戸市	218	208	10
63	岡山市	182	169	13
64	広島市	290	257	33
65	北九州市	134	134	0
66	福岡市	138	138	0
67	熊本市	144	140	4
	指定都市合計	3,811	3,645	166

	中核市名	30年度	29年度	増減
68	函館市	58	56	2
69	旭川市	88	78	10
70	青森市	55	54	1
71	八戸市	49	48	1
72	盛岡市	57	52	5
73	秋田市	43	41	2
74	福島市	78	74	4
75	郡山市	54	50	4
76	いわき市	65	60	5
77	宇都宮市	159	150	9
78	前橋市	71	64	7
79	高崎市	98	93	5
80	川越市	65	56	9
81	川口市	128	126	2
82	越谷市	49	48	1
83	船橋市	97	89	8
84	柏市	58	55	3
85	八王子市	126	122	4
86	横須賀市	67	62	5
87	富士市	110	101	9
88	金沢市	95	95	0
89	長野市	90	93	3
90	岐阜市	46	46	0
91	豊橋市	86	85	1
92	岡崎市	44	42	2
93	豊田市	66	66	0
94	大津市	50	46	4
95	豊中市	41	41	0
96	高槻市	68	65	3
97	枚方市	116	114	2
98	八尾市	74	64	10
99	東大阪市	60	56	4
100	姫路市	110	107	3
101	尼崎市	69	68	1
102	西宮市	70	68	2
103	明石市	29	29	0
104	奈良市	48	48	0
105	和歌山市	105	98	7
106	鳥取市	62	56	6
107	松江市	65	64	1
108	倉敷市	134	131	3
109	福山市	74	74	0
110	呉市	56	53	3
111	下関市	41	41	0
112	高松市	115	108	7
113	松山市	114	109	5
114	高知市	92	88	4
115	久留米市	96	91	5
116	長崎市	94	92	2
117	佐世保市	68	62	6
118	大分市	62	59	3
119	宮崎市	50	51	1
120	鹿児島市	189	165	24
121	那覇市	86	81	5
	中核市合計	4,240	4,035	205
	総合計	25,328	24,573	755

平成30年5月1日 厚生労働省調査

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

	都道府県名	30年度	29年度	増減
1	北海道	28,384	27,721	663
2	青森県	9,338	9,979	641
3	岩手県	12,077	11,761	316
4	宮城県	14,504	13,679	825
5	秋田県	9,571	9,151	420
6	山形県	14,501	13,666	835
7	福島県	12,726	11,952	774
8	茨城県	38,539	35,562	2,977
9	栃木県	18,747	17,907	840
10	群馬県	15,523	15,161	362
11	埼玉県	46,702	44,688	2,014
12	千葉県	37,876	35,531	2,345
13	東京都	99,682	94,905	4,777
14	神奈川県	21,161	19,955	1,206
15	新潟県	15,092	14,557	535
16	富山県	6,452	6,363	89
17	石川県	9,570	8,884	686
18	福井県	10,653	10,308	345
19	山梨県	11,314	11,265	49
20	長野県	21,072	19,672	1,400
21	岐阜県	13,635	13,928	293
22	静岡県	19,677	18,216	1,461
23	愛知県	39,900	37,701	2,199
24	三重県	15,509	14,203	1,306
25	滋賀県	13,666	12,916	750
26	京都府	13,555	12,963	592
27	大阪府	32,669	31,312	1,357
28	兵庫県	22,307	20,761	1,546
29	奈良県	11,772	11,198	574
30	和歌山県	5,776	5,317	459
31	鳥取県	4,981	4,770	211
32	島根県	5,724	5,420	304
33	岡山県	8,303	7,812	491
34	広島県	11,657	10,575	1,082
35	山口県	13,494	12,940	554
36	徳島県	7,834	7,360	474
37	香川県	6,495	6,020	475
38	愛媛県	8,574	8,213	361
39	高知県	3,078	2,909	169
40	福岡県	28,320	27,459	861
41	佐賀県	10,909	10,302	607
42	長崎県	9,042	8,527	515
43	熊本県	12,590	12,065	525
44	大分県	9,203	8,886	317
45	宮崎県	7,767	7,311	456
46	鹿児島県	13,904	12,841	1,063
47	沖縄県	14,721	13,173	1,548
	都道府県合計	818,546	777,765	40,781

平成30年度から「福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市」が中核市となったため、平成29年度公表データ「福島県、埼玉県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県」から当該中核市の登録児童数（福島市2,853、川口市5,235、八尾市3,273、明石市2,864、鳥取市2,428、松江市2,735）を減算している。

	指定都市名	30年度	29年度	増減
48	札幌市	19,357	18,301	1,056
49	仙台市	12,373	11,403	970
50	さいたま市	10,621	10,198	423
51	千葉市	10,051	9,675	376
52	横浜市	17,133	15,913	1,220
53	川崎市	9,649	8,842	807
54	相模原市	6,475	6,100	375
55	新潟市	10,188	9,616	572
56	静岡市	5,252	4,735	517
57	浜松市	6,029	5,840	189
58	名古屋市	8,011	7,458	553
59	京都市	14,112	13,366	746
60	大阪市	5,893	5,080	813
61	堺市	8,901	8,633	268
62	神戸市	14,288	13,419	869
63	岡山市	7,445	7,050	395
64	広島市	10,462	9,451	1,011
65	北九州市	12,347	11,489	858
66	福岡市	16,125	15,450	675
67	熊本市	5,036	5,042	6
	指定都市合計	209,748	197,061	12,687

	中核市名	30年度	29年度	増減
68	函館市	2,265	2,145	120
69	旭川市	2,997	2,777	220
70	青森市	2,835	2,637	198
71	八戸市	1,932	1,829	103
72	盛岡市	2,477	2,419	58
73	秋田市	1,592	1,491	101
74	福島市	2,977	2,853	124
75	郡山市	2,566	2,360	206
76	いわき市	2,797	2,610	187
77	宇都宮市	5,583	5,146	437
78	前橋市	3,904	3,515	389
79	高崎市	4,166	4,027	139
80	川越市	2,731	2,620	111
81	川口市	5,163	5,235	72
82	越谷市	2,861	2,773	88
83	船橋市	5,293	4,911	382
84	柏市	3,239	3,084	155
85	八王子市	6,123	5,964	159
86	横須賀市	1,942	1,834	108
87	富山市	7,525	7,237	288
88	金沢市	5,050	4,898	152
89	長野市	6,452	6,666	214
90	岐阜市	3,056	2,700	356
91	豊橋市	3,480	3,164	316
92	岡崎市	2,825	2,646	179
93	豊田市	3,565	3,500	65
94	大津市	3,375	3,200	175
95	豊中市	3,975	3,708	267
96	高槻市	3,029	3,051	22
97	枚方市	4,677	4,415	262
98	八尾市	3,455	3,273	182
99	東大阪市	3,911	3,795	116
100	姫路市	4,460	4,395	65
101	尼崎市	2,791	2,696	95
102	西宮市	3,540	3,356	184
103	明石市	3,047	2,864	183
104	奈良市	3,476	3,386	90
105	和歌山市	3,572	3,282	290
106	鳥取市	2,682	2,428	254
107	松江市	2,774	2,735	39
108	倉敷市	4,966	4,836	130
109	福山市	5,093	4,914	179
110	呉市	2,832	2,705	127
111	下関市	2,243	2,220	23
112	高松市	4,453	4,137	316
113	松山市	5,568	5,214	354
114	高知市	4,127	4,071	56
115	久留米市	4,340	4,156	184
116	長崎市	5,656	5,369	287
117	佐世保市	2,499	2,395	104
118	大分市	4,779	4,485	294
119	宮崎市	3,642	3,493	149
120	鹿児島市	7,111	6,439	672
121	那覇市	4,603	4,277	326
	中核市合計	206,072	196,336	9,736
	総合計	1,234,366	1,171,162	63,204

平成30年5月1日 厚生労働省調査

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

	都道府県名	30年度	29年度	増減
1	北海道	127	144	17
2	青森県	106	20	86
3	岩手県	6	59	53
4	宮城県	352	268	84
5	秋田県	68	172	104
6	山形県	40	28	12
7	福島県	143	216	73
8	茨城県	395	343	52
9	栃木県	56	33	23
10	群馬県	10	6	4
11	埼玉県	1,033	959	74
12	千葉県	763	692	71
13	東京都	3,651	3,317	334
14	神奈川県	556	400	156
15	新潟県	78	90	12
16	富山県	37	60	23
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	22	22
19	山梨県	99	50	49
20	長野県	17	10	7
21	岐阜県	111	161	50
22	静岡県	287	322	35
23	愛知県	590	684	94
24	三重県	74	43	31
25	滋賀県	19	37	18
26	京都府	160	51	109
27	大阪府	264	243	21
28	兵庫県	261	358	97
29	奈良県	120	90	30
30	和歌山県	124	97	27
31	鳥取県	67	52	15
32	島根県	102	65	37
33	岡山県	17	65	48
34	広島県	123	176	53
35	山口県	366	407	41
36	徳島県	81	84	3
37	香川県	19	39	20
38	愛媛県	135	52	83
39	高知県	63	6	57
40	福岡県	432	443	11
41	佐賀県	264	235	29
42	長崎県	34	22	12
43	熊本県	225	208	17
44	大分県	56	39	17
45	宮崎県	171	108	63
46	鹿児島県	256	203	53
47	沖縄県	666	806	140
	都道府県合計	12,624	11,985	639

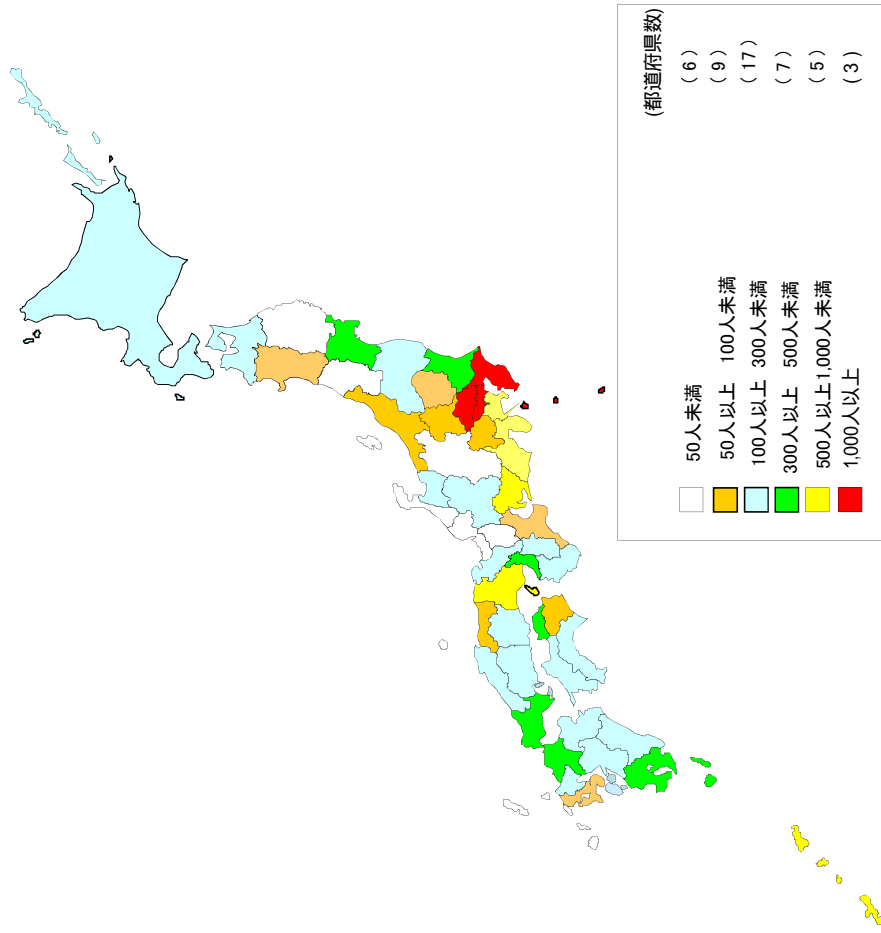
	指定都市名	30年度	29年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	10	27	17
50	さいたま市	375	483	108
51	千葉市	595	287	308
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	78	135	57
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	173	315	142
57	浜松市	355	392	37
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	52	62	10
64	広島市	25	202	177
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
	指定都市合計	1,663	1,903	240

	中核市名	30年度	29年度	増減
68	函館市	3	10	7
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	0	0
72	盛岡市	6	21	15
73	秋田市	11	5	6
74	福島市	89	64	25
75	郡山市	0	5	5
76	いわき市	4	0	4
77	宇都宮市	0	0	0
78	前橋市	56	53	3
79	高崎市	0	0	0
80	川越市	0	0	0
81	川口市	0	0	0
82	越谷市	249	249	0
83	船橋市	192	141	51
84	柏市	52	57	5
85	八王子市	170	283	113
86	横須賀市	20	49	29
87	富山市	75	63	12
88	金沢市	19	39	20
89	長野市	0	0	0
90	岐阜市	4	3	1
91	豊橋市	53	0	53
92	岡崎市	124	242	118
93	豊田市	0	0	0
94	大津市	0	0	0
95	豊中市	0	0	0
96	高槻市	37	45	8
97	枚方市	5	1	4
98	八尾市	0	0	0
99	東大阪市	162	120	42
100	姫路市	164	177	13
101	尼崎市	403	355	48
102	西宮市	15	0	15
103	明石市	0	7	7
104	奈良市	0	0	0
105	和歌山市	0	19	19
106	鳥取市	0	0	0
107	松江市	13	16	3
108	倉敷市	72	31	41
109	福山市	0	0	0
110	呉市	0	0	0
111	下関市	64	73	9
112	高松市	286	269	17
113	松山市	126	150	24
114	高知市	69	90	21
115	久留米市	0	0	0
116	長崎市	0	0	0
117	佐世保市	19	20	1
118	大分市	61	103	42
119	宮崎市	94	251	157
120	鹿児島市	181	229	48
121	那覇市	94	42	52
	中核市合計	2,992	3,282	290
	総合計	17,279	17,170	109

平成30年度から「福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市」が中核市となったため、平成29年度公表データ「福島県、埼玉県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県」から当該中核市の待機児童数（福島市64、川口市0、八尾市0、明石市7、鳥取市0、松江市16）を減算している。

平成30年5月1日 厚生労働省調査

平成30年5月1日 利用できなかつた児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかつた児童数 人
北海道	130
青森県	106
岩手県	12
宮城県	362
秋田県	79
山形県	40
福島県	236
茨城県	395
栃木県	56
群馬県	66
埼玉県	1,657
千葉県	1,602
東京都	3,621
神奈川県	654
新潟県	78
富山県	112
石川県	19
福井県	0
山梨県	99
長野県	17
岐阜県	115
静岡県	815
愛知県	767
三重県	74
滋賀県	19
京都府	160
大阪府	468
兵庫県	843
奈良県	120
和歌山県	124
鳥取県	67
島根県	115
岡山県	141
広島県	148
山口県	430
徳島県	81
香川県	305
愛媛県	261
高知県	132
福岡県	432
佐賀県	264
長崎県	53
熊本県	225
大分県	117
宮崎県	265
鹿児島県	437
沖縄県	760
計	17,279

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

都道府県名	30年度	29年度	増減
1 北海道	12	15	3
2 青森県	4	3	1
3 岩手県	3	7	4
4 宮城県	11	12	1
5 秋田県	3	4	1
6 山形県	5	3	2
7 福島県	9	9	0
8 茨城県	12	11	1
9 栃木県	8	7	1
10 群馬県	1	1	0
11 埼玉県	25	19	6
12 千葉県	21	20	1
13 東京都	36	38	2
14 神奈川県	12	14	2
15 新潟県	3	1	2
16 富山県	1	2	1
17 石川県	0	0	0
18 福井県	0	2	2
19 山梨県	5	6	1
20 長野県	4	3	1
21 岐阜県	8	11	3
22 静岡県	12	16	4
23 愛知県	18	19	1
24 三重県	7	6	1
25 滋賀県	1	4	3
26 京都府	5	4	1
27 大阪府	10	10	0
28 兵庫県	13	11	2
29 奈良県	8	6	2
30 和歌山県	7	5	2
31 鳥取県	2	4	2
32 島根県	5	4	1
33 岡山県	5	6	1
34 広島県	4	6	2
35 山口県	6	7	1
36 徳島県	6	6	0
37 香川県	3	1	2
38 愛媛県	9	4	5
39 高知県	8	2	6
40 福岡県	21	18	3
41 佐賀県	9	6	3
42 長崎県	3	3	0
43 熊本県	14	9	5
44 大分県	5	5	0
45 宮崎県	11	7	4
46 鹿児島県	10	10	0
47 沖縄県	18	19	1
都道府県合計	403	386	17

平成30年度から「福島県、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市」が中核市となったため、平成29年度公表データ「福島県、埼玉県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県」から当該中核市の数（福島県1、川口市0、八尾市0、明石市1、鳥取市0、松江市1）を減算している。

指定都市名	30年度	29年度	増減
48 札幌市	0	0	0
49 仙台市	1	1	0
50 さいたま市	1	1	0
51 千葉市	1	1	0
52 横浜市	0	0	0
53 川崎市	0	0	0
54 相模原市	1	1	0
55 新潟市	0	0	0
56 静岡市	1	1	0
57 浜松市	1	1	0
58 名古屋市	0	0	0
59 京都市	0	0	0
60 大阪市	0	0	0
61 堺市	0	0	0
62 神戸市	0	0	0
63 岡山市	1	1	0
64 広島市	1	1	0
65 北九州市	0	0	0
66 福岡市	0	0	0
67 熊本市	0	0	0
指定都市合計	8	8	0

中核市名	30年度	29年度	増減
68 函館市	1	1	0
69 旭川市	0	0	0
70 青森市	0	0	0
71 八戸市	0	0	0
72 盛岡市	1	1	0
73 秋田市	1	1	0
74 福島市	1	1	0
75 郡山市	0	1	1
76 いわき市	1	0	1
77 宇都宮市	0	0	0
78 前橋市	1	1	0
79 高崎市	0	0	0
80 川崎市	0	0	0
81 川口市	0	0	0
82 越谷市	1	1	0
83 船橋市	1	1	0
84 柏市	1	1	0
85 八王子市	1	1	0
86 横須賀市	1	1	0
87 富山市	1	1	0
88 金沢市	1	1	0
89 長野市	0	0	0
90 岐阜市	1	1	0
91 豊橋市	1	0	1
92 岡崎市	1	1	0
93 豊田市	0	0	0
94 大津市	0	0	0
95 豊中市	0	0	0
96 高槻市	1	1	0
97 枚方市	1	1	0
98 八尾市	0	0	0
99 東大阪市	1	1	0
100 姫路市	1	1	0
101 尼崎市	1	1	0
102 西宮市	1	0	1
103 明石市	0	1	1
104 奈良市	0	0	0
105 和歌山市	0	1	1
106 鳥取市	0	0	0
107 松江市	1	1	0
108 倉敷市	1	1	0
109 福山市	0	0	0
110 呉市	0	0	0
111 下関市	1	1	0
112 高松市	1	1	0
113 松山市	1	1	0
114 高知市	1	1	0
115 久留米市	0	0	0
116 長崎市	0	0	0
117 佐世保市	1	1	0
118 大分市	1	1	0
119 宮崎市	1	1	0
120 鹿児島市	1	1	0
121 那覇市	1	1	0
中核市合計	33	33	0
総合計	444	427	17

平成30年5月1日 厚生労働省調査

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

（単位：人）

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	千葉県	千葉市	595
2	兵庫県	尼崎市	403
3	埼玉県	さいたま市	375
4	静岡県	浜松市	355
5	東京都	練馬区	316
6	香川県	高松市	286
7	東京都	足立区	285
8	東京都	杉並区	255
9	埼玉県	越谷市	249
10	東京都	大田区	231
11	東京都	葛飾区	218
12	東京都	立川市	213
13	東京都	墨田区	211
14	千葉県	船橋市	192
15	東京都	中央区	190
16	埼玉県	所沢市	188
17	鹿児島県	鹿児島市	181
18	静岡県	静岡市	173
19	山口県	山口市	171
20	東京都	八王子市	170
21	兵庫県	姫路市	164
22	東京都	あきる野市	162
23	大阪府	東大阪市	162
24	千葉県	八千代市	147
25	東京都	清瀬市	147
26	東京都	港区	137
27	大阪府	岸和田市	133
28	埼玉県	朝霞市	129
29	東京都	北区	129
30	愛媛県	松山市	126
31	愛知県	岡崎市	124
32	東京都	調布市	123
33	京都府	木津川市	118
34	千葉県	市川市	113
35	佐賀県	佐賀市	112
36	福岡県	粕屋町	108
37	沖縄県	沖縄市	107
38	茨城県	水戸市	106
39	東京都	東大和市	104
40	神奈川県	茅ヶ崎市	104
41	沖縄県	宜野湾市	99
42	神奈川県	伊勢原市	98
43	東京都	狛江市	97
44	宮城県	石巻市	95
45	東京都	青梅市	95
46	宮崎県	宮崎市	94
47	沖縄県	那覇市	94
48	埼玉県	行田市	92
49	千葉県	印西市	92
50	埼玉県	入間市	91
51	愛知県	豊川市	91
52	東京都	稲城市	90

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
53	福島県	福島市	89
54	千葉県	市原市	88
55	鹿児島県	出水市	86
56	埼玉県	狭山市	85
57	東京都	中野区	85
58	茨城県	つくば市	84
59	千葉県	成田市	82
60	山口県	岩国市	82
61	埼玉県	和光市	81
62	埼玉県	加須市	79
63	愛知県	春日井市	79
64	神奈川県	相模原市	78
65	宮城県	登米市	75
66	富山県	富山市	75
67	東京都	江東区	74
68	沖縄県	うるま市	74
69	東京都	多摩市	73
70	神奈川県	鎌倉市	73
71	岡山県	倉敷市	72
72	神奈川県	藤沢市	71
73	神奈川県	座間市	69
74	山口県	防府市	69
75	高知県	高知市	69
76	兵庫県	宝塚市	68
77	熊本県	菊陽町	66
78	島根県	出雲市	65
79	茨城県	笠間市	64
80	愛知県	一宮市	64
81	山口県	下関市	64
82	大分県	大分市	61
83	愛知県	長久手市	60
84	青森県	黒石市	58
85	千葉県	習志野市	58
86	東京都	台東区	57
87	神奈川県	厚木市	57
88	群馬県	前橋市	56
89	鳥取県	米子市	56
90	大阪府	大阪狭山市	55
91	愛知県	幸田町	54
92	静岡県	御殿場市	53
93	愛知県	豊橋市	53
94	秋田県	大仙市	52
95	茨城県	坂東市	52
96	千葉県	柏市	52
97	東京都	東村山市	52
98	静岡県	沼津市	52
99	和歌山県	海南市	52
100	岡山県	岡山市	52
101	福岡県	大牟田市	51
102	熊本県	八代市	51
103	鹿児島県	姪良市	50
104	沖縄県	嘉手納町	50

- （ ）本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
 - ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
 - ・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・保護者が育児休業中の場合については、本調査の待機児童数に含めないことができる。
 - ・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自自治体が定めている。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
		うち常勤職員数	
1 北海道	2,684	552	20.6%
2 青森県	693	315	45.5%
3 岩手県	1,413	596	42.2%
4 宮城県	1,485	299	20.1%
5 秋田県	1,005	173	17.2%
6 山形県	1,476	799	54.1%
7 福島県	1,081	297	27.5%
8 茨城県	4,341	720	16.6%
9 栃木県	2,387	915	38.3%
10 群馬県	1,800	612	34.0%
11 埼玉県	5,528	1,522	27.5%
12 千葉県	4,714	1,078	22.9%
13 東京都	14,659	4,042	27.6%
14 神奈川県	2,634	463	17.6%
15 新潟県	1,550	340	21.9%
16 富山県	1,104	162	14.7%
17 石川県	971	316	32.5%
18 福井県	1,308	233	17.8%
19 山梨県	799	347	43.4%
20 長野県	1,603	390	24.3%
21 岐阜県	1,717	330	19.2%
22 静岡県	2,111	659	31.2%
24 三重県	2,542	718	28.2%
25 滋賀県	1,848	546	29.5%
26 京都府	1,391	218	15.7%
27 大阪府	2,760	242	8.8%
28 兵庫県	2,456	227	9.2%
29 奈良県	1,243	257	20.7%
30 和歌山県	748	260	34.8%
31 鳥取県	539	74	13.7%
32 島根県	1,024	290	28.3%
33 岡山県	1,422	407	28.6%
34 広島県	1,142	217	19.0%
35 山口県	1,650	183	11.1%
36 徳島県	935	423	45.2%
37 香川県	634	157	24.8%
38 愛媛県	1,029	105	10.2%
39 高知県	477	191	40.0%
40 福岡県	2,801	840	30.0%
41 佐賀県	999	149	14.9%
42 長崎県	1,086	362	33.3%
43 熊本県	1,464	500	34.2%
44 大分県	1,361	437	32.1%
45 宮崎県	809	326	40.3%
46 鹿児島県	1,630	564	34.6%
47 沖縄県	1,856	957	51.6%
都道府県合計	95,632	24,388	25.5%

指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
		うち常勤職員数	
48 札幌市	1,286	617	48.0%
49 仙台市	1,197	579	48.4%
50 さいたま市	1,441	487	33.8%
51 千葉市	923	486	52.7%
52 横浜市	4,892	1,046	21.4%
53 川崎市	1,530	300	19.6%
54 相模原市	1,295	88	6.8%
55 新潟市	1,084	602	55.5%
56 静岡市	471	15	3.2%
57 浜松市	889	71	8.0%
58 名古屋市	1,730	337	19.5%
59 京都市	796	458	57.5%
60 大阪市	891	351	39.4%
61 堺市	1,221	48	3.9%
62 神戸市	2,017	456	22.6%
63 岡山市	1,041	113	10.9%
64 広島市	1,066	55	5.2%
65 北九州市	1,674	243	14.5%
66 福岡市	664	0	0.0%
67 熊本市	595	22	3.7%
指定都市合計	26,703	6,374	23.9%

中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
		うち常勤職員数	
68 函館市	338	118	34.9%
69 旭川市	203	22	10.8%
70 青森市	213	212	99.5%
71 八戸市	205	126	61.5%
72 盛岡市	329	118	35.9%
73 秋田市	262	124	47.3%
74 福島市	428	216	50.5%
75 郡山市	254	2	0.8%
76 いわき市	347	190	54.8%
77 宇都宮市	339	339	100.0%
78 前橋市	510	176	34.5%
79 高崎市	485	171	35.3%
80 川越市	208	182	87.5%
81 川口市	386	44	11.4%
82 越谷市	230	30	13.0%
83 船橋市	468	0	0.0%
84 柏市	320	113	35.3%
85 八王子市	446	156	35.0%
86 横須賀市	406	98	24.1%
87 富山市	679	142	20.9%
88 金沢市	488	190	38.9%
89 長野市	896	0	0.0%
90 岐阜市	281	0	0.0%
91 豊橋市	403	49	12.2%
92 岡崎市	306	13	4.2%
93 豊田市	300	39	13.0%
94 大津市	373	14	3.8%
95 豊中市	235	72	30.6%
96 高槻市	322	8	2.5%
97 枚方市	237	162	68.4%
98 八尾市	243	1	0.4%
99 東大阪市	476	184	38.7%
100 姫路市	479	0	0.0%
101 尼崎市	261	28	10.7%
102 西宮市	268	164	61.2%
103 明石市	206	78	37.9%
104 奈良市	493	17	3.4%
105 和歌山市	477	8	1.7%
106 鳥取市	363	161	44.4%
107 松江市	477	211	44.2%
108 倉敷市	752	371	49.3%
109 福山市	281	0	0.0%
110 呉市	246	74	30.1%
111 下関市	180	1	0.6%
112 高松市	415	43	10.4%
113 松山市	827	18	2.2%
114 高知市	302	3	1.0%
115 久留米市	308	100	32.5%
116 長崎市	784	238	30.4%
117 佐世保市	309	177	57.3%
118 大分市	478	136	28.5%
119 宮崎市	246	24	9.8%
120 鹿児島市	1,071	63	5.9%
121 那覇市	495	232	46.9%
中核市合計	21,334	5,458	25.6%
総合計	143,669	36,220	25.2%

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	178	40	218	33.6%
2	青森県	61	17	78	41.5%
3	岩手県	48	67	115	39.1%
4	宮城県	64	52	116	42.5%
5	秋田県	72	16	88	45.1%
6	山形県	80	28	108	34.2%
7	福島県	79	29	108	43.7%
8	茨城県	282	182	464	61.9%
9	栃木県	96	87	183	38.9%
10	群馬県	51	56	107	32.2%
11	埼玉県	270	348	618	59.4%
12	千葉県	383	244	627	73.7%
13	東京都	511	389	900	53.1%
14	神奈川県	144	52	196	44.0%
15	新潟県	115	50	165	49.5%
16	富山県	60	29	89	54.9%
17	石川県	52	38	90	38.3%
18	福井県	69	9	78	31.3%
19	山梨県	41	38	79	29.6%
20	長野県	74	60	134	40.1%
21	岐阜県	159	68	227	74.9%
22	静岡県	148	131	279	62.6%
23	愛知県	191	155	346	47.4%
24	三重県	33	91	124	32.1%
25	滋賀県	59	74	133	48.0%
26	京都府	89	97	186	70.2%
27	大阪府	348	204	552	93.2%
28	兵庫県	198	158	356	68.9%
29	奈良県	63	68	131	61.8%
30	和歌山県	55	26	81	61.4%
31	鳥取県	26	15	41	36.3%
32	島根県	37	29	66	40.0%
33	岡山県	72	43	115	51.8%
34	広島県	77	83	160	58.0%
35	山口県	98	91	189	63.4%
36	徳島県	27	40	67	38.5%
37	香川県	45	51	96	59.3%
38	愛媛県	75	53	128	61.5%
39	高知県	24	29	53	65.4%
40	福岡県	101	222	323	71.9%
41	佐賀県	105	102	207	79.9%
42	長崎県	7	21	28	13.0%
43	熊本県	35	83	118	38.4%
44	大分県	48	56	104	45.0%
45	宮崎県	51	11	62	30.4%
46	鹿児島県	33	24	57	15.7%
47	沖縄県	6	23	29	7.9%
	都道府県合計	4,940	3,879	8,819	51.0%

	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	38.2%
49	仙台市	60	2	62	27.1%
50	さいたま市	31	31	62	25.1%
51	千葉市	73	56	129	75.0%
52	横浜市	237	14	251	51.2%
53	川崎市	0	113	113	85.6%
54	相模原市	17	23	40	36.7%
55	新潟市	33	60	93	58.9%
56	静岡市	36	27	63	72.4%
57	浜松市	36	72	108	80.6%
58	名古屋市	47	0	47	20.7%
59	京都市	26	7	33	17.6%
60	大阪市	83	0	83	44.4%
61	堺市	70	19	89	96.7%
62	神戸市	48	5	53	24.3%
63	岡山市	45	116	161	88.5%
64	広島市	60	65	125	43.1%
65	北九州市	15	75	90	67.2%
66	福岡市	25	109	134	97.1%
67	熊本市	30	88	118	81.9%
	指定都市合計	1,069	882	1,951	51.2%

	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	17	1	18	31.0%
69	旭川市	30	23	53	60.2%
70	青森市	31	1	32	58.2%
71	八戸市	11	1	12	24.5%
72	盛岡市	4	2	6	10.5%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	福島市	2	10	12	15.4%
75	郡山市	31	19	50	92.6%
76	いわき市	17	24	41	63.1%
77	宇都宮市	62	82	144	90.6%
78	前橋市	7	23	30	42.3%
79	高崎市	10	58	68	69.4%
80	川越市	47	17	64	98.5%
81	川口市	83	43	126	98.4%
82	越谷市	10	33	43	87.8%
83	船橋市	37	47	84	86.6%
84	柏市	12	42	54	93.1%
85	八王子市	36	42	78	61.9%
86	横須賀市	25	0	25	37.3%
87	富士市	23	27	50	45.5%
88	金沢市	13	4	17	17.9%
89	長野市	49	0	49	54.4%
90	岐阜市	40	0	40	87.0%
91	豊橋市	16	16	32	37.2%
92	岡崎市	2	3	5	11.4%
93	豊田市	30	35	65	98.5%
94	大津市	8	13	21	42.0%
95	豊中市	37	4	41	100.0%
96	高槻市	28	34	62	91.2%
97	枚方市	30	75	105	90.5%
98	八尾市	46	19	65	87.8%
99	東大阪市	25	25	50	83.3%
100	姫路市	8	71	79	71.8%
101	尼崎市	8	43	51	73.9%
102	西宮市	7	58	65	92.9%
103	明石市	10	17	27	93.1%
104	奈良市	8	36	44	91.7%
105	和歌山市	72	17	89	84.8%
106	鳥取市	31	13	44	71.0%
107	松江市	21	10	31	47.7%
108	倉敷市	43	71	114	85.1%
109	福山市	44	19	63	85.1%
110	呉市	33	12	45	80.4%
111	下関市	28	8	36	87.8%
112	高松市	38	51	89	77.4%
113	松山市	20	66	86	75.4%
114	高知市	41	44	85	92.4%
115	久留米市	5	81	86	89.6%
116	長崎市	20	24	44	46.8%
117	佐世保市	1	10	11	16.2%
118	大分市	18	28	46	74.2%
119	宮崎市	20	21	41	82.0%
120	鹿児島市	45	34	79	41.8%
121	那覇市	13	8	21	24.4%
	中核市合計	1,353	1,465	2,818	66.5%
	総合計	7,362	6,226	13,588	53.6%

同一小学校内（学校の余剰教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

	都道府県名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	32	4	36	16.5%
2	青森県	6	2	8	10.3%
3	岩手県	5	4	9	7.8%
4	宮城県	5	7	12	10.3%
5	秋田県	10	4	14	15.9%
6	山形県	11	3	14	13.0%
7	福島県	21	3	24	22.2%
8	茨城県	120	108	228	49.1%
9	栃木県	25	18	43	23.5%
10	群馬県	10	6	16	15.0%
11	埼玉県	99	158	257	41.6%
12	千葉県	71	57	128	20.4%
13	東京都	419	273	692	76.9%
14	神奈川県	54	20	74	37.8%
15	新潟県	6	6	12	7.3%
16	富山県	30	8	38	42.7%
17	石川県	2	1	3	3.3%
18	福井県	6	1	7	9.0%
19	山梨県	9	6	15	19.0%
20	長野県	15	13	28	20.9%
21	岐阜県	21	15	36	15.9%
22	静岡県	46	38	84	30.1%
23	愛知県	48	49	97	28.0%
24	三重県	7	16	23	18.5%
25	滋賀県	0	1	1	0.8%
26	京都府	15	33	48	25.8%
27	大阪府	261	128	389	70.5%
28	兵庫県	96	77	173	48.6%
29	奈良県	11	18	29	22.1%
30	和歌山県	12	11	23	28.4%
31	鳥取県	0	1	1	2.4%
32	島根県	12	4	16	24.2%
33	岡山県	9	4	13	11.3%
34	広島県	11	19	30	18.8%
35	山口県	31	32	63	33.3%
36	徳島県	11	2	13	19.4%
37	香川県	2	6	8	8.3%
38	愛媛県	17	15	32	25.0%
39	高知県	3	2	5	9.4%
40	福岡県	26	48	74	22.9%
41	佐賀県	5	28	33	15.9%
42	長崎県	1	1	2	7.1%
43	熊本県	9	8	17	14.4%
44	大分県	10	19	29	27.9%
45	宮崎県	3	1	4	6.5%
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%
47	沖縄県	1	8	9	31.0%
	都道府県合計	1,624	1,286	2,910	33.0%

	指定都市名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	100.0%
49	仙台市	2	0	2	3.2%
50	さいたま市	27	25	52	83.9%
51	千葉市	30	41	71	55.0%
52	横浜市	237	14	251	100.0%
53	川崎市	0	113	113	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	6	2	8	8.6%
56	静岡市	9	7	16	25.4%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	47	0	47	100.0%
59	京都市	0	0	0	0.0%
60	大阪市	81	0	81	97.6%
61	堺市	17	4	21	23.6%
62	神戸市	0	0	0	0.0%
63	岡山市	6	28	34	21.1%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	0	0	0	0.0%
67	熊本市	30	88	118	100.0%
	指定都市合計	592	323	915	46.9%

	中核市名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.1%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	31	1	32	100.0%
71	八戸市	2	0	2	16.7%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	福島市	0	0	0	0.0%
75	郡山市	0	0	0	0.0%
76	いわき市	0	0	0	0.0%
77	宇都宮市	46	70	116	80.6%
78	前橋市	6	21	27	90.0%
79	高崎市	0	0	0	0.0%
80	川越市	0	0	0	0.0%
81	川口市	19	15	34	27.0%
82	越谷市	0	0	0	0.0%
83	船橋市	37	47	84	100.0%
84	柏市	11	42	53	98.1%
85	八王子市	35	39	74	94.9%
86	横須賀市	0	0	0	0.0%
87	富山市	8	7	15	30.0%
88	金沢市	0	0	0	0.0%
89	長野市	49	0	49	100.0%
90	岐阜市	4	0	4	10.0%
91	豊橋市	1	0	1	3.1%
92	岡崎市	1	0	1	20.0%
93	豊田市	2	0	2	3.1%
94	大津市	0	0	0	0.0%
95	豊中市	27	3	30	73.2%
96	高槻市	0	0	0	0.0%
97	枚方市	30	75	105	100.0%
98	八尾市	43	17	60	92.3%
99	東大阪市	0	0	0	0.0%
100	姫路市	0	0	0	0.0%
101	尼崎市	8	43	51	100.0%
102	西宮市	0	0	0	0.0%
103	明石市	4	3	7	25.9%
104	奈良市	7	36	43	97.7%
105	和歌山市	0	0	0	0.0%
106	鳥取市	0	1	1	2.3%
107	松江市	14	10	24	77.4%
108	倉敷市	42	71	113	99.1%
109	福山市	9	4	13	20.6%
110	呉市	0	0	0	0.0%
111	下関市	11	1	12	33.3%
112	高松市	10	9	19	21.3%
113	松山市	10	30	40	46.5%
114	高知市	0	0	0	0.0%
115	久留米市	0	0	0	0.0%
116	長崎市	2	2	4	9.1%
117	佐世保市	1	7	8	72.7%
118	大分市	0	0	0	0.0%
119	宮崎市	0	0	0	0.0%
120	鹿児島市	29	17	46	58.2%
121	那覇市	9	7	16	76.2%
	中核市合計	510	578	1,088	38.6%
	総合計	2,726	2,187	4,913	36.2%

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村(1,741市町村)

3 調査の期日

平成30年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)

背景・課題

現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

■ **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後**も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）

全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。

両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。**

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人 152万人

小1の壁の解消、小1の利用率が保育(3~5歳児)の8割程度
3年間で約25万人分の受け皿を整備

自治体を支援し、3年間で待機児童を解消

2018(H30)
年度末

目標値
122万人

約30万人増

2015(H27)年度

87

放課後子ども総合
プランの1年前倒し

2021年度末

約25万人増

2023年度末

目標値
152万人

約5万人増

「放課後子ども総合プラン」
(4年間)

登録児童数

約123万人(H30.5)

待機児童数

約1.7万人(H30.5)

女性(25-44歳)就業率

74.3%(H29)

「新・放課後子ども総合プラン」
(5年間)

ゼロ

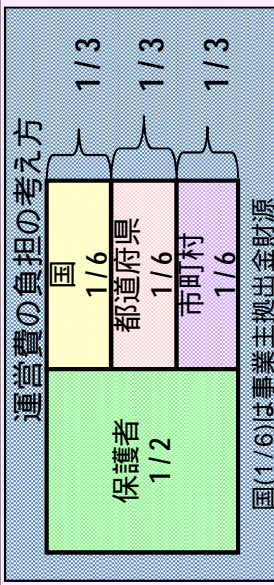
80%

放課後児童クラブ関係予算のポイント

平成29年度予算 725.3億円 平成30年度予算案 799.7億円(+74.4億円)
 (うち、子ども・子育て支援交付金 平成30年度予算案 655.7億円(+68.0億円))

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒しして実施するため、施設整備費の補助率高上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

実施主体：市町村(特別区を含む)



平成30年度予算案の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率高上げ [2016(平成28)年度からの継続]

公立の場合：(高上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 →(高上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

2 放課後児童クラブ運営費

(1) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

(2) 放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市町村の支援策等に対する補助。

(3) 障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

(4) 小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

▶18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。

▶放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

(参考)



資料5

() 平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

・保育対策総合支援事業費補助金(放課後関連)

・子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(子ども・子育て支援推進調査研究)

平成31年度予算(案) 19.6億円の内数

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。 実施主体：市区町村 補助基準額(案)：998千円 補助率：1/3

2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

実施主体：市区町村 補助基準額(案)：998千円 補助率：1/3

育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童クラブの質の向上[「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業」の対象拡大]

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。 実施主体：市区町村(又は都道府県) 補助基準額(案)：4,064千円 補助率：1/2

2. 放課後児童支援員の人材確保[「保育士・保育園支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の対象拡大]

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育園支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。 実施主体：都道府県、市区町村 補助基準加算額(案)：1,161千円 補助率：1/2

この他、放課後児童クラブの先進事例の普及・展開を図るため、先駆的な取組の把握やモデル事業の実施・検証等を行う調査研究を実施。(子ども・子育て支援推進調査研究)

放課後居場所緊急対策事業

(主な内容)

放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない、主として4年生以上の高学年児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館・塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後の子どもたちの居場所を提供する事業を実施する。

1. 事業の趣旨・内容

放課後児童クラブにおいて待機児童が発生している中、主として4年生以上の高学年児童の受け皿や多様な居場所を確保するため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りによる放課後の子どもたちの居場所の提供や、民間企業等が行う塾・スポーツクラブなどの活動の前後の時間帯等に子どもたちの居場所を提供する事業を実施する。

2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）民間法人など

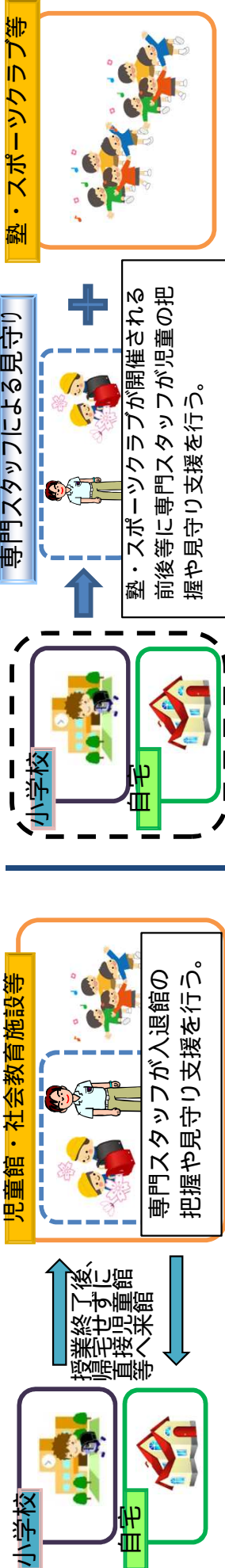
3. 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

4. 補助単価(案)

運営費 998千円 環境整備のための設備費等 500千円

〔※保育対策総合支援事業費補助金の中の1事業として実施〕



小規模多機能・放課後児童支援事業

(主な内容)

地域の実情に応じた放課後の子ども居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

1. 事業の趣旨・内容

保育所などの事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、企業主導型保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、その他老人福祉・障害福祉事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業）と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合には、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。

保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業とは連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的の実施。

2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）民間法人など

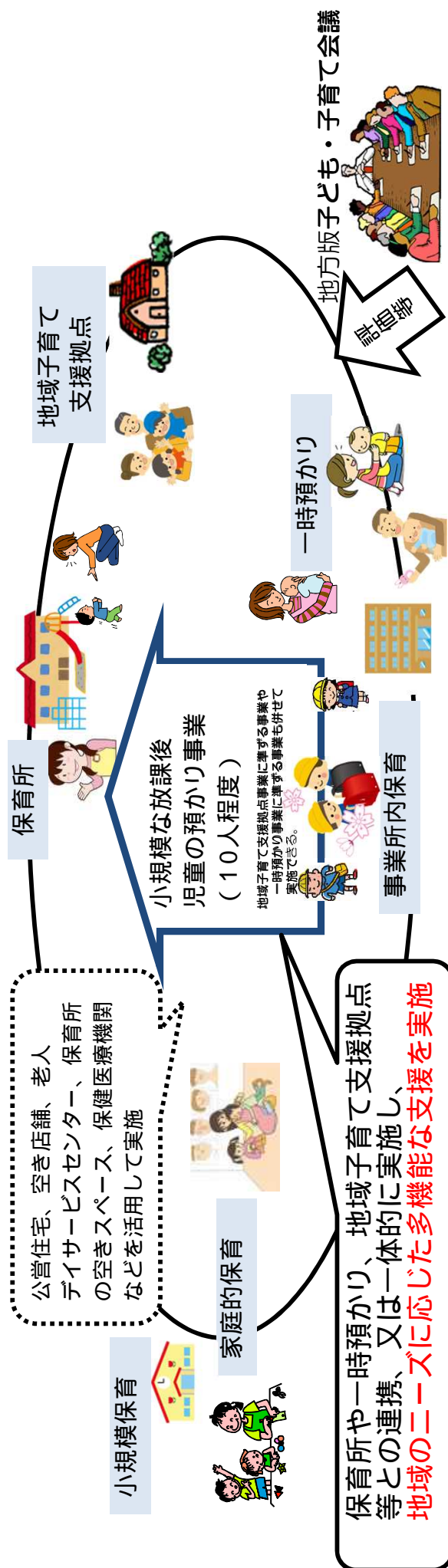
3. 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

4. 補助単価(案)

運営費：998千円 放課後児童支援員を配置した場合の加算：661千円
地域子育て支援活動の展開を図るための取組加算：1,000千円 環境整備のための設備費等：2,000千円

※保育対策総合支援事業費補助金
の中の1事業として実施



放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置 (「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業」の拡充)

(主な内容)

放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保を図り、また、子どもの主体的な活動を尊重し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村に配置する。

1. 事業の趣旨・内容

放課後児童クラブにおいて、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するため、地域の実情に応じ、以下のような業務を担う支援員を市町村に配置し、放課後児童クラブに対する支援体制の強化を行い、放課後児童クラブにおける運営の質の向上を図る。

放課後児童クラブにおける事故・けが防止や防犯・防災対策など子どもの安全管理体制等に関する助言の実施。

放課後児童クラブをベテラン支援員が巡回し、クラブ職員に対し、子どもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや指導等を実施する。また、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもの支援にあたり、必要に応じて関係機関と連携して支援が行えるようアドバイスをを行う。

利用児童をクラブ室で預かるだけでなく、地域との相互交流など地域に開かれた放課後児童クラブ運営を行うための助言・サポート。

2. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、都道府県

3. 補助率

国1/2、市町村1/2(又は都道府県1/2)

4. 補助単価(案)

4,064千円

※「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業」の補助単価と同額

※ 保育対策総合支援事業費補助金
の中の「若手保育士や保育事業者
への巡回支援事業」の拡充として
実施

巡回アドバイザー



(巡回による安全管理体制の助言や、職員に対する遊び・生活に関する支援や必要に応じて関係機関の紹介、等)

放課後児童クラブの人材確保支援 (「保育士・保育所支援センター設置運営事業」の拡充)

(主な内容)

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とし、実施に必要な追加経費分を加算する。また、保育人材就職支援事業の対象に放課後児童支援員を加える。

1. 事業の趣旨・内容

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とするとともに、対象とした場合の追加経費（人件費及び事務諸費）について加算する。また、「保育人材就職支援事業」の対象とする。

- ・放課後児童支援員として就労したい方に、保育士・保育所支援センターに登録してもらい、同センターにおいて、就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）の実施や、放課後児童支援員の求人を行う事業者とのマッチングを行う。
- ・保育士・保育所センター等と連携し、市町村において就職希望者等に対して再就職支援や就業継続支援等を行う。

2. 補助単価(案)(加算額)

1,161千円(人件費+事務諸費)

※保育対策総合支援事業費補助金の中の「保育士・保育所支援センター設置運営事業」の拡充として実施

(参考1) 保育人材就職保育士・保育所支援センター

【H30補助単価】

保育士・保育所支援センター運営費：4,227千円
保育士再就職支援コーディネートネーター雇上費：4,000千円 等

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

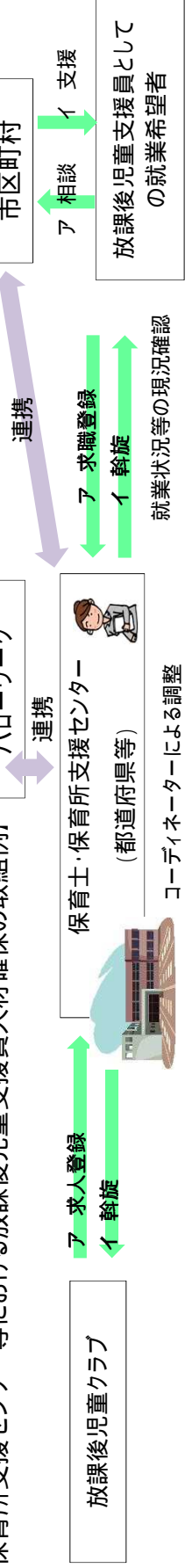
(参考2) 保育人材就職支援事業

【H30補助単価】

1市町村当たり10,806千円

【補助率】 国：1/2 市町村：1/2

【保育士・保育所支援センター等における放課後児童支援員人材確保の取組例】



放課後児童クラブ等におけるICT化の推進

(主な内容)

放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）におけるICT化を推進することで、利用状況の記録・管理等に関する業務効率化による負担軽減や利用児童の安全確保を図る。

1. 事業の趣旨・内容

放課後児童クラブ

放課後児童クラブにおける子どもの安全確保や、放課後児童支援員の業務負担軽減を図るため、メール等による子どもの来所・帰宅時間の通知や、日々の活動記録の作成・管理等を行う。

地域子育て支援拠点事業

子育て支援拠点のICT化を進め、利用親子の入退館や相談内容を記録・管理し、利用状況等から支援が必要と判断される親子の発見や、必要な支援への結びつけが行える環境を整備する。
利用者支援事業

相談内容や個別ニーズの内容把握、支援等の事例経過について記録・管理し、利用者の状態に合わせた継続的な支援が行える環境を整備する。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業における業務のICT化を推進し、提供会員と依頼会員のマッチングの効率化やアドバイザの業務負担の軽減を図る。

2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

3. 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4. 国庫補助基準額（案）

500千円

平成30年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況 (子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

No.	都道府県	実施市町村数	市区町村														
			札幌市	江別市	帯広市	函館市	名寄市	一関市	陸前高田市	滝沢市							
1	北海道	5	札幌市	三戸町	田子町	新郷村	階上町										
2	青森県	5	盛岡市	花巻市	大船渡市	久慈市	北上市										
3	岩手県	9	奥州市														
4	宮城県	2	仙台市														
5	秋田県	2	鹿角市														
6	山形県	15	山形市	村山市	鶴岡市	天童市	東根市	酒田市	米沢市	三川町							
7	福島県	3	庄内町	遊佐町	大石田町	寒河江市	新庄市	大江町	中山町								
8	茨城県	7	福島市	いわき市	会津若松市												
9	栃木県	7	水戸市	ひたちなか市	かずみがうら市	石岡市	常陸大宮市	稲敷市	東海村								
10	群馬県	15	高崎市	日光市	佐野市	足利市	矢板市	野木町	栃木市								
11	埼玉県	37	朝霞市	伊勢崎市	前橋市	藤岡市	下仁田町	邑楽町	館林市								
			朝霞市	安中市	富岡市	太田市	渋川市	榛東村									
			さいたま市	越谷市	和光市	深谷市	東松山市	鴻巣市	戸田市								
			朝霞市	熊谷市	加須市	飯能市	秩父市	鶴ヶ島市	日高市								
			幸手市	新座市	桶川市	富士見市	吉見町	ときがわ町	小川町								
			杉戸町	上里町	寄居町	滑川町	川島町	坂戸市	草加市								
			北本市	行田市	嵐山町	鳩山町	宮代町										
12	千葉県	11	船橋市	成田市	市川市	野田市	浦安市	鎌ヶ谷市	四街道市	印西市							
13	東京都	7	習志野市	酒々井町													
			練馬区	練馬区	板橋区	調布市	武蔵野市	町田市									
14	神奈川県	12	相模原市	横須賀市	平塚市	茅ヶ崎市	藤沢市	綾瀬市	伊勢原市								
			逗子市	鎌倉市	葉山町	横浜市											
15	新潟県	2	燕市	上越市													
16	富山県	5	富山市	高岡市	氷見市	射水市	舟橋村										
17	石川県	7	金沢市	加賀市	かほく市	小松市	白山市	津幡町	羽咋市								
18	福井県	0															
19	山梨県	1	北杜市														
20	長野県	5	松本市	須坂市	佐久市	南箕輪村	上田市										
21	岐阜県	5	岐阜市	惠那市	中津川市	瑞浪市	大垣市										
22	静岡県	4	静岡市	伊東市	島田市	焼津市											
23	愛知県	17	名古屋	岡崎市	豊川市	豊明市	長久手市	犬山市	東海市	一宮市							
			知多市	尾張旭市	知立市	豊橋市	春日井市	瀬戸市	美浜町	津島市							
			大府市														

資料 6

...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
 ...非常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

平成30年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況 (子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

No.	都道府県	実施市町村数	市区町村									
24	三重県	8	津市	四日市市	松阪市	御浜町	川越町	亀山市	熊野市	鈴鹿市		
25	滋賀県	8	大津市	栗東市	東近江市	高島市	日野町	竜王町	湖南市	野洲市		
26	京都府	1	向日市									
27	大阪府	9	堺市	枚方市	富田林市	茨木市	寝屋川市	河内長野市	大阪狭山市	熊取町		
			豊中市									
28	兵庫県	8	神戸市	明石市	宝塚市	西宮市	三木市	川西市	播磨町	太子町		
29	奈良県	5	奈良市	天理市	御所市	橿原市	生駒市					
30	和歌山県	8	橋本市	新宮市	湯浅町	串本町	海南市	広川町	御坊市	有田川町		
31	鳥取県	1	鳥取市									
32	島根県	2	大田市	雲南市								
33	岡山県	7	岡山市	倉敷市	総社市	瀬戸内市	勝央町	吉備中央町	赤磐市			
34	広島県	0										
35	山口県	0										
36	徳島県	6	徳島市	小松島市	吉野川市	美馬市	石井町	神山町				
37	香川県	1	高松市									
38	愛媛県	0										
39	高知県	1	高知市									
40	福岡県	5	春日市	行橋市	粕屋町	鞍手町	大木町					
41	佐賀県	2	嬉野市	基山町								
42	長崎県	11	長崎市	佐世保市	諫早市	大村市	西海市	五島市	時津町	波佐見町		
			川棚町	長与町	東彼杵町							
43	熊本県	10	台志市	八代市	水俣市	玉名市	菊池市	阿蘇市	天草市	益城町		
			あさぎり町	湯前町								
44	大分県	0										
45	宮崎県	3	都城市	串間市	延岡市							
46	鹿児島県	11	鹿屋市	霧島市	出水市	薩摩川内市	東串良町	南さつま市	錦江町	南大隅町		
			肝付町	長島町	曾於市							
47	沖縄県	20	那覇市	うるま市	沖縄市	豊見城市	南城市	北谷町				
			糸満市	八重瀬町	西原町	南風原町	国頭村	嘉手納町				
			大宜味村	今帰仁村	宜野湾市	名護市						
合計		310	の合計	266	の合計	116	の合計	72				

...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村

...非常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

平成30年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況 (子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

No.	都道府県	市区町村															
		実施市区町村数	札幌市	函館市	旭川市	帯広市	名寄市	根室市	苫小牧市	石狩市	札幌市	旭川市	帯広市	名寄市	根室市	苫小牧市	石狩市
1	北海道	16	札幌市	八雲町	安平町	京極町	池田町	栗山町	厚真町								
2	青森県	2	五所川原市	三沢市													
3	岩手県	10	盛岡市	陸前高田市	奥州市	一関市	北上市	滝沢市	久慈市	大船渡市							
4	宮城県	3	花巻市	住田町	大和町												
5	秋田県	15	富谷市	登米市	北秋田市	大館市	湯沢市	潟上市	大仙市	由利本荘市							
6	山形県	14	横手市	鹿角市	にかほ市	三種町	八峰町	小坂町	五城目町								
7	福島県	5	山形市	南陽市	東根市	天童市	酒田市	尾花沢市	米沢市	新庄市							
8	茨城県	10	鶴岡市	寒河江市	遊佐町	大石田町	三川町	庄内町									
9	福島県	5	福島市	郡山市	いわき市	三春町	飯館村										
10	栃木県	10	水戸市	ひたちなか市	潮来市	北茨城市	かすみがうら市	常総市	石岡市	境町							
11	群馬県	14	八千代町	東海村													
12	埼玉県	23	栃木市	那須烏山市	小山市	真岡市	足利市	矢板市	壬生町	茂木町							
13	千葉県	12	益子町	芳賀町													
14	東京都	8	前橋市	高崎市	安中市	館林市	富岡市	桐生市	伊勢崎市	渋川市							
15	神奈川県	3	沼田市	中之条町	みなかみ町	玉村町	千代田町	邑楽町									
16	富山県	0	さいたま市	川越市	越谷市	本庄市	加須市	春日部市	熊谷市	飯能市							
17	石川県	9	戸田市	志木市	幸手市	和光市	朝霞市	鶴ヶ島市	美里町	吉見町							
18	福井県	3	ときがわ町	嵐山町	寄居町	川島町	鳩山町	上里町	滑川町								
19	山梨県	4	千葉市	市川市	銚子市	流山市	勝浦市	習志野市	浦安市	鴨川市							
20	長野県	4	八千代市	富津市	東庄町	酒々井町											
21	岐阜県	8	町田市	青梅市	板橋区	中野区	文京区										
22	静岡県	6	横浜市	川崎市	横須賀市	平塚市	茅ヶ崎市	座間市	開成町	清川村							
			新潟県	魚沼市													
			富山県														
			石川県	七尾市	白山市	小松市	野々市市	加賀市	輪島市	羽咋市							
			福井県	鯖江市	越前町												
			山梨県	笛吹市	昭和町	身延町											
			長野県	上田市	伊那市	木曾町											
			岐阜県	関市	可児市	瑞浪市	恵那市	多治見市	大垣市	高山市							
			静岡県	御殿場市	袋井市	伊東市	島田市	裾野市									

総合的な放課後児童対策に向けて

放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ (概要)

1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

(1) 児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成

- ✓ 放課後児童対策の中で、全ての子どもに対し「子どもの最善の利益」を保障していかなければならない。「子どもの最善の利益」を保障するには、放課後児童対策に関わる者のあり方も問われる。
- ✓ 子どもの主体性や自己決定力の尊重や育成が、児童の権利に関する条約の精神からみた育成観である。

(2) 子どもの「生きる力」の育成

- ✓ 子どもの自主性、社会性や自立を育む観点に立ち、放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成することが必要である。

(3) 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

- ✓ 地域社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できる子どもを育てていくことが求められる。そのため、子どもが地域に関わりをもって育つことが保障されなければならない。

子どもが育つ場が多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる。

2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状及びその課題

- 今後の放課後児童対策の方向性として、現行「放課後子ども総合プラン」を推進していく中で、地域の様々な施設を有機的に連携させ、どの地域の子どもの放課後に多様な体験が行えるようあり方を目指すことが望ましい。
- 社会的・福祉的課題に対応した放課後の事業の必要性が、公営、民営如何にかかわらず高まっている。児童福祉法の理念に基づき、これらの事業に対してどのような支援のあり方が考えられるか、検討が求められる。
- 「児童館ガイドライン」に基づき、児童館の機能をより一層充実させていくことが期待される。
- 子どもと保護者が放課後の居場所を選べるよう、情報を提供することやその情報を提供しコーデイネートする役割が必要があると考えられる。その際、放課後児童対策全般についての実態把握、情報公開、子どもの権利擁護等が今後の課題となる。

3. 放課後児童クラブの今後のあり方

(1) 待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について）

- 女性の就業率の上昇等を踏まえたニーズを見込み、新たな整備目標を設定した上で、必要な受け皿整備を着実に進める必要がある。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」又は「一体型」の実施において、学校施設に加え、今後は児童館や社会教育施設等を活用することも求められる。その際も、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分担保し、育成支援の環境に配慮する。
- 4年生以上の高学年児童の待機児童の解消方策として、放課後児童クラブの整備に加え、地域の中に多様な居場所を確保することが求められる。
- 放課後児童支援員を支援したり、その資質を高めるといった観点から、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。

(2) 質の確保

- ① 放課後児童クラブに求められるもの
 - 「放課後児童クラブ運営指針」が求める育成支援の内容を全ての放課後児童クラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上により一層取り組む必要がある。
(例)「運営指針解説書」を研修のテキストとして活用、運営指針に基づき育成支援を行っている事例の収集・公開等
- 放課後児童クラブの質の確保にあたって、情報公開の推進、自己評価とその公表、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点である。
(例)自己評価の項目例作成、第三者評価の導入や具体的方法の検討等

② 放課後児童支援員のあり方・研修について

- 放課後児童支援員は、放課後児童クラブにおいて子どもの「育成支援」を行う専門的な知識を有する者として置かれたものであり、様々な職務を担っている。放課後児童支援員の職務が確実に行われるよう、処遇改善が望まれる。
- 放課後児童クラブの整備に合わせ、その運営に必要な人数の放課後児童支援員を確保すると同時に、その方策について検討する必要がある。
- 放課後児童支援員認定資格研修について：経過措置が終了する2020年度以降のあり方を速やかに検討する必要がある。
- 放課後児童支援員資質向上研修について：研修体系の整理や研修内容の充実方策等について、今後検討すべきである。

社会保障審議会児童部会「放課後児童部会」放課後児童対策に関する専門委員会」

1. 設置の趣旨

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があるとき、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

委員一覧

氏名	所属
赤堀 正美	静岡県 健康福祉部 ども未来局 ども未来課長(平成30年5月～)
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構 准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所 主任研究員
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 教授
小野 さとみ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼施設後援者支援員
◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授
金藤 ふゆ子	文教大学 人間科学部 教授
黒柳 いずみ	静岡県 健康福祉部 ども未来局 ども未来課長(～平成30年5月)
清水 利昭	三鷹市 子ども政策部 児童青少年課長
清水 柁之	淑徳大学 短期大学部 子ども学科 准教授
田中 雅義	聖籠町 教育委員会 子ども教育課長
中川 一良	京都市 北白川児童館 館長
野中 賢治	一般財団法人 児童健全育成推進財団 企画調査室長
山田 和江	学童クラブ「清明っ子」 代表兼施設後援者支援員

(敬称略、五十音順)

【注】◎は委員長

【開催実績】

第1回	平成29年11月8日	第2回	平成29年11月20日	第3回	平成29年12月4日	第4回	平成30年1月29日
第5回	平成30年2月8日	第6回	平成30年2月27日	第7回	平成30年3月19日	第8回	平成30年4月20日
第9回	平成30年5月15日	第10回	平成30年6月4日				

【放課後児童クラブに関わるものの抜粋】

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

() 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

< 参考 > 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成29年12月26日 閣議決定)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22 法164)

() 放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（平成30年11月19日 規制改革会議）

2. 少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革

現在保育所等に通っている未就学児の多くは、数年後には放課後児童クラブの入所希望者になると見込まれる。政府は待機児童解消として、未就学児の受け皿整備を鋭意進めているが、小学生の放課後対策は、いまだ不十分と言わざるを得ない。放課後児童クラブの待機児童は増え続けており、小学校入学に当たって放課後に子どもを預けられない「小1の壁」の問題が起きている。

この事態を受けて政府は、「新・放課後子ども総合プラン（平成30年）」（以下「新プラン」という。）において、平成31年度から平成35年度までの5年間に約30万人分の放課後児童クラブの受け皿を追加整備し、152万人分の整備を目指すこととしている。

また、政府は共働きなどの留守家庭の小学生を対象とした放課後児童クラブと、全ての子どもを対象とした放課後子供教室の両事業を、同一の小学校内等で実施する「一体型」の普及を求めている。この「一体型」について、政府目標として平成31年までに1万か所以上掲げるも、平成29年度時点で4500か所の整備に留まっており、「新プラン」においても同じ目標が掲げられている。

上記の整備目標の達成には、小学生の放課後や長期休みの居場所とするのにふさわしい施設を確保することと、専門的知識と経験を持つ担い手による質の高い事業を実施することが必要であり、これは都市部のみならず地方においても共通の課題である。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）

ア 子どもにふさわしい場所の確保

【a：平成31年度実施、b：平成30年度実施、c：平成31年上期実施、d：平成30年度実施、e：平成30年実施、f：平成32年度実施】

< 基本的考え方 >

待機児童を解消するために最も重要なことは、放課後や長期休みの居場所の確保である。放課後児童クラブは、児童にとって移動が容易な小学校内への設置が望ましいが、現時点では全ての小学校に存在しているわけではない。

学校施設の活用に積極的に取り組んでいる地方自治体の事例は、他の地方自治体の参考となる要素も多い。小学校内への放課後児童クラブ設置が進むよう、好事例の横展開を図るべきである。

また、国庫補助を受けて建築した学校施設を他用途に転用するには、原則として、補助金相当額の国庫納付が必要だが、一定の要件の下、放課後児童クラブ等に転用する場合には、手続の簡素化等の緩和措置がとられている。しかし、こうした措置

の認知は低い。

また、国は、市区町村に対し、一定の要件の下、放課後児童クラブの利用定員の総数（以下、「量の見込み」という）を推計するよう求めているが、推計において、短時間パートタイム労働者の世帯の子どもが含まれていない。学童保育の受け皿整備にあたり、政府は今後の需要量の見積り方法の改善も必要と考える。

したがって、以下の措置を講ずる。

<実施事項>

- a 厚生労働省及び文部科学省は、放課後児童クラブについて、居住地域による極端な格差が解消されるよう、待機児童が一定数以上いる市区町村ごとの小学校数、放課後児童クラブ数、放課後子供教室数、余裕教室数、待機児童数を公表し、待機児童が存在する市区町村において余裕教室がある場合には、放課後児童クラブへの転用が促されるよう連携して支援する。
- b 文部科学省は、児童の放課後の居場所確保の重要性について「小学校施設整備指針」に明記する。
- c 小学校内で放課後児童クラブが実施される場合、実施主体は学校でなく、市区町村の教育委員会や福祉部局等であり、これらの部局が責任を持って管理運営に当たることを明確にする必要がある。このため厚生労働省及び文部科学省は、学校施設の管理運営上の責任（教育財産の取扱い、校舎の区分及び管理、学校既存施設の利用、事故等に係る責任の範囲等）の所在について、関係部局間での取決めが行われやすくするよう、参考となるひな形を作成し、地方自治体へ通知する。
- d 厚生労働省及び文部科学省は、これまで取り組んでいる放課後児童クラブの学校内での設置促進に向けた手続の簡素化・弾力化や予算措置について、地方自治体において活用されるよう周知を徹底する。
- e 放課後児童クラブを利用する家庭には、保育所等を利用する家庭に加え、両親のどちらかが短時間パートタイム勤務の場合も想定されるため、厚生労働省は、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」を算出する際に、こうした家庭の児童についても、放課後児童クラブの対象児童として見込めるようにする。
- f 厚生労働省及び文部科学省は、小学校施設の徹底活用がなされている地方自治体の特徴的な取組の事例を他の地方自治体に周知する。

イ 多様な人材（担い手）の活用

【a:平成 32 年度実施、b:平成 30 年度実施、c:平成 32 年度実施、d:平成 31 年度実施】

<基本的考え方>

放課後児童クラブの担い手として、放課後児童支援員（以下、支援員）が重要な役割を果たしている。子どもが放課後児童クラブで過ごす時間の長さ、特別な配慮を必要とする児童への専門知識に基づく対応等、子どもと直接関わる支援員の子どもへの影響力は大きく、責任範囲も広い。

支援員になるに当たっては、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修

を平成 31 年度末までに修了することが義務付けられているが、都道府県によっては定員を大きく上回る受講希望者が存在し、指定期限内の受講がかなわないという声もある。また、研修を受講するためには、保育士や社会福祉士等の有資格者や、一定期間以上児童福祉事業に従事した者等、「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)に規定される受講要件を満たす必要がある。放課後児童クラブの実施主体に対し、地域の実状に応じた専門家育成や、現場で活躍する支援員のキャリア・アップ教育等の環境整備を支援することも求められている。

政府は、支援員の持つ能力と経験をキャリアとして正当に評価し、子育ての専門家として、安定した雇用と活躍の機会を増やすための方策を考えるべきである。

子どもが多様な年齢層と触れ合う機会が減少するなか、高齢者が地域社会での活躍の場を自身の居住地域に求めていることに鑑み、支援員が高齢者の職業の一つとして積極的に選択される環境を作るべきである。

多様なスキルや経験を持った者が、支援員として認定され、地域社会において、より一層活躍できるよう、以下の措置を講ずる。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、支援員を志す者が大学及び専門学校卒業後、速やかに有資格者として就職できるよう研修の在り方を検討する。
- b 都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修の受講人数枠が不足している場合、受講人数枠及び研修回数を拡大するよう、厚生労働省は都道府県に周知する。また、研修の受講に当たっては、支援員の受講が進んでいない放課後児童クラブからの申請者を優先するよう、厚生労働省は都道府県に周知する。
- c 厚生労働省は、対象者が、時間や場所に縛られず、容易に研修を受講できるよう、通信形態による研修を提供することを検討する。
- d 厚生労働省は、シルバー人材センターの会員が支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する。

ウ 質の確保等

【a:平成 30 年度実施、b:平成 31 年度実施、c:平成 30 年度実施、d:平成 32 年度実施】

<基本的考え方>

子どもの健全な育成を図るためには、放課後児童クラブの質の確保が欠かせない。国は、放課後児童健全育成事業者に対し、その運営内容について自ら評価を行うことを努力義務として位置づけているが、評価の項目については、就学前保育と異なり、放課後児童健全育成事業者に提示していない。その結果、放課後児童健全育成事業者の自己評価の実施率は約 50%に留まり、評価項目にもバラつきがある。

また、放課後児童クラブについては、市区町村や株式会社など様々な経営主体の参入が受け皿確保につながるとともに、自己評価の実施・公表に積極的に取り組む事業者もある等、質の向上にもつながっている。しかし、市区町村によっては、運営委託事業者の公募から株式会社が除かれているとの指摘もある。

また、「一体型」の場合、放課後児童クラブと放課後子供教室の所管省庁が異なるため、運営や事務手続が複雑化しており、運営者の負担になっているとの声がある。したがって、以下の措置を講ずる。

<実施事項>

- a 「一体型」の政府目標を達成するための工程について、厚生労働省と文部科学省で協議し、平成30年度末までに工程表を策定する。
- b 厚生労働省は、運営主体が自己評価を行う際に参考となる評価項目を策定し、地方自治体に通知する。
- c 厚生労働省は、放課後児童クラブの運営に当たっては、民間事業者など多様な運営主体があり得ることを周知するため、放課後児童クラブの設置・運営主体別の公表を行う。
- d 厚生労働省は、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に沿って、市区町村が運営主体から受け付ける申請書類手続の負担の軽減を行う。

本答申においては、早期に待機児童が解消されることを目指し、最大限の取組が行われるよう検討を行った。しかし、放課後の居場所についてのニーズの多様化が今後更に進むことが予想される中、今後は、実施事項の取組状況を踏まえながら、子ども自身の居場所の選択肢を増やすべく、規模は小さくとも学校以外の居場所の設置や、放課後児童クラブが、放課後の居場所を必要とする全ての子どもにとって利用可能な施設であるために、居住地域や家庭の所得水準などの利用条件において、過度な格差が解消されるような支援策について、検討するべきである。

あわせて、質の評価に関して国は、以下の取組も行うべきである。

- 地方自治体に対し、保育所同様に指導監査指針を発出する。
- 福祉サービス第三者評価制度に準じ、放課後児童クラブの評価基準を策定する。
- 自己評価に際して子どもや親の意見を聞くよう、運営事業者に求める。
- 苦情受付の制度を整備するよう、運営事業者に求める。

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

基本的考え方

本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。

認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補充し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主な内容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修内容・時間数	次項のとおり（16科目24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を都道府県知事名で交付
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 ()認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4.5時間(90分×3)】
放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6.0時間(90分×4)】
子どもの発達理解
児童期(6歳~12歳)の生活と発達
障害のある子どもの理解
特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5時間(90分×3)】
放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
子どもの遊びの理解と支援
障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
【3時間(90分×2)】
保護者との連携・協力和相談支援
学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】
子どもの生活面における対応
安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】
放課後児童支援員の仕事内容
放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

「利用者支援事業」の概要

事業の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

実施主体

市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
子育て支援に関する情報の収集・提供
子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援

当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
地域に展開する子育て支援資源の育成
地域に必要な社会資源の開発等
地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プログラムの策定などを行う

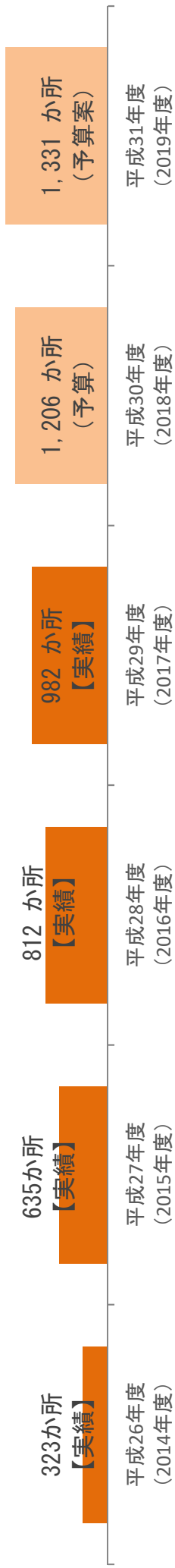
《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産

師等を1名以上配置

平成31年度予算案・利用者支援事業関連連事項について

- 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、2019年度末までの目標値(1,800か所(基本型・特定型))を踏まえ、必要なか所数を確保する。

【参考】か所数の推移(基本型・特定型)



51. 運営費

【基本事業】

○事業内容

保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するため要する費用に対して補助を行う。

○実施主体 市町村(特別区を含む) ○補助単価(平成31年度予算案)

○負担割合 国(1/3)
都道府県(1/3)
市町村(1/3)

・基本型 7,389千円
・特定型 2,926千円

・母子保健型
〔既存分・新規分〕

専任 8,810千円
兼任 4,115千円



子ども子育て支援交付金(内閣府所管):
1,304億円の内数(1,188億円の内数)

【加算事業】

(1) 夜間・休日加算（基本型・特定型）

事業内容

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧な把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、夜間・休日の時間外相談を実施する。

②補助基準額（案）

夜間加算： 1,324千円

休日加算： 713千円



(2) 出張相談支援加算（基本型・特定型）

事業内容

両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスの情報提供、地域の保育所や保育サービスの利用に向けた相談支援などを実施する。

②補助基準額（案）

出張相談支援加算： 1,055千円



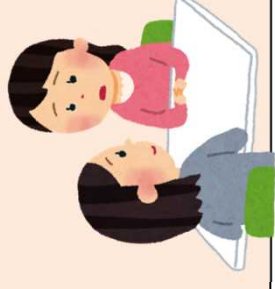
(3) 機能強化のための取組加算（基本型・特定型）

事業内容

開所時間の延長や様々な場所へ出張相談等を実施し、更に利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧な把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための機能の強化を実施する。

②補助基準額（案）

機能強化のための取組加算： 1,765千円



(4) 多言語対応加算 (基本型・特定型・母子保健型) 【新設】

事業内容

生活者としての外国人に対する円滑なコミュニケーションを図るため、子育て支援サービスに対する多言語化を実施する。

②補助基準額 (案)

多言語対応加算: 800千円

2. 整備費・改修費

(1) 次世代育成支援対策施設整備交付金【整備費等補助(新規開設分)】

(子育て支援のための拠点施設)

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体: 市町村

②補助基準額: 8,330千円 (平成31年度予算案)

③補助率: 国定額 (1/2相当) 市町村 1/2相当

④補助対象事業者: 市町村、社会福祉法人、公益社団法人、NPO法人等

※平成29年度から、地域子育て支援拠点事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象となった。

次世代育成支援対策施設整備交付金:
157.4億円の内数(71.3億円の内数)

(2) 子ども・子育て支援交付金【整備費等補助(新規開設分)】

(開設準備経費(改修費等))

利用者支援事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入に対する補助を行う。

実施主体: 市町村 (委託等可)

補助基準額: 4,000千円 (平成31年度予算案)

補助率: 1/3 (国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,304億円の内数(1,188億円の内数)

利用者支援事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村																			
北海道 〔179〕	29 (16.2%)	札幌市： 19	9	1	函館市： 1	1	1	小樽市： 1	旭川市： 1	1	1	苫小牧市： 1	1	1	江別市： 2	千歳市： 2	1	北広島市： 1			
		石狩市： 1	1	1	当別町： 1	七飯町： 1	今金町： 1	黒松内町： 1	1	1	1	黒松内町： 1	1	1	栗山町： 1	妹背牛町： 1	東神楽町： 1	上富良野町： 1	中富良野町： 1		
		中頓別町： 1	1	1	白老町： 1	音更町： 1	芽室町： 1	大樹町： 1	1	1	1	大樹町： 1	1	1	幕別町： 1	本別町： 1	足寄町： 1	釧路町： 1	1		
		青森市： 1	1	1	黒石市： 1	五所川原市： 1	三沢市： 1	鯉ヶ沢町： 1	1	1	1	1	1	1	横浜町： 1						
		盛岡市： 1	1	1	大船渡市： 1	花巻市： 1	北上市： 1	遠野市： 1	1	1	1	1	1	1	一関市： 1	釜石市： 1	奥州市： 1	矢巾町： 1	金ヶ崎町： 1	1	
		山田町： 1													仙台市： 2	5	7	石巻市： 2	1	1	1
宮城県 〔35〕	12 (34.3%)	角田市： 1	1	1	多賀城市： 1	岩沼市： 1	富谷市： 1	大河原町： 1	1	1	1	1	1	柴田町： 1	1	1	亘理町： 1				
		秋田市： 1	1	1	横手市： 1	大館市： 1	1	1	1	1	1	1	1								
		山形市： 1	1	1	米沢市： 1	鶴岡市： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	酒田市： 1	寒河江市： 1	1	
		上山市： 1	1	1	村山市： 1	長井市： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	天童市： 1	東根市： 1	1	
		尾花沢市： 1	1	1	南陽市： 1	山辺町： 1	中山町： 1	西川町： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	高畠町： 1	庄内町： 1	1	
福島県 〔59〕	15 (25.4%)	朝日町： 1	1	1	最上町： 1	舟形町： 1	高畠町： 1	庄内町： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	喜多方市： 1	1	1	
		福島市： 1	1	1	郡山市： 4	いわき市： 5	7	白河市： 1	桑折町： 1	只見町： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		南相馬市： 1	1	1	伊達市： 1	本宮市： 1	平田村： 1	小野町： 1	広野町： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		南会津町： 1	1	1	西会津町： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		水戸市： 1	1	1	日立市： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城県 〔44〕	19 (43.2%)	結城市： 1	1	1	龍ヶ崎市： 1	1	1	下妻市： 1	取手市： 2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		つくば市： 1	1	1	筑西市： 1	坂東市： 1	稲敷市： 1	美浦村： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		つくばみらい市： 1	1	1	茨城町： 1	東海村： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		宇都宮市： 5	1	1	足利市： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
栃木県 〔25〕	15 (60%)	真岡市： 1	1	1	大田原市： 1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		下野市： 1	1	1	茂木町： 1	市貝町： 1	那須町： 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		那須烏山市： 1																			

事業類型 …基本型 …特定型 …母子保健型 …都道府県名の下の()の数字…市区町村数
 各事業類型の後の数字…実施箇所数 …実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村													
群馬県 (35)	12 (34.3%)	前橋市 : 1	1	高崎市 : 6	1	1	桐生市 : 1	1	伊勢崎市 : 1	1	沼田市 : 1	1			
		館林市 : 1	1	渋川市 : 1	1	藤岡市 : 1	1	富岡市 : 1	1	安中市 : 1	1				
		みなかみ町 : 1	1	邑楽町 : 1	1										
		さいたま市 : 1	7	10	川越市 : 1	1	1	熊谷市 : 4	2	川口市 : 3	5	行田市 : 1	1		
埼玉県 (63)	41 (65.1%)	秩父市 : 1	1	所沢市 : 1	1	1	飯能市 : 1	1	本庄市 : 1	1	東松山市 : 1	1			
		狭山市 : 1	1	鴻巣市 : 1	1	1	深谷市 : 1	1	上尾市 : 1	1	草加市 : 2	2			
		越谷市 : 1	1	戸田市 : 1	1	1	入間市 : 1	1	朝霞市 : 1	1	志木市 : 1	1			
		和光市 : 4	4	新座市 : 1	1	1	桶川市 : 1	1	久喜市 : 1	1	八潮市 : 1	1			
		富士見市 : 1	1	坂戸市 : 1	1	1	幸手市 : 1	1	1	鶴ヶ島市 : 1	1	日高市 : 1	1		
		吉川市 : 1	1	ふじみ野市 : 1	1	1	伊奈町 : 1	1	三芳町 : 1	1	毛呂山町 : 1	1			
		嵐山町 : 1	1	鳩山町 : 1	1		横瀬町 : 1	1	小鹿野町 : 1	1	宮代町 : 1	1			
		松伏町 : 1	1												
		千葉県 (54)	29 (53.7%)	千葉市 : 1	5	6	銚子市 : 1	1	1	市川市 : 2	4	船橋市 : 3	3	館山市 : 1	1
				木更津市 : 1	1	松戸市 : 24	1	3	野田市 : 1	1	1	茂原市 : 1	1	成田市 : 1	1
佐倉市 : 2	4			習志野市 : 1	1	1	1	柏市 : 1	1	3	市原市 : 1	1	流山市 : 1	1	
八千代市 : 1	1			1	我孫子市 : 2	1	1	鎌ヶ谷市 : 1	1	1	君津市 : 1	1	浦安市 : 1	1	
四街道市 : 1	1			1	袖ヶ浦市 : 1	1	1	富里市 : 1	1	1	山武市 : 1	1	酒々井町 : 1	1	
栄町 : 1	1			1	東庄町 : 1	1		長生村 : 1	1		大多喜町 : 1	1			
千代田区 : 1	1			1	中央区 : 2	2	1	港区 : 2	1	1	新宿区 : 7	5	文京区 : 2	2	
台東区 : 1	2			墨田区 : 14	1	4	江東区 : 5	2	4	品川区 : 2	3	目黒区 : 1	1	2	2
大田区 : 1	5			世田谷区 : 4	5	5	中野区 : 4	1	4	杉並区 : 6	5	豊島区 : 1	1	2	2
北区 : 1	1			板橋区 : 1	6	6	練馬区 : 4	1	7	足立区 : 1	6	葛飾区 : 1	10	10	10
東京都 (62)	47 (75.8%)	江戸川区 : 4	8	八王子市 : 7	2	3	立川市 : 1	1	武蔵野市 : 2	1	1	三鷹市 : 5	1	1	
		青梅市 : 1	1	1	府中市 : 1	2	2	昭島市 : 1	1	1	調布市 : 1	1	1	4	
		小金井市 : 1	1	1	小平市 : 1	1	1	日野市 : 1	1	1	東村山市 : 1	1	1	1	
		国立市 : 1	1	1	福生市 : 1	1	1	狛江市 : 1	1	1	東大和市 : 1	1	1	1	
		東久留米市 : 1	1	1	武蔵村山市 : 1	1	1	多摩市 : 7	1	1	羽村市 : 1	1	1	1	
		西東京市 : 1	1	1	神津島村 : 1	1	1								

事業類型 ...基本型 ...特定型 ...母子保健型
 各事業類型の後の数字...実施箇所数
 都道府県名の下の()の数字...市区町村数
 実施市町村数の下の()の数字...実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村														
神奈川県 (33)	27 (81.8%)	横浜市	20	18	18	川崎市	9	9	相模原市	3	3	横須賀市	1	1	平塚市	1
		鎌倉市	1			藤沢市	1	3	小田原市	1	1	茅ヶ崎市	1	1	逗子市	1
		秦野市	1	1		厚木市	1	1	大和市	1	2	伊勢原市	1		海老名市	1
		座間市	1			南足柄市	1	1	綾瀬市	1	1	葉山町	1		寒川町	1
		大磯町	1	1		二宮町	1	1	中井町	1		松田町	1		開成町	1
新潟県 (30)	9 (30%)	箱根町	1			湯河原町	1									
		新潟市	8			長岡市	8	1	柏崎市	1		新発田市	1	1	見附市	1
		燕市	1			妙高市	1		上越市	1		湯沢町	1			
		富山市	3	7		高岡市	1		魚津市	1	1	氷見市	1		黒部市	1
		砺波市	1			小矢部市	1		南砺市	1		射水市	1	1	立山町	1
石川県 (19)	11 (57.9%)	入善町	1													
		金沢市	2	1	4	小松市	1	1	輪島市	1		加賀市	1	1	羽咋市	1
		かほく市	1	1		白山市	2		能美市	1	1	野々市市	1		津幡町	1
		内灘町	1													
		福井市	1			敦賀市	1	1	大野市	1	1	勝山市	1	1	鯖江市	1
山梨県 (27)	12 (44.4%)	あわら市	1			越前市	1		坂井市	1	1					
		甲府市	1	1	1	富士吉田市	1	1	都留市	1		山梨市	1		韭崎市	1
		南アルプス市	1			北杜市	1	1	甲斐市	1		笛吹市	1		甲州市	1
		中央市	1			富士川町	1									
		長野市	2			松本市	2	1	上田市	1	1	岡谷市	1		諏訪市	1
長野県 (77)	25 (32.5%)	須坂市	1	1		小諸市	1		伊那市	1		駒ヶ根市	1		塩尻市	1
		佐久市	1	4		東御市	1	1	安曇野市	1		軽井沢町	1		富士見町	1
		辰野町	1			箕輪町	1	1	飯島町	1	1	南箕輪村	1		中川村	1
		生坂村	1			山形村	1		池田町	1		小布施町	1		信濃町	1
		高山市	1			多治見市	1		関市	1		中津川市	1		恵那市	1
岐阜県 (42)	8 (19%)	山県市	1			大野町	1		池田町	1						
		静岡市	14	3	3	浜松市	5	8	沼津市	1		三島市	1	1	伊東市	1
		島田市	1	1		富士市	1		磐田市	1		焼津市	2		掛川市	1
		藤枝市	1	1		御殿場市	1		袋井市	1	1	裾野市	1		湖西市	1
		菊川市	1			牧之原市	1	1	函南町	1		清水町	1		小山町	1
静岡県 (35)	22 (62.9%)	吉田町	1			森町	1									

事業類型 …基本型 …特定制型 …母子保健型

都道府県名の下の()の数字…市区町村数

各事業類型の後の数字…実施箇所数

実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村																	
		名古屋市	13	12	16	豊橋市	1	1	1	岡崎市	6	1	一宮市	3	瀬戸市	1	1		
愛知県 (54)	33 (61.1%)	半田市	1	1	1	春日井市	1	1	豊川市	1	1	津島市	3	1	刈谷市	3	1		
		豊田市	1	1	1	安城市	1	1	蒲郡市	3	1	犬山市	1	1	常滑市	1	1		
		稲沢市	1	1	1	東海市	1	1	大府市	1	1	知多市	1	1	知立市	1	1		
		尾張旭市	1	1	1	高浜市	1	1	岩倉市	1	1	豊明市	1	1	日進市	1	1		
		愛西市	1	1	1	清須市	1	1	北名古屋	2	1	みよし市	1	1	あま市	1	1		
		長久手市	1	1	1	豊山町	1	1	大口町	1	1								
		津市	4	10	1	四日市市	2	1	1	伊勢市	1	1	松阪市	1	1	桑名市	2	1	
三重県 (29)	17 (58.6%)	鈴鹿市	1	16	名張市	16	1	尾鷲市	1	1	鳥羽市	1	1	いなべ市	1	1			
		伊賀市	1	1	朝日町	1	1	多気町	1	1	明和町	1	1	大台町	1	1			
		玉城町	1	1	紀宝町	1	1												
		大津市	1	1	7	彦根市	1	1	1	長浜市	1	1	近江八幡市	1	1	草津市	1	1	
		守山市	1	1	1	栗東市	1	1	1	甲賀市	5	2	野洲市	1	1	湖南市	1	1	
滋賀県 (19)	17 (89.5%)	高島市	1	1	4	東近江市	6	1	4	米原市	1	1	1	1	1	竜王町	1	1	
		愛荘町	1	1	1	甲良町	1	1											
		京都市	7	14	1	福知山市	1	1	1	舞鶴市	1	1	宇治市	1	1	宮津市	1	1	
		亀岡市	6	1	1	城陽市	1	1	1	向日市	1	1	長岡京市	1	1	八幡市	1	1	
		京田辺市	1	1	1	京丹後市	1	1	1	南丹市	2	1	木津川市	1	1	久御山町	1	1	
		井手町	1	1	1	宇治田原町	1	1	1	精華町	1	1	与謝野町	1	1				
		大阪市	3	13	8	堺市	7	8	1	岸和田市	1	1	豊中市	1	1	3	池田市	1	1
京都府 (26)	19 (73.1%)	吹田市	1	1	2	泉大津市	1	1	1	高槻市	1	2	貝塚市	1	1	守口市	1	1	
		枚方市	1	2	1	茨木市	6	1	1	八尾市	2	1	富田林市	1	1	寝屋川市	2	1	
		河内長野市	1	1	1	松原市	1	1	1	和泉市	1	2	箕面市	1	1	羽曳野市	1	1	
		門真市	1	1	1	摂津市	1	1	1	高石市	2	1	東大阪市	4	1	3	泉南市	1	1
		四條畷市	1	1	1	交野市	1	1	1	大阪狭山市	1	1	阪南市	1	1	1	能勢町	1	1
		忠岡町	1	1	1	熊取町	1	1	1	田尻町	1	1	岬町	1	1	1	太子町	1	1
		河南町	1	1	1														
大阪府 (43)	36 (83.7%)																		

事業類型 ...基本型 ...特定型 ...母子保健型
各事業類型の後の数字...実施箇所数
都道府県名の下の()の数字...市区町村数
実施市町村数の下の()の数字...実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村												
兵庫県 (41)	34 (82.9%)	神戸市 : 8	12	姫路市 : 5	1	4	尼崎市 : 1	1	明石市 : 2	1	1	西宮市 : 2	1	1
		洲本市 : 1		芦屋市 : 1	1	1	伊丹市 : 1	1	相生市 : 1			豊岡市 : 1		
		加古川市 : 1	2	西脇市 : 1	1	1	宝塚市 : 1	1	三木市 : 1	1	1	高砂市 : 1	1	1
		川西市 : 1		小野市 : 1	1	1	三田市 : 1	1	加西市 : 1			篠山市 : 1		
		養父市 : 2	1	丹波市 : 1			朝来市 : 2		宍粟市 : 1	1	1	加東市 : 1	1	1
		たつの市 : 1	1	猪名川町 : 1			稲美町 : 1		播磨町 : 1	1	1	福崎町 : 1		
		神河町 : 1		太子町 : 1			上郡町 : 1		香美町 : 1					
		奈良市 : 1	1	1	1	大和高田市 : 1		1	天理市 : 1			橿原市 : 1	1	1
		桜井市 : 1	1	1	1	五條市 : 1		1	御所市 : 1			香芝市 : 1		
		葛城市 : 1	2	2	2	三郷町 : 1		1	斑鳩町 : 1			川西市 : 1		
奈良県 (39)	21 (53.8%)	三宅町 : 1		1		1	高取町 : 1		明日香村 : 1			王寺町 : 1		
		広陵町 : 1		1										
		和歌山市 : 1	4	4	4	橋本市 : 1	1	1	有田市 : 1	2	2	御坊市 : 1	1	1
		新宮市 : 1				岩出市 : 1			かつらぎ町 : 1			湯浅町 : 1		1
		上富田町 : 1		1		串本町 : 1								
		鳥取市 : 2		2		倉吉市 : 1	1	1	境港市 : 1			岩美町 : 1		1
		湯梨浜町 : 1		1		琴浦町 : 1			日吉津村 : 1			大山町 : 1	1	1
		松江市 : 1		1		浜田市 : 1			出雲市 : 1			江津市 : 1	1	1
		吉賀町 : 1	1	1										
		岡山市 : 4	1	1		倉敷市 : 3	5	5	津山市 : 1			笠岡市 : 1		1
岡山県 (27)	15 (55.6%)	総社市 : 1	1	1	高梁市 : 1			新見市 : 1			備前市 : 5		1	
		赤磐市 : 1		1	真庭市 : 1	1	1	美作市 : 1			早島町 : 1	1	1	
		広島市 : 8		8		呉市 : 2	1	1	竹原市 : 1			三原市 : 1	1	1
		福山市 : 7	12	12	12	三次市 : 1	1	1	東広島市 : 1	1	1	廿日市市 : 1	1	1
広島県 (23)	13 (56.5%)	海田町 : 2	2	2	2	熊野町 : 1			坂町 : 1					
		下関市 : 1	1	1	1	宇部市 : 1	1	1	山口市 : 1	1	1	萩市 : 1	1	1
		下松市 : 1	1	1	1	岩国市 : 1	1	1	光市 : 1			長門市 : 1		1
		山陽小野田市 : 1	1	1	1									
徳島県 (24)	4 (16.7%)	徳島市 : 1		1		鳴門市 : 1			小松島市 : 1			北島町 : 1		
		高松市 : 4	8	8	8	丸亀市 : 1	1	1	坂出市 : 1	1	1	善通寺市 : 1	1	1
香川県 (17)	10 (58.8%)	三豊市 : 1		1		小豆島町 : 1			三木町 : 1	1	1	綾川町 : 1		1
		事業類型 ...基本型				...特定型								
		都道府県名の下の()の数字...市区町村数												
		各事業類型の後の数字...実施箇所数												

都道府県名の下の()の数字...市区町村数

実施市町村数の下の()の数字...実施率

事業類型 ...基本型

各事業類型の後の数字...実施箇所数

...特定型

各事業類型の後の数字...実施箇所数

...母子保健型

各事業類型の後の数字...実施箇所数

都道府県名の下の()の数字...市区町村数

実施市町村数の下の()の数字...実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村										
愛媛県 (20)	7 (35%)	松山市 : 1	2	1	宇和島市 : 1	新居浜市 : 1	1	伊予市 : 1				
		四国中央市 : 1										
		高知市 : 1	1		安芸市 : 1	南国市 : 1	1	土佐市 : 1				
		須崎市 : 1			四万十市 : 1	香南市 : 1		香美市 : 1				
高知県 (34)	12 (35.3%)	梼原町 : 1										
		北九州市 : 5	7		大牟田市 : 1	久留米市 : 1	1	直方市 : 1				
		飯塚市 : 1			大川市 : 1	行橋市 : 1	1	中間市 : 1				
		小郡市 : 1			筑紫野市 : 1	春日市 : 1	1	宗像市 : 1	1	みやま市 : 1		
福岡県 (60)	28 (46.7%)	糸島市 : 1			那珂川町 : 1	1	宇美町 : 1	志免町 : 1	粕屋町 : 1	1		
		芦屋町 : 1			水巻町 : 1		小竹町 : 1	筑前町 : 1	大刀洗町 : 1	1		
		大木町 : 1			福智町 : 1		荻田町 : 1					
		佐賀市 : 1			唐津市 : 1	1	多久市 : 1	伊万里市 : 1	1	武雄市 : 1	1	
佐賀県 (20)	9 (45%)	鹿島市 : 1			吉野ヶ里町 : 1	1	基山町 : 1	みやき町 : 1				
		長崎市 : 1			佐世保市 : 1	1	松浦市 : 1	五島市 : 1		雲仙市 : 1		
		長与町 : 1	1		時津町 : 1	1						
		熊本市 : 5	6		八代市 : 1		人吉市 : 1	荒尾市 : 1		玉名市 : 2	1	
熊本県 (45)	16 (35.6%)	宇城市 : 1			天草市 : 1		合志市 : 1	玉東町 : 1		南関町 : 1		
		長洲町 : 1			菊陽町 : 1		高森町 : 1	御船町 : 1		多良木町 : 1		
		山江村 : 1										
		大分市 : 3			中津市 : 1	1	日田市 : 1	臼杵市 : 1		竹田市 : 1		
大分県 (18)	11 (61.1%)	豊後高田市 : 1			杵築市 : 1	1	宇佐市 : 1	豊後大野市 : 1		由布市 : 1		
		日出町 : 1										
		宮崎市 : 1	1	7	延岡市 : 1	1	小林市 : 1	日向市 : 1		綾町 : 1		
		高鍋町 : 1			諸塚村 : 1		高千穂町 : 1					
宮崎県 (26)	8 (30.8%)	鹿児島市 : 1	4	5	鹿屋市 : 1		枕崎市 : 1	出水市 : 1	1	垂水市 : 1		
		薩摩川内市 : 1	1		霧島市 : 1		南さつま市 : 1	奄美市 : 1	1	伊佐市 : 1		
		さつま町 : 1			与論町 : 1							
		宜野湾市 : 1	1		浦添市 : 1		名護市 : 1	糸満市 : 1		沖縄市 : 1		
鹿児島県 (43)	12 (27.9%)	豊見城市 : 1			宮古島市 : 1		今帰仁村 : 1	恩納村 : 1	1	嘉手納町 : 1		
		北谷町 : 1			南風原町 : 1		八重瀬町 : 1					
沖縄県 (41)	13 (31.7%)											

事業類型 ...基本型 ...特定型 ...母子保健型 都道府県名の下の()の数字...市区町村数

各事業類型の後の数字...実施箇所数 実施市町村数の下の()の数字...実施率

利用者支援事業における加算事業の交付金対象経費について

実施要件に係る運用の変更

加算事業の実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、利用者支援事業の趣旨を踏まえ、年間を通して実施せずとも、加算事業を実施した月の対象経費について補助の対象とした。

《月単位での実施の例》

- ・ 次年度の保育所等入所申込期間に相談件数や相談時間の増に対応した夜間・休日延長相談支援の実施
- ・ 保育所等申込期間前に、地域子育て支援拠点や両親学級などにおいて出張相談支援の実施
- ・ 子育てに関する相談支援として、定期的に保育所や地域子育て支援拠点へ出張相談支援の実施
- ・ 乳幼児健診会場への定期的な出張相談支援の実施
- ・ 出張相談支援が必要と判断した家庭への不定期的な出張相談支援の実施 など

5

実施事業例

以下の ～ の加算事業に係る経費が交付金の対象経費となる。

保育所入所申込期間(10月～12月)に夜間延長を実施

地域子育て支援拠点(4月、12月)、乳幼児健診(6月、10月)へ出張相談支援を実施

又は の加算事業を実施した上で、職員配置等の「機能強化のための取組」加算の実施要件を満して実施(延べ6ヶ月間のみ)

[利用者支援事業基本型]

夜間・休日延長の実施

出張相談支援の実施

機能強化の取組加算

12ヶ月

3ヶ月

1ヶ月

1ヶ月

4ヶ月

1ヶ月

1ヶ月

4月

10月

翌4月

資料13

年間を運し(利用者支援事業(基本型)を実施

それぞれの加算事業に関する実施要件を満して実施した場合

整備費等補助（新規・継続分）

次世代育成支援対策施設整備交付金 （利用者支援事業）

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村
2. 補助基準額：8,330千円
3. 補助率：国 定額（1/2相当） 市町村1/2相当
4. 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、NPO法人等
平成29年度から、利用者支援事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象とした。

整備費等補助（新規開設分のみ）

子ども・子育て支援交付金 【開設準備経費】

利用者支援事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：4,000千円（改修費等）
3. 補助率：1/3（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）

整備費等補助（継続事業分のみ）

該当補助制度無し

地域子育て支援拠点事業について

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながり希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わり方の減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



地域子育て支援拠点

4つの基本事業

- ① **子育て親子の交流の場の提供と交流の促進**
- ② **子育て等に関する相談、援助の実施**
- ③ **地域の子育て関連情報の提供**
- ④ **子育て及び子育て支援に関する講習等の実施**



○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

- 公共施設や保育所、児童館等の**地域の身近な場所**で、**乳幼児のいる子育て中の親子の交流**や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

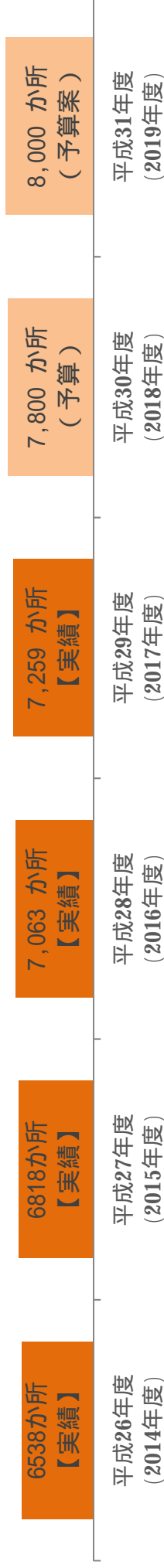
29年度実施か所数（交付決定ベース）

7, 259か所

平成31年度予算案・地域子育て支援拠点事業関連事項について

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）に基づき、2019年度末までに8,000か所の設置を目指す。

【参考】か所数の推移



1. 運営費

事業内容

家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や子育てに関する相談等を行うために要する費用に対して補助を行う。

子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）：
1,304億円の内数（1,188億円の内数）

実施主体 市町村（特別区を含む）

補助単価（平成31年度予算案）

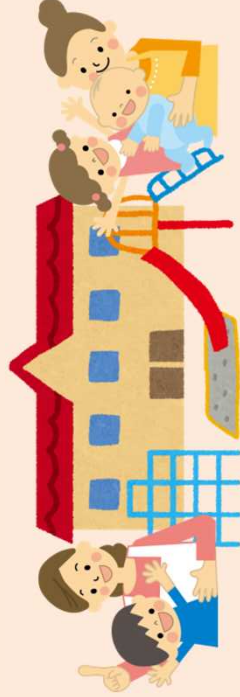
負担割合 国（1/3）
都道府県（1/3）
市町村（1/3）

【基本事業】 一般型 8,152千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
連携型 2,889千円（5～7日型の場合）
（注）開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）
3,290千円（基本事業一般型（5日型）で実施した場合）
（注）この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

【開設準備経費】

{ 1 } 改修費等 4,000千円
{ 2 } 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円



2. 整備費・改修費

(1) 次世代育成支援対策施設整備交付金【整備費等補助(新規開設分)】
(子育て支援のための拠点施設)

次世代育成支援対策施設整備交付金：
157.4億円の内数(71.3億円の内数)

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

- ①実施主体：市町村
 - ②補助基準額：8,330千円(平成31年度予算案)
 - ③補助率：国定額(1/2相当) 市町村1/2相当
 - ④補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人等
- ※平成29年度から、地域子育て支援拠点事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象となった。

(2) 子ども・子育て支援交付金【整備費等補助(新規開設分)】
(開設準備経費)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)：
1,304億円の内数(1,188億円の内数)

地域子育て支援拠点事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入、及び開設前月の賃借料に対する補助を行う。

- 実施主体：市町村(委託等可)
- 補助基準額：4,000千円(改修費等)(平成31年度予算案)
600千円(賃借料等)(平成31年度予算案)
- 補助率：1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

(3) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金【改修費等補助(開設後)】
(児童養護施設等の環境改善事業)

児童虐待・DV対策等総合支援事業：
169億円の内数(159億円の内数)

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修や備品の購入に必要な経費に対する補助を行う。

- 実施主体：市町村(委託等可)
 - 補助基準額：8,000千円(平成31年度予算案)
 - 補助率：1/2(政令市・中核市：国1/2、政令市・中核市1/2)
(上記以外の市町村：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- 事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。

3. 職員の資質向上事業

(1) 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業

事業内容

地域子育て支援拠点に従事するために必要となる知識・技能等の習得等、資質向上を図るための研修を新たに実施する。

実施主体：都道府県、市町村（特別区含む。）



子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修)30.9億円の内数(22.1億円の内数)

(2) 子育て支援員研修

(地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業)

事業内容

子育て支援の仕事に関心を持ち、地域子育て支援拠点に従事することを希望する者を対象に、必要な基礎知識や基本となる技能等の習得等を目的に実施する。

実施主体：都道府県、市町村（特別区含む。）



子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(子育て支援員研修事業)5.1億円の内数(4.6億円の内数)



(3) 地域の子育て支援機能等強化事業

事業内容

地域の子育て支援に関する指導的立場の者を幅広く養成し、地域の子育て力の向上につなげることを目的に実施する。

実施主体：国 公募により民間団体に委託予定

子ども・子育て支援対策推進事業費委託費(指導者養成等研修事業)1.4億円の内数(1.3億円の内数)

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村																																																																																																																																																																																						
北海道 (479)	145 (81.0%)	札幌市： 39	60	函館市： 13	小樽市： 4	旭川市： 10	室蘭市： 3	釧路市： 6	帯広市： 7	北見市： 6	1	岩見沢市： 4	網走市： 2	紋別市： 1	留萌市： 1	苫小牧市： 4	稚内市： 3	美幌市： 1	芦別市： 1	江別市： 6	2	赤平市： 1	紋別市： 1	士別市： 3	名寄市： 2	根室市： 3	千歳市： 3	滝川市： 2	滝川市： 1	砂川市： 1	深川市： 2	富良野市： 1	登別市： 4	恵庭市： 6	伊達市： 3	北広島市： 3	石狩市： 5	北斗市： 6	当別町： 2	新篠津村： 1	松前町： 2	福島町： 1	七飯町： 3	長万部町： 1	江差町： 1	乙部町： 1	乙部町： 1	今金町： 1	せたな町： 2	寿都町： 1	黒松内町： 1	蘭越町： 1	二七〇町： 1	真狩村： 1	留寿都村： 1	京極町： 1	倶知安町： 1	共和町： 1	岩内町： 1	神恵内村： 1	積丹町： 1	古平町： 1	仁木町： 1	余市町： 1	南幌町： 1	奈井江町： 1	由仁町： 1	長沼町： 1	栗山町： 1	月形町： 1	新十津川町： 1	妹背牛町： 1	秩父別町： 1	北竜町： 1	沼田町： 1	鷹栖町： 2	東神楽町： 2	当麻町： 1	比布町： 1	愛別町： 1	上川町： 1	東川町： 1	美瑛町： 1	上富良野町： 1	中富良野町： 1	南富良野町： 1	和寒町： 1	剣淵町： 1	下川町： 1	中川町： 1	苫前町： 2	羽幌町： 2	遠別町： 1	天塩町： 1	猿払村： 2	浜頓別町： 1	中頓別町： 1	枝幸町： 2	豊富町： 1	利尻町： 1	幌延町： 1	美幌町： 1	津別町： 1	斜里町： 1	清里町： 1	小清水町： 1	訓子府町： 1	置戸町： 1	佐呂間町： 1	湧別町： 2	雄武町： 1	大空町： 1	豊浦町： 1	壮瞥町： 1	白老町： 2	厚真町： 1	洞爺湖町： 1	安平町： 2	むかわ町： 2	日高町： 2	新冠町： 1	浦河町： 3	様似町： 1	新ひだか町： 4	音更町： 4	士幌町： 1	上士幌町： 1	鹿追町： 1	新得町： 1	清水町： 1	芽室町： 1	中札内村： 1	更別村： 1	大樹町： 1	広尾町： 1	暮別町： 1	池田町： 1	豊頃町： 1	本別町： 1	足寄町： 1	陸別町： 1	浦幌町： 1	釧路町： 2	厚岸町： 2	浜中町： 1	標茶町： 1	弟子屈町： 1	白糠町： 1	別海町： 1	中標津町： 1	標津町： 2	羅臼町： 1																																
		青森県 (40)	30 (75.0%)	青森市： 9	弘前市： 5	八戸市： 16	八戸市： 16	黒石市： 4	五所川原市： 7	4	十和田市： 7	3	つがる市： 1	平川市： 8	平内町： 1	今別町： 1	鯉ヶ沢町： 1	深浦町： 1	藤崎町： 2	板柳町： 2	鶴田町： 1	中泊町： 2	野辺地町： 2	七戸町： 5	六戸町： 4	東北町： 1	おいらせ町： 3	1	佐井村： 1	三戸町： 1	五戸町： 1	五戸町： 1	陸奥町： 3	新郷村： 1	1	1	1	1	盛岡市： 10	宮古市： 4	大船渡市： 4	花巻市： 6	北上市： 4	久慈市： 2	遠野市： 1	一関市： 4	陸前高田市： 3	釜石市： 4	二戸市： 3	八幡平市： 3	奥州市： 11	滝沢市： 4	雫石町： 1	葛巻町： 1	岩手町： 1	紫波町： 2	矢巾町： 2	1	金ケ崎町： 1	平泉町： 2	大槌町： 1	山田町： 1	岩泉町： 1	田野畑村： 1	普代村： 1	軽米町： 1	野田村： 1	洋野町： 3	一戸町： 1	1	1	1	1	仙台市： 34	27	石巻市： 11	1	塩竈市： 2	気仙沼市： 1	白石市： 1	名取市： 5	角田市： 2	多賀城市： 1	2	岩沼市： 2	登米市： 8	栗原市： 8	東松島市： 2	大崎市： 7	蔵王町： 1	5	1	1	1	柴田町： 3	川崎町： 1	丸森町： 1	亘理町： 1	山元町： 2	松島町： 1	七ヶ浜町： 1	利府町： 5	大和町： 1	大郷町： 1	富谷市： 1	大衡村： 1	色麻町： 1	加美町： 4	涌谷町： 1	女川町： 1	南三陸町： 1													秋田市： 9	能代市： 3	横手市： 9	大館市： 3	男鹿市： 1	湯沢市： 3	鹿角市： 1	由利本荘市： 2	1	潟上市： 4	大仙市： 3	北秋田市： 3	にかほ市： 2	仙北市： 4	三種町： 3	八峰町： 1	五城目町： 1	八郎潟町： 1	井川町： 1	大瀧村： 1	美郷町： 3	羽後町： 1	1	1	1	1	1	山形市： 25	米沢市： 5	鶴岡市： 13	5	酒田市： 8	新庄市： 3	寒河江市： 1	村山市： 3	長井市： 1	天童市： 4	東根市： 2	尾花沢市： 1	南陽市： 2	山辺町： 1	1	1	1	1	西川町： 1	朝日町： 1	大江町： 1	大石田町： 3	金山町： 1	最上町： 1	舟形町： 1	河北町： 4	高畠町： 1	川西町： 1	小国町： 1	白鷹町： 1	飯豊町： 1	三川町： 1	庄内町： 2	遊佐町： 1
				宮城県 (35)	33 (94.3%)	仙台市： 34	27	石巻市： 11	1	塩竈市： 2	気仙沼市： 1	白石市： 1	名取市： 5	角田市： 2	多賀城市： 1	2	岩沼市： 2	登米市： 8	栗原市： 8	東松島市： 2	大崎市： 7	蔵王町： 1	5	1	1	柴田町： 3	川崎町： 1	丸森町： 1	亘理町： 1	山元町： 2	松島町： 1	七ヶ浜町： 1	利府町： 5	大和町： 1	大郷町： 1	富谷市： 1	大衡村： 1	色麻町： 1	加美町： 4	涌谷町： 1	女川町： 1	南三陸町： 1													秋田市： 9	能代市： 3	横手市： 9	大館市： 3	男鹿市： 1	湯沢市： 3	鹿角市： 1	由利本荘市： 2	1	潟上市： 4	大仙市： 3	北秋田市： 3	にかほ市： 2	仙北市： 4	三種町： 3	八峰町： 1	五城目町： 1	八郎潟町： 1	井川町： 1	大瀧村： 1	美郷町： 3	羽後町： 1	1	1	1	1	1	山形市： 25	米沢市： 5	鶴岡市： 13	5	酒田市： 8	新庄市： 3	寒河江市： 1	村山市： 3	長井市： 1	天童市： 4	東根市： 2	尾花沢市： 1	南陽市： 2	山辺町： 1	1	1	1	1	西川町： 1	朝日町： 1	大江町： 1	大石田町： 3	金山町： 1	最上町： 1	舟形町： 1	河北町： 4	高畠町： 1	川西町： 1	小国町： 1	白鷹町： 1	飯豊町： 1	三川町： 1	庄内町： 2	遊佐町： 1																																																																					
						秋田市： 21	(84.0%)	秋田市： 9	能代市： 3	横手市： 9	大館市： 3	男鹿市： 1	湯沢市： 3	鹿角市： 1	由利本荘市： 2	1	潟上市： 4	大仙市： 3	北秋田市： 3	にかほ市： 2	仙北市： 4	三種町： 3	八峰町： 1	五城目町： 1	八郎潟町： 1	井川町： 1	大瀧村： 1	美郷町： 3	羽後町： 1	1	1	1	1	1	山形市： 25	米沢市： 5	鶴岡市： 13	5	酒田市： 8	新庄市： 3	寒河江市： 1	村山市： 3	長井市： 1	天童市： 4	東根市： 2	尾花沢市： 1	南陽市： 2	山辺町： 1	1	1	1	1	西川町： 1	朝日町： 1	大江町： 1	大石田町： 3	金山町： 1	最上町： 1	舟形町： 1	河北町： 4	高畠町： 1	川西町： 1	小国町： 1	白鷹町： 1	飯豊町： 1	三川町： 1	庄内町： 2	遊佐町： 1																																																																																																																				
		山形県 (35)	32 (91.4%)	山形市： 25	米沢市： 5	鶴岡市： 13	5	酒田市： 8	新庄市： 3	寒河江市： 1	村山市： 3	3	長井市： 1	天童市： 4	東根市： 2	尾花沢市： 1	南陽市： 2	山辺町： 1	1	1	1	1	西川町： 1	朝日町： 1	大江町： 1	大石田町： 3	金山町： 1	最上町： 1	舟形町： 1	河北町： 4	高畠町： 1	川西町： 1	小国町： 1	白鷹町： 1	飯豊町： 1	三川町： 1	庄内町： 2	遊佐町： 1																																																																																																																																																		

事業類型 ... 一般型 ... 連携型

都道府県名の下の()の数字...市区町村数

各事業類型の後の数字...実施箇所数

実施市町村数の下の()の数字...実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村
福島県 (59)	31 (52.5%)	福島市 : 23 二本松市 : 5 鏡石町 : 1 矢吹町 : 1 水戸市 : 17 常総市 : 7 ひたちなか市 : 14 稲敷市 : 5 茨城町 : 10 八千代町 : 2 宇都宮市 : 12 大田原市 : 6 茂木町 : 1 那珂川町 : 2
		いわき市 : 4 伊達市 : 6 南会津町 : 3 鮎川村 : 1 古河市 : 6 北茨城市 : 3 守谷市 : 6 神栖市 : 8 東海村 : 10 利根町 : 1 佐野市 : 7 さくら市 : 4 壬生町 : 1
		郡山市 : 5 南相馬市 : 1 下郷町 : 1 矢祭町 : 1 土浦市 : 6 高萩市 : 5 潮来市 : 2 桜川市 : 4 城里町 : 2 境町 : 3 栃木市 : 10 那須塩原市 : 8 芳賀町 : 3
		白河市 : 5 本宮市 : 4 猪苗代町 : 2 三春町 : 1 石岡市 : 5 笠間市 : 2 常陸大宮市 : 7 行方市 : 7 大子町 : 1
		須賀川市 : 6 桑折町 : 1 会津坂下町 : 1 新地町 : 1 結城市 : 2 取手市 : 4 那珂市 : 3 鉾田市 : 5 美浦村 : 1
		喜多市 : 3 国見町 : 2 会津美里町 : 1 飯館村 : 1 龍ヶ崎市 : 7 牛久市 : 10 筑西市 : 10 つくばみらい市 : 8 阿見町 : 2
		相馬市 : 1 川俣町 : 1 西郷村 : 2 下妻市 : 3 つくば市 : 8 坂東市 : 9 小美玉市 : 13 河内町 : 1
		真岡市 : 3 益子町 : 1 那須町 : 1
		沼田市 : 3 吉岡町 : 1 大泉町 : 2
		沼田市 : 18 榛東村 : 3 千代田町 : 2
群馬県 (35)	23 (65.7%)	伊勢崎市 : 6 みどり市 : 6 明和町 : 2 川口市 : 14 春日部市 : 12 蕨市 : 3 久喜市 : 17 鶴ヶ島市 : 4 越生町 : 1 横瀬町 : 2 寄居町 : 5
		桐生市 : 11 安中市 : 6 玉村町 : 1 熊谷市 : 18 東松山市 : 5 越谷市 : 22 桶川市 : 4 幸手市 : 2 毛呂山町 : 3 ときがわ町 : 1 上里町 : 1
		高崎市 : 15 富岡市 : 5 みなかみ町 : 3 川越市 : 24 本庄市 : 9 草加市 : 7 新座市 : 13 坂戸市 : 5 三芳町 : 3 鳩山町 : 2 神川町 : 1
		前橋市 : 16 藤岡市 : 11 昭和村 : 2 さいたま市 : 64 加須市 : 7 上尾市 : 13 和光市 : 4 蓮田市 : 5 伊奈町 : 4 吉見町 : 1 美里町 : 1
		沼田市 : 7 秩父市 : 4 羽生市 : 4 入間市 : 13 八潮市 : 6 吉川市 : 3 嵐山町 : 1 長瀬町 : 1 杉戸町 : 3
		沼田市 : 3 中之条町 : 1 邑楽町 : 2
		沼田市 : 4 秩父市 : 14 所沢市 : 11 鴻巣市 : 4 朝霞市 : 8 富士見市 : 9 ふじみ野市 : 6 小川町 : 1 小鹿野町 : 1 松伏町 : 2
		沼田市 : 3 吉岡町 : 1 大泉町 : 2
		沼田市 : 18 榛東村 : 3 千代田町 : 2
		沼田市 : 7 狭山市 : 9 戸田市 : 11 北本市 : 5 日高市 : 2 滑川町 : 1 皆野町 : 1 宮代町 : 3
千葉県 (54)	48 (88.9%)	船橋市 : 8 東金市 : 2 我孫子市 : 4 八街市 : 4 いすみ市 : 3 横芝光町 : 2 新宿区 : 10 世田谷区 : 27 練馬区 : 25 青梅市 : 6 東村山市 : 4 稲城市 : 1
		市川市 : 14 佐倉市 : 20 八千代市 : 7 袖ヶ浦市 : 4 山武市 : 4 芝山町 : 1 港区 : 9 大田区 : 5 板橋区 : 1 三鷹市 : 10 日野市 : 8 多摩市 : 13
		船橋市 : 14 成田市 : 6 流山市 : 14 四街道市 : 12 香取市 : 5 九十九里町 : 2 中央区 : 4 目黒区 : 4 荒川区 : 12 武蔵野市 : 6 小平市 : 6 武蔵村山市 : 1
		市川市 : 14 佐倉市 : 20 八千代市 : 7 袖ヶ浦市 : 4 山武市 : 4 芝山町 : 1 港区 : 9 大田区 : 5 板橋区 : 1 三鷹市 : 10 日野市 : 8 多摩市 : 13
		船橋市 : 14 成田市 : 6 流山市 : 14 四街道市 : 12 香取市 : 5 九十九里町 : 2 中央区 : 4 目黒区 : 4 荒川区 : 12 武蔵野市 : 6 小平市 : 6 武蔵村山市 : 1
		船橋市 : 8 東金市 : 2 我孫子市 : 4 八街市 : 4 いすみ市 : 3 横芝光町 : 2 新宿区 : 10 世田谷区 : 27 練馬区 : 25 青梅市 : 6 東村山市 : 4 稲城市 : 1
		船橋市 : 8 東金市 : 2 我孫子市 : 4 八街市 : 4 いすみ市 : 3 横芝光町 : 2 新宿区 : 10 世田谷区 : 27 練馬区 : 25 青梅市 : 6 東村山市 : 4 稲城市 : 1
		船橋市 : 8 東金市 : 2 我孫子市 : 4 八街市 : 4 いすみ市 : 3 横芝光町 : 2 新宿区 : 10 世田谷区 : 27 練馬区 : 25 青梅市 : 6 東村山市 : 4 稲城市 : 1
		船橋市 : 8 東金市 : 2 我孫子市 : 4 八街市 : 4 いすみ市 : 3 横芝光町 : 2 新宿区 : 10 世田谷区 : 27 練馬区 : 25 青梅市 : 6 東村山市 : 4 稲城市 : 1
		船橋市 : 8 東金市 : 2 我孫子市 : 4 八街市 : 4 いすみ市 : 3 横芝光町 : 2 新宿区 : 10 世田谷区 : 27 練馬区 : 25 青梅市 : 6 東村山市 : 4 稲城市 : 1
東京都 (62)	47 (75.8%)	中央区 : 4 目黒区 : 4 荒川区 : 12 武蔵野市 : 6 小平市 : 6 武蔵村山市 : 1
		港区 : 9 大田区 : 5 板橋区 : 1 三鷹市 : 10 日野市 : 8 多摩市 : 13
		中央区 : 4 目黒区 : 4 荒川区 : 12 武蔵野市 : 6 小平市 : 6 武蔵村山市 : 1
		港区 : 9 大田区 : 5 板橋区 : 1 三鷹市 : 10 日野市 : 8 多摩市 : 13
		港区 : 9 大田区 : 5 板橋区 : 1 三鷹市 : 10 日野市 : 8 多摩市 : 13
		中央区 : 4 目黒区 : 4 荒川区 : 12 武蔵野市 : 6 小平市 : 6 武蔵村山市 : 1
		港区 : 9 大田区 : 5 板橋区 : 1 三鷹市 : 10 日野市 : 8 多摩市 : 13
		中央区 : 4 目黒区 : 4 荒川区 : 12 武蔵野市 : 6 小平市 : 6 武蔵村山市 : 1
		港区 : 9 大田区 : 5 板橋区 : 1 三鷹市 : 10 日野市 : 8 多摩市 : 13
		中央区 : 4 目黒区 : 4 荒川区 : 12 武蔵野市 : 6 小平市 : 6 武蔵村山市 : 1

事業類型 ... 一般型 ... 連携型 ... の数字...市市区町村数
各事業類型の後の数字...実施箇所数
実施市町村数の下の()の数字...実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村																
神奈川県 (33)	31 (93.9%)	横浜市：119	川崎市：27	26	相模原市：14	3	横須賀市：2	2	平塚市：5	5	鎌倉市：5	藤沢市：8	8	小田原市：4				
		茅ヶ崎市：5	逗子市：3		三浦市：1		秦野市：7	7	厚木市：2	2	大和市：5	伊勢原市：3	3	海老名市：2				
		座間市：3	南足柄市：1		綾瀬市：3		葉山町：1	1	寒川町：1	1	大磯町：3	二宮町：2	2	中井町：1				
		大井町：1	松田町：1		山北町：1		開成町：2	2	箱根町：2	2	湯河原町：1	愛川町：1	1					
		新潟市：47	12		三奈市：9		柏崎市：11	11	新発田市：8	8	小千谷市：2	加茂市：2	2	十日町市：4				
		見附市：3	村上市：7		燕市：10		糸魚川市：2	2	妙高市：1	2	五泉市：4	上越市：27	27	阿賀野市：6				
		佐渡市：7	1		南魚沼市：8		胎内市：8	8	聖籠町：1	1	弥彦村：1	上田町：1	1	阿賀町：2				
		出雲崎町：1			津南町：1		魚津市：2	3	氷見市：7	1	滑川市：2			小矢部市：6				
		富山市：11	2		舟橋村：1		上市町：2	2	立山町：6	6	入善町：1	砺波市：8	8					
		南砺市：9			小松市：4	1	輪島市：3	3	珠洲市：1	1	加賀市：5	羽咋市：2	2	かほく市：3				
		金沢市：12			野々市市：7		川北町：1	1	津幡町：6	6	内灘町：6	志賀町：1	1	宝達志水町：2				
		白山市：12	3		中能登町：2		能登町：1	1										
		福井市：12	1		敦賀市：5		敦賀市：5	5	鯖江市：1	1	鯖江市：1	あわら市：1	1	越前市：4				
		坂井市：6			永平寺町：3		池田町：2	2	越前町：4	1	美浜町：1	高浜町：1	1	おおい町：4				
		若狹町：3			甲府市：19		富士吉田市：1	1	山梨市：1	1	山梨市：1			甲斐市：2	2			
		山梨県 (24)			笛吹市：7		上野原市：2	2	中央市：2	2	市川三郷町：1	1	1	西桂町：1				
					山中湖村：1		富士河口湖町：1	1										
					長野市：17		松本市：25	25	飯田市：5	5	岡谷市：5	岡谷市：12	12	須坂市：1	1			
					伊那市：5		駒ヶ根市：3	3	大田市：2	2	飯山市：1	1	1	塩尻市：3	3			
					千曲市：2		東御市：2	2	小海町：1	1	軽井沢町：1	長和町：1	1	下諏訪町：1	1			
					辰野町：1		箕輪町：1	1	飯島町：1	1	南箕輪村：2	中川村：1	1	宮田村：1	1	松川町：1	高森町：1	1
					阿南町：1		阿智村：1	1	喬木村：1	1	豊丘村：1	上松町：1	1	南木曾町：2	2	木祖村：1	大桑村：1	1
					木曾町：2		生坂村：1	1	山形村：1	1	朝日村：1	筑北村：1	1	池田町：1	1	松川村：2	白馬村：1	1
					小谷村：1		坂城町：1	1	小布施町：1	1	高山村：1	山ノ内町：1	1	信濃町：1	1	小川村：1	飯綱町：1	1
					岐阜市：6		大垣市：8	8	多治見市：5	5	関市：2	2	2	美濃市：3	3	瑞浪市：4		
					羽島市：4		恵那市：3	3	土岐市：3	3	各務原市：6	可児市：3	3	山県市：1	1	瑞穂市：4		
					飛騨市：4		本巣市：3	3	下呂市：3	3	海津市：7	岐南町：3	3	笠松町：1	1	養老町：1		
					垂井町：2		神戸町：1	1	安八町：2	2	揖斐川町：1	大野町：3	3	池田町：1	1	北方町：3		
					坂祝町：1		富加町：1	1	川辺町：1	1	八百津町：1	白川町：1	1	東白川村：1	1	御嵩町：1		
					静岡市：18		浜松市：49	49	熱海市：3	3	三島市：9	3	3	富士宮市：7	7	伊東市：7		
					富士市：13		磐田市：11	11	掛川市：8	8	藤枝市：14	御殿場市：9	9	袋井市：6	6	下田市：1		
					裾野市：4		湖西市：1	1	伊豆市：5	5	菊川市：1	1	1	牧之原市：4	4	東伊豆町：1		
					南伊豆町：1		西伊豆町：2	2	函南町：2	2	長泉町：3	長泉町：3	3	伊豆の国市：2	2	菅原町：1		
					森町：1				清水町：6	6	小山町：3	小山町：3	3	吉田町：1	1	川根本町：1		

事業類型 ……一般型 ……連携型 ……連携型 ……連携型
各事業類型の後の数字…実施箇所数

都道府県名の下の()の数字…市区町村数
実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村																		
愛知県 (54)	52 (96.3%)	名古屋市 : 105	17	豊橋市 : 9	1	岡崎市 : 11	一宮市 : 8	瀬戸市 : 3	半田市 : 3	1	春日井市 : 7	豊川市 : 1								
		津島市 : 2		碧南市 : 10		刈谷市 : 9	豊田市 : 11	安城市 : 8	西尾市 : 15		蒲郡市 : 3	犬山市 : 3	7							
		常滑市 : 5		江南市 : 3		小牧市 : 1	5	稲沢市 : 1	1	東海市 : 3		大府市 : 2	5							
		知立市 : 3		尾張旭市 : 7		高浜市 : 5	岩倉市 : 1	豊明市 : 3	日進市 : 4	田原市 : 2		東海市 : 2	7							
		清須市 : 5	8	北名古屋 : 3	10	弥富市 : 3	みよし市 : 5	あま市 : 4	長久手市 : 1	東郷町 : 3		東郷町 : 3	2							
大口町 : 3		扶桑町 : 2		大治町 : 1	蟹江町 : 2	阿久比町 : 1				南知多町 : 1	美浜町 : 1									
武豊町 : 2		幸田町 : 2		東栄町 : 1	豊根村 : 1															
三重県 (29)	29 (100%)	津市 : 15		四日市市 : 19		伊勢市 : 5	松阪市 : 12	桑名市 : 7	鈴鹿市 : 10		名張市 : 5	尾鷲市 : 1								
		亀山市 : 5		鳥羽市 : 1		熊野市 : 1	いなべ市 : 5	1	志摩市 : 4	伊賀市 : 8	木曽岬町 : 1	東員町 : 1								
		菟野町 : 2		朝日町 : 1		川越町 : 2	多気町 : 1	明和町 : 4	1	大台町 : 2	玉城町 : 1	度会町 : 1								
		大紀町 : 2		南伊勢町 : 1		紀北町 : 3	御浜町 : 1	紀宝町 : 1												
滋賀県 (19)	19 (100%)	大津市 : 7		彦根市 : 3		長浜市 : 6	2	近江八幡市 : 8	草津市 : 7		栗東市 : 4	甲賀市 : 6								
		野洲市 : 3		湖南市 : 6		高島市 : 10	東近江市 : 12	米原市 : 4	米原市 : 4		日野町 : 2	竜王町 : 1	愛荘町 : 3							
		豊郷町 : 1		甲良町 : 1		多賀町 : 1														
		京都市 : 52	131	福知山市 : 5		舞鶴市 : 6	綾部市 : 3	宇治市 : 11	宮津市 : 2	宮津市 : 2		亀岡市 : 6	城陽市 : 1							
京都府 (26)	22 (84.6%)	向日市 : 7		長岡京市 : 4		八幡市 : 3	1	京田辺市 : 3	1	京丹後市 : 8	南丹市 : 5	木津川市 : 7	大山崎町 : 1							
		久御山町 : 1		井手町 : 1		宇治田原町 : 1	和束町 : 1	精華町 : 3	与謝野町 : 3											
		大阪市 : 108		堺市 : 40		岸和田市 : 2	豊中市 : 19	池田市 : 4	吹田市 : 15	吹田市 : 15		泉大津市 : 7	高槻市 : 19							
		貝塚市 : 3		守口市 : 6		枚方市 : 13	茨木市 : 22	八尾市 : 18	泉佐野市 : 1	富田林市 : 9		寝屋川市 : 12	寝屋川市 : 12							
		河内長野市 : 5		松原市 : 9		大東市 : 8	和泉市 : 10	箕面市 : 3	柏原市 : 6	1	羽曳野市 : 6	1	門真市 : 2							
大阪府 (43)	43 (100%)	摂津市 : 9		高石市 : 4		藤井寺市 : 5	東大阪市 : 23	泉南市 : 4	四條畷市 : 5		交野市 : 4	大阪狭山市 : 3								
		阪南市 : 2		島本町 : 2		豊能町 : 1	能勢町 : 1	忠岡町 : 1	熊取町 : 3		田尻町 : 1	岬町 : 1								
		太子町 : 1		河南町 : 1		千早赤阪村 : 1														
		神戸市 : 21	118	姫路市 : 16	11	尼崎市 : 11	明石市 : 6	西宮市 : 20	芦屋市 : 5	伊丹市 : 8		相生市 : 1								
		豊岡市 : 6		加古川市 : 2		赤穂市 : 1	西脇市 : 4	宝塚市 : 16	三木市 : 2	高砂市 : 2		川西市 : 9								
兵庫県 (41)	40 (97.6%)	小野市 : 2		三田市 : 4		加西市 : 5	篠山市 : 3	養父市 : 2	2	丹波市 : 6		南あわじ市 : 1	朝来市 : 6							
		淡路市 : 5		宍粟市 : 4		加東市 : 4	たつの市 : 5	1	猪名川町 : 3	多可町 : 1	稲美町 : 1	1	播磨町 : 2							
		市川町 : 1		福崎町 : 3		神河町 : 1	太子町 : 1	上郡町 : 1	佐用町 : 1	香美町 : 3		新温泉町 : 2								
		奈良市 : 18	4	大和高田市 : 3		大和郡山市 : 3	天理市 : 6	橿原市 : 2	桜井市 : 2	五條市 : 1		御所市 : 1								
		生駒市 : 7		香芝市 : 4		葛城市 : 1	2	宇陀市 : 1	平群町 : 1	1	三郷町 : 2	斑鳩町 : 1	安堵町 : 1							
奈良県 (39)	30 (76.9%)	川西町 : 1		三宅町 : 1		田原本町 : 3	御杖村 : 1	高取町 : 1	明日香村 : 1		上牧町 : 2	王寺町 : 2								
		広陵町 : 1		河合町 : 1		大淀町 : 1	下市町 : 1	下北山村 : 1	川上村 : 1											
		和歌山市 : 13		海南市 : 3		橋本市 : 6	有田市 : 1	2	御坊市 : 1	田辺市 : 1		新宮市 : 1	紀の川市 : 3							
		岩出市 : 2		紀美野町 : 1		かつらぎ町 : 1	高野町 : 1	湯浅町 : 1	広川町 : 2	有田川町 : 1		美浜町 : 1								
		日高町 : 1		由良町 : 1		印南町 : 1	みなべ町 : 1	日高川町 : 2	白浜町 : 3	那智勝浦町 : 1		古座川町 : 1								
和歌山県 (30)	25 (83.3%)	串本町 : 4																		
		鳥取市 : 14		米子市 : 5		倉吉市 : 2	境港市 : 2	岩美町 : 1	若桜町 : 1		智頭町 : 1	八頭町 : 1								
		三朝町 : 1		湯梨浜町 : 1		琴浦町 : 3	北栄町 : 1	日吉津村 : 1	大山町 : 3	南部町 : 1		1	1	1						
		日南町 : 1		日野町 : 1		江府町 : 1														
鳥取県 (19)	19 (100%)	鳥取市 : 14		米子市 : 5		倉吉市 : 2	境港市 : 2	岩美町 : 1	若桜町 : 1		智頭町 : 1	八頭町 : 1								
		三朝町 : 1		湯梨浜町 : 1		琴浦町 : 3	北栄町 : 1	日吉津村 : 1	大山町 : 3	南部町 : 1		1	1	1						

事業類型 ... 一般型 ... 連携型 ... 実施箇所数

都道府県名の下の()の数字...市区町村数
実施市町村数の下の()の数字...実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県		市町村数														
島根県 〔19〕	18 (94.7%)	松江市： 8	浜田市： 2	出雲市： 7	益田市： 1	大田市： 1	安来市： 2	江津市： 3	雲南市： 4	興出雲町： 2	川本町： 1	美郷町： 1	津和野町： 2	吉賀町： 1	海士町： 1	西ノ島町： 1
岡山県 〔27〕	26 (96.3%)	岡山市： 22	倉敷市： 5	津山市： 6	玉野市： 3	笠岡市： 1	井原市： 3	総社市： 9	高梁市： 1	新見市： 1	備前市： 7	瀬戸内市： 5	赤磐市： 4	美作市： 2	浅口市： 3	和気町： 2
岡山県 〔27〕	26 (96.3%)	早島町： 1	里庄町： 1	矢掛町： 2	新庄村： 1	鏡野町： 1	勝央町： 1	奈義町： 1	西粟倉村： 1	美咲町： 5	吉備中央町： 2	美咲町： 5	吉備中央町： 2	美咲町： 5	吉備中央町： 2	美咲町： 5
広島県 〔23〕	23 (100%)	広島市： 17	呉市： 9	竹原市： 3	三原市： 12	尾道市： 6	福山市： 31	府中市： 4	三次市： 7	庄原市： 4	大竹市： 3	東広島市： 22	廿日市市： 3	安芸高田市： 1	府中町： 2	海田町： 3
山口県 〔19〕	17 (89.5%)	熊野町： 1	坂町： 1	安芸太田町： 2	北広島町： 4	大崎上島町： 1	世羅町： 3	神石高原町： 2	下関市： 19	宇部市： 7	山口市： 24	萩市： 1	萩市： 1	防府市： 8	岩国市： 8	光市： 1
山口県 〔19〕	17 (89.5%)	長門市： 5	柳井市： 7	美祿市： 2	周南市： 11	山陽小野田市： 5	周防大島町： 3	田布施町： 1	阿武町： 1	徳島市： 9	鳴門市： 6	小松島市： 3	阿南市： 6	吉野川市： 2	阿波市： 4	三好市： 1
徳島県 〔24〕	21 (87.5%)	勝浦町： 1	石井町： 2	神山町： 1	那賀町： 1	牟岐町： 1	美波町： 1	松茂町： 1	北島町： 1	藍住町： 2	板野町： 1	上板町： 1	つるぎ町： 3	東みよし町： 1		
香川県 〔18〕	16 (94.1%)	高松市： 32	丸亀市： 12	坂出市： 4	善通寺市： 5	観音寺市： 12	観音寺市： 12	観音寺市： 12	香川県： 16	土庄町： 1	小豆島町： 2	三木町： 2	宇多津町： 2	宇多津町： 2	丸亀市： 12	坂出市： 4
愛媛県 〔20〕	18 (90.0%)	松山市： 23	今治市： 8	宇和島市： 5	八幡浜市： 2	新居浜市： 8	西条市： 8	大洲市： 1	伊予市： 1	四国中央市： 6	西予市： 2	東温市： 1	松前町： 1	松前町： 1	内子町： 1	松野町： 1
愛媛県 〔20〕	18 (90.0%)	鬼北町： 1	愛南町： 3	室戸市： 2	安芸市： 1	南国市： 5	土佐市： 2	須崎市： 2	宿毛市： 1	高知市： 12	室戸市： 2	安芸市： 1	土佐市： 2	須崎市： 2	宿毛市： 1	土佐清水市： 1
高知県 〔34〕	19 (55.9%)	四万十市： 1	香南市： 5	香美市： 2	土佐町： 1	いの町： 1	仁淀川町： 1	仁淀川町： 1	佐川町： 1	越知町： 1	日高村： 1	四万十町： 1	いの町： 1	仁淀川町： 1	中土佐町： 1	佐川町： 1
高知県 〔34〕	19 (55.9%)	北九州市： 10	福岡市： 14	大牟田市： 1	久留米市： 12	直方市： 1	飯塚市： 4	田川市： 1	柳川市： 4	八女市： 4	筑後市： 1	大川市： 1	行橋市： 5	豊前市： 1	中間市： 2	筑紫野市： 3
福岡県 〔60〕	58 (96.7%)	春日市： 1	大野城市： 4	宗像市： 1	太宰府市： 3	古賀市： 2	福津市： 1	うきは市： 2	宮若市： 3	嘉麻市： 3	朝倉市： 4	みやま市： 2	糸島市： 3	那珂川町： 3	宇美町： 1	篠栗町： 3
福岡県 〔60〕	58 (96.7%)	須恵町： 2	新宮町： 2	久山町： 1	粕屋町： 6	芦屋町： 1	水巻町： 2	阿垣町： 1	遠賀町： 2	小竹町： 1	鞍手町： 1	桂川町： 1	筑前町： 1	大木町： 1	大木町： 1	香春町： 1
福岡県 〔60〕	58 (96.7%)	添田町： 2	糸田町： 1	川崎町： 1	大任町： 1	福智町： 1	効田町： 3	みやこ町： 3	吉富町： 1	上毛町： 1	築上町： 2	鳥栖市： 10	鳥栖市： 10	唐津市： 15	佐賀市： 13	小城市： 3
佐賀県 〔20〕	14 (70.0%)	嬉野市： 1	神埼市： 1	吉野ヶ里町： 2	基山町： 1	みやき町： 2	白石町： 1	武雄市： 1	鹿島市： 1	長崎市： 10	佐世保市： 10	島原市： 7	諫早市： 7	大村市： 11	平戸市： 4	対馬市： 6
長崎県 〔21〕	21 (100%)	吾岐市： 3	五島市： 4	西海市： 8	雲仙市： 7	南島原市： 15	長与町： 3	時津町： 1	東彼杵町： 1	川棚町： 2	波佐見町： 1	小値賀町： 1	佐々町： 1	新上五島町： 2	佐々町： 1	東彼杵町： 1

市町村

事業類型 ... 一般型 ... 連携型

都道府県名の下の()の数字...市区町村数

各事業類型の後の数字...実施箇所数

実施市町村数の下の()の数字...実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成29年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村																																														
熊本県 〔45〕	39 (86.7%)	熊本市 : 23 宇土市 : 4 南阿蘇町 : 1 高森町 : 2 氷川町 : 1	八代市 : 9 上天草市 : 5 長洲町 : 1 西原村 : 1 芦北町 : 1	人吉市 : 1 宇城市 : 7 和水町 : 2 南阿蘇村 : 1 錦町 : 1	荒尾市 : 3 阿蘇市 : 2 大津町 : 2 御船町 : 1 多良木町 : 3	水俣市 : 1 天草市 : 9 菊陽町 : 4 嘉島町 : 1 水上村 : 1	五名市 : 5 合志市 : 4 南小国町 : 1 益城町 : 1 球磨村 : 1	山鹿市 : 6 美里町 : 2 小国町 : 1 甲佐町 : 1 苓北町 : 1	菊池市 : 6 玉東町 : 1 鹿山村 : 1 山都町 : 2 竹田市 : 3	日出町 : 1	大分県 〔18〕	大分市 : 11 豊後高田市 : 3 九重町 : 1	別府市 : 6 杵築市 : 3 玖珠町 : 1	中津市 : 6 宇佐市 : 6 1	日田市 : 3 豊後大野市 : 5	佐伯市 : 6 由布市 : 4	臼杵市 : 4 国東市 : 4	津久見市 : 1 姫島村 : 1	津久見市 : 1 姫島村 : 1	日出町 : 1	宮崎県 〔26〕	宮崎市 : 21 えびの市 : 1 川南町 : 1	14 3 8	都城市 : 5 三股町 : 1 門川町 : 2	延岡市 : 4 高原町 : 1 高千穂町 : 1	日南市 : 4 国富町 : 1 五ヶ瀬町 : 1	小林市 : 3 綾町 : 1	日向市 : 2 高鍋町 : 1	串間市 : 2 新富町 : 3	西都市 : 1 木城町 : 1	鹿児島県 〔43〕	鹿児島市 : 14 薩摩川内市 : 8 南九州市 : 1 大崎町 : 1 喜界町 : 1	鹿屋市 : 7 日置市 : 4 伊佐市 : 4 東串良町 : 1 徳之島町 : 1	枕崎市 : 1 曾於市 : 1 始良市 : 6 錦江町 : 2 和泊町 : 1	霧島市 : 9 三島村 : 1 2 南大隅町 : 1 知名町 : 2	出水市 : 2 いちき串木野市 : 1 十島村 : 6 肝付町 : 1 与論町 : 2	指宿市 : 2 南さつま市 : 2 さつま町 : 1 中種子町 : 1	西之表市 : 1 志布志市 : 2 長島町 : 2 南種子町 : 1	垂水市 : 1 奄美市 : 1 湧水町 : 2 瀬戸内町 : 1	沖縄県 〔41〕	那覇市 : 10 うるま市 : 8 読谷村 : 3 南大東村 : 1	宜野湾市 : 8 宮古島市 : 5 嘉手納町 : 1 久米島町 : 1	石垣市 : 1 南城市 : 2 北谷町 : 2 八重瀬町 : 1	浦添市 : 7 国頭村 : 1 北中城村 : 1	名護市 : 4 本部町 : 1 中城村 : 3	糸満市 : 5 恩納村 : 1 西原町 : 2	沖縄市 : 6 宜野座村 : 1 与那原町 : 4	豊見城市 : 2 金武町 : 1 南風原町 : 3

事業類型 ... 一般型 ... 連携型 ... 連携型

各事業類型の後の数字 ... 実施箇所数

都道府県名の下の()の数字 ... 市区町村数

実施市町村数の下の()の数字 ... 実施率

地域子育て支援拠点事業の概要

		一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施		児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体		市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人)	別区を含む) 民間事業者等への委託等も可)
基本事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 地域の子育て関連情報の提供		子育て等に関する相談・援助の実施 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>～ の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</p> <p>・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設</p> <p>・地域支援の取組の実施(加算) 地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p>	<p>～ の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>	
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)		子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用		児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上		週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

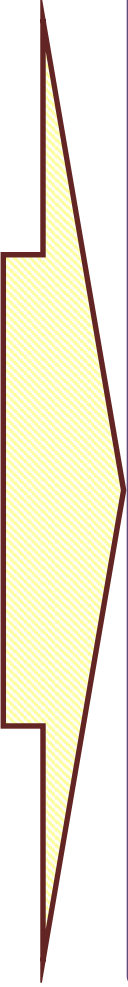
出張ひろばの実施要件について

現状

子育て親子を取り巻く環境は大きく変化し、特に人口減少や少子化が加速している地域などにおいては、地域子育て支援拠点の必要性を感じてはいるが、人材不足や利用親子数が少ないことなどにより常設の地域子育て支援拠点の設置が難しく、出張ひろばで対応せざるを得ない状況となっている。

課題

職員の担い手不足等により、同一の出張先のひろばにおいて、毎週1～2日かつ1日5時間の出張ひろばの開催が難しい状況となっている。



時代のニーズに応じた地域子育て支援拠点事業への取組
地域子育て支援拠点を推進する観点
等から

対応

これまで、出張ひろばの開催場所や開設日数等の要件を、原則年間を通して同じ場所で開催する場合に限定してきたが、平成30年度より、出張元となる地域子育て支援拠点が、必ず週に1～2日かつ1日5時間以上、どこかの出張先のひろばに出向き、出張ひろばを実施する場合も交付金の対象とすることとした。

イメージ

出張元となる一般型の地域子育て支援拠点

が、毎週必ず1～2日、かつ1日5時間以上、どこかの出張先のひろば（A・B・C・D）に対して計画的に出向き、出張ひろばを実施する。

人員配置：2名（一般型兼務職員）

出張元拠点



地域子育て支援拠点

出張先ひろば

出張ひろば A

出張ひろば B



出張ひろば C

出張ひろば D

資料18

地域子育て支援拠点の改修等における補助制度の概要（H31予算案）

整備費等補助（新規・継続分）

次世代育成支援対策施設整備交付金 （地域子育て支援拠点施設）

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村
2. 補助基準額：8,330千円
3. 補助率：国 定額（1/2相当） 市町村1/2相当
4. 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、NPO法人等
平成29年度から、地域子育て支援拠点施設整備のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象とした。

整備費等補助（新規開設分のみ）

子ども・子育て支援交付金 【開設準備経費】

地域子育て支援拠点事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入、及び開設前月の賃借料に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村(委託等可)
2. 補助基準額：4,000千円(改修費等)
600千円(賃借料等)
3. 補助率：1/3（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）

整備費等補助（継続事業分のみ）




児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 （児童養護施設等の環境改善事業）

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修や備品の購入に必要な経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村(委託等可)
2. 補助基準額：8,000千円
3. 補助率：1/2
（政令市・中核市は国1/2、政令市・中核市1/2、
上記以外の市町村は国1/2 都道府県1/4 市町村1/4）
（ ）事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。

地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方

これまで実施してきた「基礎的研修」及び「指導者養成研修」に加え、中堅職員の資質の向上を図るために、平成30年度より地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業「専門的研修」を実施。

<p>地域の人材による子育て支援活動強化研修</p> <p>対象者 ・地域子育て支援拠点の管理者や事業所において指導的立場にある者</p> <p>研修の目的 ・地域の子育てに関する指導的立場の者の養成 ・地域子育て支援拠点の課題への対応技術の習得</p> <p>実施主体：国（公募により民間団体に委託予定）</p>	<p>【ベテラン職員】</p> <p>経験年数が概ね5年以上の職員</p> <p>指導者養成研修</p> 
<p>地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業</p> <p>対象者 ・地域子育て支援拠点事業の業務経験年数がある程度ある者</p> <p>研修の目的 ・地域子育て支援拠点事業所の職員の質の向上 ・地域における子育て支援に関する専門的知識や技術等の修得</p> <p>補助率 国1 / 2、都道府県・市町村1 / 2</p>	<p>【中堅職員】</p> <p>経験年数が概ね5年未満の職員</p> <p>専門的研修</p> 
<p>子育て支援員研修 （地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）</p> <p>対象者 ・新たに子育て支援等の業務に従事する者、または経験が浅い者</p> <p>研修の目的 ・多様な子育て支援分野全般に関する基礎的知識や技術等の修得 ・地域子育て支援拠点事業について全体像の理解、および事業のねらいについての理解</p> <p>補助率 国1 / 2、都道府県・市町村1 / 2</p>	<p>【新任職員】</p> <p>未経験の職員</p> <p>◇経験年数が概ね3年未満の職員</p> <p>基礎的研修</p> 

地域少子化対策重点推進交付金

(平成31年度当初予算案 9.5億円)

「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)においては、地域の結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を推進するため、地域の実情に即した取組を強化することとしている。
また、「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても、「結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととしている。

背景

1. 優良事例の横展開支援事業

地方自治体が行う少子化対策事業について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援

- 交付対象
 - ① 結婚に対する取組
 - ・ マッチングシステムの構築
 - ・ ボランティアの育成・交流 等
 - ② 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組
 - ・ 結婚応援パスポート ・結婚新生活支援事業の周知広報
 - ・ 配偶者の出産直後の男性の休暇取得の促進
 - ・ ライフデザインセミナー ・**乳幼児とのふれあい体験**
 - ・ その他、地域で結婚、妊娠・出産、子育てを応援する社会づくり・機運の醸成 等

○ 補助率：1/2

○ 交付上限

- ・ 都道府県 5,000万円(事業費ベース1億円)
- ・ 政令指定市・中核市・特別区 1,500万円(事業費ベース3,000万円)
- ・ 市町村 750万円(事業費ベース1,500万円)

事業概要

2. 結婚新生活支援事業

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助

※地方自治体は地域の実情に応じて、上限額(30万円)の範囲内で補助額を設定可能

- 対象世帯：夫婦ともに34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除

○ 補助率：1/2

社会保障審議会児童部会 遊びのプログラム等に関する専門委員会
遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について 報告書(概要)

専門委員会での検討事項

こどもの城が開発した遊びのプログラム等の分析、評価及び普及啓発
遊びのプログラムの改定、開発
地域の児童館等の果たすべき機能及び役割

<遊びのプログラムの普及啓発の方向性について >

こどもの城が閉館した現在、専門委員会、大型児童館及び地域の児童館等がこれまでこどもの城が果たしてきた役割を分担することによって、遊びのプログラムの実施・検証・評価にかかる取組を担っていく必要がある。

- 専門委員会 全国の児童館で取り組まれている遊びのプログラムの情報の定期的な収集・検証・評価、厚生労働省のホームページや大型児童館等を通じた情報提供による全国的な普及啓発、発達段階に応じた遊びの効用を踏まえた遊びのプログラムの実施方法等の提示など。
- 大型児童館 広域地域の情報収集・発信、管内児童館の連携促進、児童館未設置地域等での遊びのプログラムの普及啓発、実践など。
 - 大型児童館がない自治体は、計画的に設置を進めるとともに、設置までの間は、大型児童館に代わる拠点児童館を選定し、都道府県内における上記役割を担う等工夫して取り組まれることが期待される。
- 地域の児童館 遊びのプログラムの実施、開発、改良、検証・評価や他の児童館との実践交流など。

＜児童館ガイドラインの改正案のポイントと活用方法＞

児童館ガイドライン改正の背景と見直しの経過

- 児童館をめぐる環境の変化や時代の変化に適切に対応する児童館の機能・役割を明確化することを目的として、平成22年度「児童館ガイドライン検討委員会」(柏女霊峰委員長)を設置。同委員会の議論を経て、厚生労働省は、平成23年3月31日に児童館ガイドラインを発出した。
- その後、改正・施行された児童福祉法などの子ども健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた児童館ガイドラインの見直しが課題となった。
- 専門委員会及びワーキングでは、地域の児童館等の果たすべき機能・役割についての検討を中心に、児童館ガイドラインの見直しについて積極的議論・検討を重ね、「改正児童館ガイドライン(案)」を示した。

児童館ガイドライン改正案のポイント

- 従前の児童館ガイドラインの6項目25節・約5,500字から、9章構成、39項目・約14,700字に拡充するとともに、児童館職員が身体的に参考になるような内容及び平易な文章表現にした。
- 「第1章総則」に児童福祉法の改正の趣旨を踏まえ、児童の権利に関する条約の精神について加筆するとともに、子どもの視点からの文体に統一した。
- 児童館の特性を①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理し、「総則」に記載した。
- 「第1章総則」、「第2章子ども理解」、「第9章大型児童館の機能・役割」を新設。「第7章子どもの安全対策・衛生管理」を一つの章に独立、内容を充実させた。

改正児童館ガイドライン(案)

第1章 総則	第6章 児童館の運営
第2章 子ども理解	第7章 子どもの安全対策・衛生管理
第3章 児童館の機能・役割	第8章 家庭・学校・地域との連携
第4章 児童館の活動内容	第9章 大型児童館の機能・役割
第5章 児童館の職員	

児童館ガイドラインの活用と周知の方法

- 各自治体及び児童館等で児童館ガイドラインの積極的な周知が望まれ、具体的には次のような活用方法が考えられる。
 - ① 自治体における条例等の見直し
 - ② 児童館の指定管理者への業務運営の仕様書への準用
 - ③ 児童館長、児童厚生員、児童館主管課行政担当者等の研修会の開催
 - ④ 児童館等での職員研修又は自己点検(評価)等運営及び活動の見直しの指針としての活用
- また、専門委員会では、児童館の主たる利用者である子どもがさらに児童館を積極的に活用できるように「子ども版児童館ガイドライン」(仮称)の策定を望む意見があった。

遊びのプログラム等に関する専門委員会 設置要綱・委員名簿

1. 設置の趣旨

昭和60年に国が設置した「こどもの城」(平成27年3月末に完全閉館)は、これまで、先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところである。

こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
- (2) 新たなプログラムの開発について
- (3) 今後の地域の児童館等のあり方について
- (4) その他

【開催実績】

第1回 平成27年6月5日 第2回 平成27年10月2日 第3回 平成27年11月27日 第4回 平成28年1月29日 第5回 平成28年3月28日
 第6回 平成28年5月27日 第7回 平成28年7月29日 第8回 平成28年10月17日 第9回 平成29年2月10日 第10回 平成29年11月13日
 第11回 平成30年1月12日 第12回 平成30年3月23日 第13回 平成30年6月22日 第14回 平成30年9月20日

4. その他

委員会は、原則公開とする。

5. 委員

氏名	所属・役職	(五十音順)
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授	
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授	
北島 尚志	NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン理事長	
佐野 真一	港区立麻布子ども中高生プラザ館長	
○鈴木 一光	一般財団法人児童健全育成推進財団理事長	
高松絵里子	北海道中標津町役場町民生活部参事	
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長	
羽崎 泰男	一般社団法人鬼ごっこ協会代表理事	
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事	
吉村 温子	玉川大学非常勤講師	委員長

今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ 設置要綱・構成員名簿

1. 設置の趣旨

「児童館ガイドライン」が平成23年に定められ5年が経過し、この間、これまで先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきた「こどもの城」が平成27年3月末に完全閉館したことや、子どもの貧困、児童虐待、中高生の居場所確保等新たな問題への対応など児童館を取り巻く環境が変化してきており、ガイドラインの見直しなど今後の地域の児童館等のあり方を検討する必要がある。今後の地域の児童館等のあり方を検討し、児童館運営の指針となる「児童館ガイドライン」の見直しなどを専門的な見地から検討を行うため、「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下、「本委員会」という。)の下にワーキンググループを設置する。

2. 構成等

- (1)ワーキンググループの構成員は、本委員会の委員及び外部有識者等から委員長が指名する。
- (2)ワーキンググループの検討状況を本委員会に随時報告するとともに、検討結果を本委員会に報告する。
- (3)ワーキンググループは、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。なお、委員長にあっては必要に応じて参加することができる。
- (4)ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1)今後の地域の児童館等のあり方について
- (2)「児童館ガイドライン」の見直し
- (3)その他

4. その他

会議は、原則公開とする。

5. 構成員

【専門委員】

(五十音順)

氏名	所属・役職
○植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長

【外部有識者】

氏名	所属・役職
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科 准教授
斉藤 朋行	東久留米市中央児童館 館長
柳澤 邦夫	栃木県上三川町立上三川小学校 校長

座長

【開催実績】

第1回 平成29年11月28日 第2回 平成30年3月12日

「児童館ガイドライン」の改正について（平成30年10月策定）

児童館ガイドラインの発出・改正の経緯

児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年3月に児童館ガイドラインを発出した。

- その後、改正・施行された児童福祉法などの子ども健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた児童館ガイドラインの見直しが課題となった。
- 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置）及び同委員会に設置された「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」（平成29年2月設置）において、児童館ガイドラインの見直しについて検討を行い、「児童館ガイドライン」改正案をとりまとめた。



地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、平成30年10月、改正「児童館ガイドライン」を自治体あてに通知した。

児童館ガイドラインの改正のポイント

従前の児童館ガイドラインの6項目25節・約5,500字から、9章構成、39項目・約14,700字に拡充するとともに、児童館職員が具体的に参考になるような内容及び平易な文章表現にした。

- 児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示した。
- 児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、拠点性、多機能性、地域性の3点に整理した。
- 子どもを理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。

- 児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めた。

- 子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を追加した。

- 大型児童館の機能・役割について新たに示した。

第1章 総則【新設】

- 1 理念 児童館は、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法の理念にのっとり、年齢及び発達 の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。
- 2 目的 児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。
- 3 施設特性
 - 児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況にかかわらず、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。
 - 子どもにとって、遊びは生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。
 - 児童館の特性には、拠点性、多機能性、地域性がある。
- 4 社会的責任 子どもの権利擁護 / 活動内容についての説明責任 / プライバシーの保護や秘密保持 / 苦情対応 等

第2章 子ども理解【新設】

児童館では、その対象となる乳幼児期、児童期、思春期の子ども達の発達の特徴や過程を理解し、発達 の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

第3章 児童館の機能・役割

- 1 遊び及び生活を通して子どもの発達 の増進 遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達 の増進に努めること。
- 2 子どもの安定した日常生活の支援 子ども の遊びの拠点と居場所となることを通して、子どもの安定した日常生活を支援すること。
- 3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応 子どもと子育て家庭の課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- 4 子育て家庭への支援 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- 5 子ども の育ちに関する組織や人のネットワークの推進 地域組織活動の育成を支援し、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

第4章 児童館の活動内容

- 1 遊びによる子どもの育成 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- 2 子ども の居場所の提供 子どもが安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。中・高校生世代も利用できる施設であることから、実際に利用可能な環境づくりに努めること。
- 3 子どもが意見を述べる場の提供 子ども の意見が尊重されるように努めること。児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるようにすること。子どもの話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。

第4章 児童館の活動内容（続き）

- 4 配慮を必要とする子どもへの対応
障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応、不適切な養育等や虐待が疑われる場合、子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、関係機関等との連携により、適切な支援を行うこと。障害のある子どもへの利用に当たっては、合理的配慮に努めること。
- 5 子育て支援の実施
子どもと保護者が自由に交流できる場を提供し交流を促進すること。乳幼児を対象とした活動の実施や、乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組を推進すること。地域の子育て支援の包括的な相談窓口としての役割を果たすこと。
- 6 地域の健全育成の環境づくり
児童館活動に関する理解や協力が得られるよう努めること。地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。児童館がない地域に向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。
- 7 ボランティア等の育成と活動支援
子どもが児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること。
- 8 放課後児童クラブの実施と連携
児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて行うよう努めること。

1542

第5章 児童館の職員

- 1 児童館活動及び運営に関する業務
児童館の目標や事業計画、活動計画の作成 / 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓 / 活動や事業の結果の職員間での共有・振り返り / 会議・打合せ / 利用状況や活動内容、業務の実施状況や施設の管理状況等の記録 / 広報活動
- 2 館長の職務
利用者の把握と運営統括 / 児童厚生員の業務の円滑化 / 地域の社会資源等との連携 / 苦情や要望への対応 / 子育てに関する相談対応や関係機関との連携 / 保護者への連絡
- 3 児童厚生員の職務
子どもの育ち・子育てに関する地域の実態把握 / 子どもたちの遊びの援助や子どもとも子ども集団の主體的な成長への支援 / 特に援助が必要な子どもへの支援 / 子どもたちの遊びや生活の環境の整備 / 児童虐待防止のための保護者等への情報提供、早期発見 / 配慮が必要とされる子どもの個別記録の作成 / 子育てに関する相談対応
- 4 児童館の職場倫理
倫理規範の遵守（子どもの人権尊重・権利擁護、子どもの性差・個人差の配慮、国籍や信条等による差別的な取扱いの禁止、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止、個人情報・プライバシー保護、保護者や地域住民との信頼関係の構築） / 身だしなみへの留意 / 倫理規範の明文化
- 5 児童館職員の研修
児童館の職員や運営主体が積極的に資質向上に努めること / 運営主体や市町村・都道府県による研修の実施 / 研修の日常活動への反映

第6章 児童館の運営

- 1 設備 集会室、遊戯室、図書室等や事務執行に必要な設備のほか、必要に応じた設備や備品を設けること。乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮すること。
- 2 運営主体 子どもの福祉や地域の実情を理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。運営内容について自己評価及び結果の公表に努め、利用者や地域住民等の意見を取り入れること。可能な限り第三者評価を受けること。
- 3 運営管理 地域の実情に合わせて開館日や開館時間を設定すること。利用する子どもについての把握・保護者との連絡を行うこと。運営協議会等を設置すること。運営管理の規定、責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるとともに組織的に取り組むこと。要望、苦情へ迅速かつ組織的な対応を図ること。職員体制と勤務環境を整備すること。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理【新設】

- 1 安全管理・ケガの予防 子どもの事故やケガ防止のため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、計画や実施方法を整えておくこと。
- 2 アレルギー対策 アレルギー疾患のある子どもには保護者と協力して適切な配慮に努めること。誤飲事故や食物アレルギーの発症予防に努めること。
- 3 感染症対策等 感染症の発症予防に努めるとともに、感染症や食中毒等の発生時の対応方針をあらかじめ定めておくこと。
- 4 防災・防犯対策 防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、安全点検・安全確保に関する情報共有等に努めること。定期的な避難訓練等の実施や災害発生時に必要な物品等を備えること。来館時、帰宅時、帰宅時の安全対策について保護者・地域と連携し、見守り活動等の実施に取り組むこと。
- 5 衛生管理 子どもの感染症予防や健康維持のために施設・設備の衛生管理を行うこと。採光・換気等保健衛生に十分配慮すること。

第8章 家庭・学校・地域との連携

- 1 家庭との連携 家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。特に援助が必要な子どもには、関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。
- 2 学校との連携 児童館の活動や学校の行事、子どもの様子等について、適切な情報交換を行うこと。子どもの安全管理上の問題等が発生した場合、適切な対応がとれるよう学校との連絡体制を整えておくこと。
- 3 地域及び関係機関等との連携 地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くこと。子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より地域の子どもと安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。

第9章 大型児童館の機能・役割【新設】

- 1 基本機能 大型児童館は、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。他の機能を有する施設との併設等の場合にも、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮されることが求められる。
- 2 県内児童館の連絡調整・支援 県内児童館の情報把握や相互利用、運営等の指導、館長や児童厚生員等の研修、児童館活動の啓発、地域組織活動等の連絡調整等、大型児童館相互の連携や積極的な情報交換を行うこと。
- 3 広域的・専門的健全育成活動の展開 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発、普及を図ること。児童館のない地域等に出向き、遊びの提供等に努めること。優良な児童福祉文化財の保有や活用、児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を行うこと。

児童委員・主任児童委員活動事例 「ハッピーベビープロジェクトピヨピヨ」(静岡県静岡市安西地区)

静岡県静岡市の主要データ

基礎データ (平成31年1月現在)	人口: 694,643人 世帯数: 292,883世帯 学校数: 公立小学校87校、公立中学校43校
児童委員・主任児童委員の数	児童委員: 定数1,067人 / 委嘱者数1,045人 主任児童委員: 定数122人 / 委嘱者数122人

取組(活動)概要

各町会より、赤ちゃん誕生の連絡を受け、学区内で子どもが生まれた家庭を主任児童委員と地区社協の広報、児童委員が訪問しお祝いしている。
地区社協からの助成を受け、手作りのお祝いカード、QUOBOOKカード、絵本紹介冊子、主任児童委員の連絡先、子育てサロンひよこの案内を手渡し、記念写真を撮っている。写真ができると再度訪問することとしている。

取組(活動)の主催団体

安西地区社会福祉推進協議会

主な実施場所

安西地区(12町内)

連携・協力機関等

安西地区自治会連合会、(予定)社会福祉法人 静岡厚生会)

児童委員・主任児童委員の役割、関わり

各町内会へチラシの回覧を依頼し、情報をまとめ、お祝いカード等を準備し、訪問先と連絡を取り、日時等の打合せを行う。訪問した際には、子育てサロンひよこにお誘いする。



取組(活動)のきっかけ、経緯

DV、子どもへの虐待・貧困などが社会課題になる中、地域の子ども所在などについては守秘義務によりなかなか知ることができなかった。主任児童委員が地区社協発足時より役員であったことから、役員会において赤ちゃん訪問時のお祝いの助成金について提案し、1年かけて実現した。

取組(活動)のポイント、留意点

家庭の都合や子どもへの体調に合わせて訪問日を決定する。地区社協には、学区の全世帯が加入しており、地域の方々赤ちゃんの誕生をお祝いしている旨を伝える。何でも相談のこを伝えながら、主任児童委員の連絡先を伝える。児童委員と一緒に笑顔で紹介する。

取組(活動)による効果

町内会から「生まれたよ！」と声かけていただくなど、各機関と協力し合うことができた。訪問先の家庭では安心して迎え入れていただき、子どもたちから力もらうとともに、地域の絆を強く感じる事ができた。

資料24

今後の展望・課題

小学校の就学時健康診断に参加し、2~3分で自分たちの活動など説明する機会としている。再び、お母さんたちに会うことが楽しみにもなっている。区内に周知するため、訪問した際の記念写真を地域の施設等に展示したいと考えている。

児童委員・主任児童委員活動事例 「サンサン広場（外国人家庭のサロン）」（福井県勝山市）

福井県勝山市の主要データ

基礎データ (平成31年1月現在)	人口:23,318人 世帯数:7,978世帯 学校数:公立小学校9校、公立中学校3校
児童委員・主任児童委員の数	児童委員:定数78人 / 委嘱者数78人 主任児童委員:定数8人 / 委嘱者数8人

取組（活動）概要

太陽のように暖かく輝くように「サンサン広場」という名称で外国人家庭のためのサロンを開催している。当市及び日本の文化を学び、風習に馴染むため、外国人同士の交流会や子育てに関する相談などを行っている。学期ごとに年3回開催。

【主な活動内容】

おひな祭り、七夕まつり、クリスマス会、遠足、陶芸、お餅つき大会、和菓子作り、当市の施設巡り、近隣市町村の施設巡り、行政書士による悩み相談 など

取組（活動）の主催団体

勝山市主任児童委員会

主な実施場所

勝山市内及び勝山市健康福祉センターすこやか

連携・協力機関等

勝山市役所(福祉・児童課、健康長寿課、市民・環境課、教育委員会)、行政書士、私立保育園・こども園、市内公立中学の学生、勝山市社会福祉協議会 勝山市民生・児童委員協議会

児童委員・主任児童委員の役割、関わり

主任児童委員が、企画から運営までを全員で実行している。外国人同士の仲間づくり、悩みの相談、行事参加への呼びかけ(市の広報誌への掲載)を行う。児童委員に行事の補助や参加を呼びかけることもある。



取組（活動）のきっかけ、経緯

結婚して当市に住むこととなった外国人の家庭が、どんな外国人がどこに住んでいるのかわからないこと。言葉が通じないので友達ができにくく、相談することもできないこと。ゴミの出し方がわからず、住民から苦情があったことなど、市内の産婦人科医から聞いたことがきっかけとなった。

取組（活動）のポイント、留意点

春季には当市の左義長祭りを体験したり、ひな祭りに和菓子を作りお抹茶を嗜んだり、日本古来の琴の音を鑑賞できるようにしている。夏季には七夕飾りし、夏祭りの風情を楽しみ、冬季は、クリスマスツリーを飾り、ケーキを作ったり、正月用のお餅つきを行っている。

取組（活動）による効果

人種の違う外国人同士の交流ができ、同じ国の出身者がいることもわかり、連絡先を交換する姿も見られた。外国人の子どもたち同士で友達付き合いができるようになってきている。文化的な面、地域の生活習慣にも少しずつ馴染み、コミュニケーションがとれるようになってきている。主任児童委員とも親交が深まり、声を掛け合うようになってきた。

今後の展望・課題

この取組はある程度は定着しているものの、最近では外国人家庭が少しずつ減り、行事もマンネリ傾向にある。対象が小学生3年生までの子どもがいる家庭としていことから、小学生対象者を6年生までにするか検討が必要となっている。これから、地域の方々との協力を得ながら、魅力ある行事を取り入れていくことが課題である。

児童委員・主任児童委員活動事例 「地域出張イベント＆個別子育て相談会」(大阪府大阪市北区)

大阪府大阪市北区の主要データ

基礎データ (平成31年1月現在)	人口:133,702人 世帯数:80,643世帯 学校数:公立小学校11校、公立中学校5校
児童委員・主任児童委員の数	児童委員:定数136人 / 委嘱者数133人 主任児童委員:定数32人 / 委嘱者数32人



取組(活動)概要

区内5校の中学校区、7地域(2校は広範囲のため、各2ヶ所開催)において、イベントを開催し、並行して個別子育て相談会を行う。専門職が相談を受け、民生委員児童委員協議会・子育て支援施設・地域子育てサロン・地域ボランティア団体がイベントを中心に開催を行う。

取組(活動)の主催団体

大阪市北区役所福祉課子育て支援室・北区役所健康課・各地区民生委員児童委員協議会・保育所(園)・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・北区社会福祉協議会・北区図書館・大阪府助産師会・北区食生活改善推進協議会・子育て支援施設

主な実施場所

北区スポーツセンター・大阪市男女共同参画センター・老人福祉センター・子ども子育てプラザ・中学校多目的室・地域福祉会館・区役所会議室等

連携・協力機関等

北区歯科医師会・北野病院・地域ボランティア団体

児童委員・主任児童委員の役割、関わり

参加者が多く集まる期待ができるイベントを企画し、地域で広報活動を行う。当日は地域の子育てサロンに継続参加したくなるような場を作るとともに、地域の主任児童委員を覚えてもらうことで日常の見守り活動を円滑にする。

取組(活動)のきっかけ、経緯

課題を抱える家庭に出会える機会を作りたいという思いで、区役所主導のもと5年前に始まった。それまでは子育て中の親子に関わる機関と連携し、年1回大きなイベントを行っていたが、出向くことで課題を抱える家庭に出会う可能性を高め、早めの支援につなげられるように変更した。

取組(活動)のポイント、留意点

未就学の子どもとその親が興味を持ちそうなイベント内容で参加を促し、幅広い分野の専門職が保護者の些細な不安や悩みを聞き取ることで、「相談」に対する抵抗感を下げ、気軽に相談できる関係を作る。また、諸機関の担当者と児童委員・主任児童委員が親子と関わり、日々の地域での見守りなどの情報共有や連携強化につなげること。

取組(活動)による効果

地域での見守りの役割を求められながら、支援の必要な家庭になかなかつながらなかったが、このイベントを通して、地域子育てサロンには参加しにくい孤立している親と関わる事ができた。また、年5回ほどの連絡会を通し、関連機関との横のつながりを強化することができ、通常の地域子育てサロンでの心配事を早い段階で伝えたり、心配な家庭を地域につなげられるようになった。

今後の展望・課題

相談先がない子育て世帯が多いため、積極的な情報発信と地域連携が必要である。悩みや不安を長期的に抱えないよう、今後も早めの発見に努め、主任児童委員として地域の相談窓口の役割を担っていききたい。未就学児にとどまらず、その後の支援や見守りを必要とする小学生・中学生・不登校や課題を抱えた子ども(親子)の居場所づくりを行っている。

児童委員・主任児童委員活動事例 「地域で見守り見守りられ～子ども民生委員の取組～」(高知県土佐清水市)

高知県土佐清水市の主要データ

基礎データ (平成31年1月現在)	人口:13,660人 世帯数:7,327世帯 学校数:公立小学校6校、公立中学校1校
児童委員・主任 児童委員の数	児童委員:定数69人 / 委嘱者数68人 主任児童委員:定数5人 / 委嘱者数4人

取組(活動)概要

小学校5・6年生が、総合学習の時間を利用して、月1回、小学校周辺地区の一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認と交流を行っている。訪問を終えると各々が訪問記録を作成。班ごとに社会福祉協議会へ報告し、何か心配なことがあれば、社会福祉協議会から地域包括支援センターへ連絡等対応することとしている。近況や体調を訊ね、学校行事の案内や手作りのプレゼントを持参。また、地区を歩いて訪問し、避難路や危険箇所も確認している。年度末の学習発表会では、地域の方々に活動報告している。

取組(活動)の主催団体

土佐清水市立下川口小学校、土佐清水市下ノ加江小学校、土佐清水市社会福祉協議会、土佐清水市民生委員児童委員協議会

主な実施場所

下川口小学校、下ノ加江小学校周辺地区

児童委員・主任児童委員の役割、関わり

年度初めに民生委員の仕事についての授業と子ども民生委員任命式へ参加し、児童と交流を深める。地区担当民生委員は、第1回訪問前に訪問先の情報や注意点を伝え、初回訪問に同行し、児童と高齢者を繋いでいる。主任児童委員は時々同行し、児童と高齢者のかかわりの様子を見ている。

取組(活動)のきっかけ、経緯

「民生委員・児童委員活動の周知を図りたい」「子どもたちの福祉教育の取組ができないか」という主任児童委員と、「子どもが高齢者とかわることを望んでいる」という小学校長の思いが合致し、平成25年1月、子ども民生委員の取組が始まった。小学校、社会福祉協議会、主任児童委員が内容を協議し、「福祉」や「地域の現状」、「民生委員の仕事」について授業を行い、その後、ひとり暮らしの高齢者の訪問することとなった。

取組(活動)による効果

子どもたちの日常の会話に高齢者の話題が上がる。子どもたち自身が地域の一員として、見守りの役割を担っている自覚ももてるようになった。子どもは、喜んでもらえるにはどうしたらよいか、会話が弾むにはどう話せばよいか、訪問時の工夫を考え、高齢者は、子どもからのプレゼントを玄関に飾り、その訪問を心待ちにしている。

今後の展望・課題

子どもの数が減少し、参加する5.6年生にも負担がかかっている面がある。学校での取組が重要であり、学校や地域の多方面へ発信することが重要である。
子ども民生委員の取組は、子どもを地域の一員として捉えた活動である。地域を知り、人を思いやること、防災活動にもつながるなど、子どもたちが自分自身を大切にし、自らの権利とともに社会へ参画することがうれしい体験となり、生まれ育った地域が心の根っこ(ふるさと)になる。今後も様々な地域でその地域に即した子ども民生委員活動が広まることを願っている。

取組(活動)のポイント、留意点

児童が主体的に活動できるように配慮する。子どもが考え、困ったときには相談にのる形を取っている。子どもたちの気づきを大切にするとともに、児童たちが訪問で気づいたことや心配に思ったことを受け止め、一緒に考える。

児童福祉週間の概要

【趣旨】

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考え、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしている。（昭和22年5月より毎年実施されている）

【平成30年度標語】

「あと一歩 力になるよ その思い」 伊藤 里空乃(りくの)さん 8歳 千葉県
応募期間：平成29年9月1日～10月20日 応募総数：9,720作品

【期間】

毎年、5月5日の「こどもの日」から5月11日までの1週間
（地域の実情による期間の延長(5月末日まで)可）

【主唱団体】

厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(公財)児童育成協会

【関係省庁等における取組】

<国>

児童福祉週間標語の募集・選定・表彰(S38～)
児童福祉文化賞の発表・表彰(S34～)
こいのぼり掲揚式の実施(S33～)
中央省庁のこいのぼり掲揚(13省庁で実施)
国営昭和記念公園など15施設で無料入園等を実施

<民間団体>

児童福祉施設関係者によるこいのぼり掲揚式
児童福祉文化賞推薦作品の発表会
こどもの国など14施設で無料入園等を実施

<地方公共団体>

広報活動
大会・イベント等
独自の標語募集
こいのぼり掲揚等

平成30年度 児童福祉週間標語ポスター



絵：ヨシタケシンスケさん(絵本作家)

社会保障審議会推薦児童福祉文化財の概要

1. 社会保障審議会による児童福祉文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第8項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

児童福祉法第8条第8項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため3つの「委員会」を設置して審議。各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

- 出版委員会 …… 図書等
- 舞台芸術委員会 …… 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等
- 映像・メディア等委員会 …… 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

3. 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

4. 平成29年度推薦数

	出版物	舞台芸術	映像・メディア等	計
推薦	33	11	13	57
うち特別推薦	8	5	4	17

5. 広報・啓発

児童福祉文化財広報・啓発ポスター・サイトを制作し、広報・啓発に取り組んでいる。



子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について

「子ども・子育て支援新制度」における、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施のため、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保するための各種研修を実施する。

また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について解決するための調査研究事業を実施。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 36.0億円(30年度:26.7億円)

子育て支援員研修事業 5.1億円(30年度:4.6億円)

- ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関しての必要な知識や技術等を習得するための研修を実施
- ・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業 30.9億円(30年度:22.1億円)

- ・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施

【研修内容】

- ・保育の質の向上のための研修等事業
- ・保育士等キャリアアップ研修事業
- ・新規卒卒者の確保、就業継続支援事業
- ・多様な保育研修事業
- ・放課後児童支援員等研修事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業

子ども・子育て支援推進調査研究事業 4.7億円(30年度:3.5億円)

- ・子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施
補助率：定額(10/10)

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

31年度予算額（案） 177億円【復興】

（30年度予算額 190億円）

事業概要・目的

復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における生活再建など、被災者を取りまく課題は多様化。

被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。

仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

<重点的に取り組む項目>

被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・高齢者等日常生活サポート	・コミュニティ形成支援 ・県外避難者支援 ・被災者支援コーディネート
被災者の日常的な見守り・相談支援	被災者見守り・相談支援事業	
仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	仮設住宅サポート拠点運営事業	
被災地における健康支援	被災地健康支援事業	
子どもに対する支援	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業		

資金の流れ



期待される効果

被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

(復興庁所管・被災者支援総合交付金)

30年度予算額:190億円の内数 → 31年度予算額(案):177億円の内数

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

1. 子ども健やか訪問事業

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どもがいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者を配置する。

(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

(5) 児童福祉施設等給食安心対策事業

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

(6) 保育料等減免事業

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。

なお、28年度から新たに小規模保育事業等の利用者負担額を減免対象に加える。